

令和7年 朝日村議会

12月定例会会議録

令和7年 12月2日 開会

令和7年 12月12日 閉会

朝 日 村 議 会

令和7年朝日村議会12月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月2日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第64号から議案第76号までの上程	6
○議案第64号から議案第76号までの議案提案説明	7
○議案第64号から議案第76号までの議案内容説明	11
○散 会	12
○署名議員	13

第 2 号 (12月9日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	15
○開 議	16

○議事日程の報告	1 6
○会議録署名議員の指名	1 6
○諸般の報告	1 6
○一般質問	1 7
中 村 文 映 君	1 7
羽多野 美 映 君	2 9
豊 田 恵美子 君	4 2
清 澤 あゆみ 君	5 5
古 池 美佐江 君	7 1
北 村 直 樹 君	8 7
清 沢 正 毅 君	1 0 1
清 沢 敬 子 君	1 1 1
○会議時間の延長	1 2 6
齊 藤 正 法 君	1 2 7
○散 会	1 3 5
○署名議員	1 3 7

第 3 号 (12月12日)

○議事日程	1 3 9
○出席議員	1 3 9
○欠席議員	1 3 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 9
○事務局職員出席者	1 4 0
○開 議	1 4 1
○議事日程の報告	1 4 1
○会議録署名議員の指名	1 4 1
○諸般の報告	1 4 1
○常任委員長の報告	1 4 2
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第64号から議案第76号までの質疑、討論、採決	1 4 3

○発議第 6 号の上程	1 4 9
○発議第 6 号の議案提案説明	1 4 9
○発議第 6 号の議案内容説明	1 4 9
○発議第 6 号の質疑、討論、採決	1 5 0
○議員派遣について	1 5 0
○閉会中の継続調査の申出について	1 5 1
○村長挨拶	1 5 1
○閉 会	1 5 2
○署名議員	1 5 3

令和7年朝日村告示第61号

令和7年朝日村議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月27日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和7年12月2日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	北村直樹君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	小林弘之君

不応招議員（なし）

令和7年朝日村議会12月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和7年12月2日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第64号 朝日村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

第 6 議案第65号 朝日村地域優良賃貸住宅条例の制定について

第 7 議案第66号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第67号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第68号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

第10 議案第69号 指定管理者の指定について

第11 議案第70号 財産の無償譲渡について

第12 議案第71号 字の区域の変更について

第13 議案第72号 工事請負変更契約の締結について

第14 議案第73号 令和7年度朝日村一般会計補正予算(第3号)について

第15 議案第74号 令和7年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につい
て

第16 議案第75号 令和7年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

第17 議案第76号 令和7年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）について

第18 議案第64号から議案第76号までの議案提案説明

第19 議案第64号から議案第76号までの議案内容説明

出席議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	北村直樹君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	小林弘之君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢光寿君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	小林秀樹君	産業振興課長	大池守君
教育次長	上條靖尚君	保育園長	上條浩充君

事務局職員出席者

議会事務局長	山本珠明君	書記	北林薫君
--------	-------	----	------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（小林弘之君） みなさんおはようございます。

ただいまから令和7年朝日村議会12月定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林弘之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林弘之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 羽多野 美 映 議員

5番 豊 田 恵美子 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（小林弘之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間としたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの11日間と決定しました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小林弘之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書、定期監査結果、例月出納検査結果及び監査実施結果が、別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（小林弘之君） 日程第4、本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎議案第64号から議案第76号までの上程

○議長（小林弘之君） この際、日程第5、議案第64号から日程第17、議案第76号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議案第64号から議案第76号までの議案提案説明

○議長（小林弘之君） 日程第18、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。
小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに、令和7年朝日村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、議員、村民の皆様方には、日頃より明るく活力ある村づくりにご協力を賜り感謝申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、9月定例会以降の朝日村の動静に触れたいと思います。

まずは、今年は台風や秋雨前線による大雨や線状降水帯等の発生もなく、大きな災害がなかったことに安堵をいたしました。気象と大きな関係のある農業ですが、先月JA松本ハイランド朝日支所の野菜生産販売実績検討会が開催され、生産販売の速報値が示されました。春先の生産調整や夏の高温障害がある中、生産数は180万ケース前年比102%、販売金額は23億円で前年比87%、3億円の減少でございました。資材の高騰等、農業経営は引き続き厳しい状況でございます。天候、気候に左右される産物に秋のキノコがでございます。特にマツタケは降雨量や降雨時期が影響し、昨年より大幅に収穫が落ち込んだとのことでございます。降雨量に関しましては、村民より今年の水道水は大丈夫かのご心配の声をいただきましたが、昨年より大尾沢の浄水場を砂ろ過から膜ろ過に切り替え、浄水能力が30%向上したため、安定した給水ができました。

5年に一度の国勢調査が行われ、ご協力いただきました調査員並びに村民の皆様に感謝申し上げます。国勢調査の結果ではございませんが、本年10月1日現在の年齢別人口について、市民タイムスの報道によりますと、中信地域16市町村で15歳未満の占める割合は11.7%と朝日村が一番高い数値でありました。福祉あふれ住みやすい村づくり、特に子育てにやさしい村づくりを進めてまいりました結果、子育て世帯の移住場所として受け入れられていることは大変喜ばしいと捉えております。今後も人口減少対策を積極的に進めてまいります。

数年間仕込んできた各種事業が見える形となってまいりました。人口減少対策の一助となる中組西住宅団地の造成が中組地区で、若者の移住定住、子育て世帯を応援する若者世帯向け地域優良賃貸住宅の建設が朝日保育園の西で、村民の安心と福祉の向上となる朝日診療所建設が朝日小学校の隣で、交通の利便性向上につながる古見バイパスの建設も大分進んでま

いりました。そのほか、村内企業でも新たな投資や事業所の再構築が始まっています。カンロ株式会社の増築工事、長年休止状態であったIHIアグリテックの工場に新たに共栄社シバウラ株式会社が設立され、稼働の準備を進めています。これらにより、村民の働く場の拡大が見込まれます。

そのほか、各課トピックスに触れます。

初めに、総務課関係でございます。朝日村地震総合防災訓練を9月上旬に行いました。住民が災害発生時において、自らが何をすべきかを考え、地域住民同士の共助や近助の精神、地域の自主防災力の向上を主眼に、安否確認を含め2,700人が訓練に参加をいただきました。

また、災害時における防災備蓄品の強化を図るため、約5,000万円をかけ、防災備蓄品の整備をいたしました。主なものは、調理用品及び給水設備、テント、ベッド、トイレ、機械器具、照明器具等でございます。財源は国庫補助2分の1、残りは特別交付税により措置されます。そのほか、同報系防災無線子局の増設工事として緊急防災減災事業債を活用し、事業費は約800万円で、西洗馬防災センター駐車場に防災無線の屋外子局を増設いたしました。

次に、企画財政課関係でございます。先ほども触れました朝日保育園西に建設を進めている地域優良賃貸住宅は、現在基礎工事を進めています。本議会で設置条例がお認めいただければ、令和8年1月より入居募集等の条件を公表していく予定でございます。

次に、住民福祉課関係でございます。朝日診療所建設工事は、来年度早々の完成を目指し順調に進んでいます。民生委員、児童委員の改選時期を迎え、12月1日に厚生労働大臣より委嘱が行われ、新任6名、再任6名の体制でスタートをいたしました。任期は3年でございます。

次に、建設環境課関係でございます。第2回ゼロカーボンセミナーが10月にセイコーエプソン様を講師にお迎えし開催されました。これは村民、事業者、行政が一体となり、脱炭素社会の実現に向けた取組の一環として行われ、多くの皆さんに聴講をしていただきました。第3回は令和8年2月を予定しております。

大尾沢浄水場建設事業ですが、令和4年9月に着工し、総工費約10億円で今月完工し、15日に竣工式が執り行われます。

土地開発公社の関係ですが、中組西住宅団地造成工事は、6月に着工し道路舗装工事を残すのみとなりました。販売は令和8年4月を予定しています。

次に、産業振興課関係でございます。今年の農業生産は、先ほども触れましたとおり、農家の皆さんにとって厳しい1年でありました。来年につながる支援策として、堆肥補助の増

額をし、1トン当たり2,000円の補助を実施しています。ご利用をお願いいたします。

松くい虫対策ですが、西洗馬地域に感染が拡大しています。先月末に対策協議会を開催し、今後は西洗馬地域でも二、三年をめどに樹種転換事業を進めてまいります。

11月上旬、朝日マレット場の閉場に当たり、36年間に感謝をし、マレットの集いが行われ、村内外より35人の参加がありました。来場者数は多いときには年間1万8,000人、最近では400人となり、愛好家の高齢化により山岳コースは敬遠されがちとなっていました。

朝日プライムスキー場では先月末に、来場者数の増加や雪づくりが順調に進むことを願い、12月20日のオープンに向け安全祈願祭を実施いたしました。

次に、教育委員会関係でございます。朝日小学校の給食棟と昇降口棟の長寿命化工事が順調に進んでおり、今月半ばには、新たに導入した調理器具類の確認のために試作調理が行われ、2学期中には給食の提供が可能になります。給食停止期間中は、仕出し弁当での対応となり、保護者や関係者のご理解とご協力に感謝申し上げます。

そのほか、朝日小学校では来年度から1年生を対象に、25人以下での少人数学級の導入を検討しています。これは入学間もない子ども一人一人への丁寧な対応や、教育の多様化、個別最適な学びの実現を図るためでございます。

また、朝日保育園では全ての子どもの育ちを応援し、良質な育成環境を整えるために、国の勧めるこども誰でも通園制度の導入を進めています。

次に公民館事業についてですが、10月13日に行われた体育祭、スポーツフェスティバルは、スポーツ団体の皆様のご協力により、天候も悪い中、650人の参加をいただきました。

27回を数える村民ゴルフ大会ですが、ゴルフ関係団体のご協力により10月19日に行われ、53名の参加をいただきました。

朝日村文化祭は、今年もJ Aと同一会場で、朝日村の昭和100年を振り返ってをテーマに開催され、上條恒彦さんをしのぶミュージカル「朝日村ファンタジー」の記録番組の上映や、文化発表会も大変好評でした。

美術館は改修工事も順調に進み、民俗資料館では土器類の再展示を進めております。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例5件、指定管理1件、財産1件、字の区域変更1件、契約1件、予算4件の計13件でございます。

初めに、議案第64号 朝日村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づき、こども誰でも通

園制度が実施されることに伴い、事業所認可のための基準を定めるものでございます。

次に、議案第65号 朝日村地域優良賃貸住宅条例の制定につきましては、朝日村地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第66号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第67号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の児童福祉法の改正により所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第68号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の児童福祉法の改正及び内閣府令の施行により、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第69号 指定管理者の指定につきましては、地方自治法の規定に基づき、朝日診療所の管理を行わせる指定管理者の指定につきまして、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第70号 財産の無償譲渡につきましては、朝日村担い手研修施設かたろう舎につきまして、農業者のための施設として今後も使用することを目的に、J A松本ハイランド農協に無償譲渡するため、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第71号 字の区域の変更につきましては、県営農地中間管理機構関連農地整備事業で実施している土地改良事業におきまして、換地処分を行うに当たり字の区域変更を行うものであります。

次に、議案第72号 工事請負変更契約の締結につきましては、令和7年4月25日に契約を締結しました社会教育施設整備事業朝日美術館朝日村歴史民俗資料館改修工事につきまして、照明器具取替え及びそれに伴う天井部改修により、76万8,900円を増額する工事請負変更仮契約を清沢土建株式会社と締結しましたので、地方自治法及び条例の制定により議会の承認をお願いするものであります。

次に、議案第73号から第76号までは、補正予算でございます。

初めに、議案第73号 令和7年度朝日村一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれに8,470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,100万円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税1,985万円、繰越金7,176万円、諸収入516万円を増額し、国庫支出金633万円、村債840万円を減額するものでございます。

歳出の主なものは、子育て世帯住宅取得補助金275万円、公共交通運行経費補助金503万円、診療所建設事業工事請負費118万円、財政調整基金積立金7,826万円を増額し、学校施設管理費エレベーター更新工事請負費935万円を減額するものでございます。

次に、議案第74号 令和7年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,870万円とするものでございます。主なものは、財政調整基金積立金415万円でございます。

次に、議案第75号 令和7年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,220万円とするものでございます。主なものは介護保険支払準備基金積立金370万円でございます。

次に、議案第76号 令和7年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出に28万円を追加し、総額を2億5,536万円とするものでございます。主な内容は、機器等のリース料の増額20万円でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げます。担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案第64号から議案第76号までの議案内容説明

○議長（小林弘之君） 日程第19、議案第64号から議案第76号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩します。

休憩 午前 9時23分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 11時21分

○議長（小林弘之君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（小林弘之君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 21 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年朝日村議会12月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和7年12月9日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	北村直樹君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	小林弘之君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢光寿君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	小林秀樹君	産業振興課長	大池守君
教育次長	上條靖尚君	保育園長	上條浩充君

事務局職員出席者

議会事務局長	山本珠明君	書記	北林薫君
--------	-------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林弘之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林弘之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林弘之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 清 澤 あゆみ 議員

7番 古 池 美佐江 議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（小林弘之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長です。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小林弘之君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が、答弁を含め50分と決められております。簡潔にお願いします。また、持ち時間の終了5分前になりましたら、事務局からリンでお知らせしますので、お含みおきください。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（小林弘之君） それでは、最初に、2番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 2番、中村文映です。

本日は、3項目について質問させていただきます。

1項目、あさひ保育園完全給食の実現に向けてを伺います。

先日の12月議会議案提案説明でも村長から紹介がありましたが、10月1日現在の県内市町村年齢別人口が発表され、新聞記事にこのような記載がありました。15歳未満の人口の割合は朝日村が11.7%、山形村11.6%、松本市、塩尻市が11.4%、安曇野市が11.3%で県平均を上回っている。この3市2村は子育て世帯に居住地として選ばれていると言えそうだと。子育てに優しい朝日村の認知、ブランド化が定着してきたことを実感する記事内容でした。

この少子化の時代に村がトップを維持していることは、まさに村の移住定住施策や子育て支援政策の成果であると思うところです。

そこで、本日は、さらなる子育て支援策として、以前から疑問に思っていた保育園の主食持参、ご飯持参についてを伺います。

3月定例会でも羽多野議員が質問されています。単純で素朴な疑問ですが、朝が忙しい子育て世代になぜわざわざご飯を持参させるのか。朝は簡単にパン食で済ませる家庭も多いと聞いています。なのに、園児のために毎日一握りのご飯を用意するのは大変な手間ではない

かと思えます。また、冬は冷たいし、夏は食中毒の危険もあります。

そこで、地区の方、イベント会場、保育園の運動会でご飯の持参は大変じゃないですかと聞いてみました。答えは、「保育園で出してくれたらありがたい」、「持っていかなかったらすごく助かる」、「温かいご飯が食べられる」でした。中には、「当たり前だと思っているので負担じゃない」という方もいました。でも、その方は、後からわざわざ私を探して言いに来てくれました。「やはり助かる」と。

3月の一般質問で園長の答弁で、調理スペースが狭い、増築もできない、炊飯業者、小学校からの提供も難しい等々、できない理由は十分伺いましたので、本日は保育園の設置総責任者である村長に保護者の皆さんの切実な思いをどう受け止め、今後どうしていくかを村長に伺います。

1、園で副食を提供しながら主食・ご飯持参させるのは、何か保育理念上の理由があるのか。ただ単に長年制度の見直しをしてこなかっただけなのか。

2、多くの園児の保護者が望む園での主食、ご飯提供を長時間かけずに早急に実現するために、村長の指導力を強力に発揮できないかを伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條保育園長。

○2番（中村文映君） すみません、先ほども私言いましたが、村長にお答えいただきたい。

園長のお答えはもう既に聞いておりますので。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 本当は園長のほうからもう少し背景とか、どうして今こうなっているという、そういった説明も前の羽多野議員の説明にプラスしてお答えしようと準備をしていました。でも、きつく村長にということでもありますので、結論から私は言います。

今非常に将来の財政状況を見ると、経常経費をいかに抑えるか、固定費を抑えていくかというのが一番の村政運営の大きな課題でございまして、今はおかげさまである大企業の特別な税を頂いて、それでかなり賄っている部分もある。これが5年、6年、7年経ってくると落ち着いてくるという中で、固定的なそういった経常経費を増やしていくというのは、非常に村政としてはつらいです。

いろいろ試算してみましたら、可能なことは、外から炊いたお米を調達することしか今できません。前にもお話ししたとおり施設をいじくるとなると、数千万円から億に近い保育園

の改造費等々がかかりますので、それはもう現実的ではありませんので、もし議員のおっしゃるようなことが可能である道を探すと、小学校の給食をこの夏お弁当に切り替えて工事をしましたけれども、そういった外の米飯業者から炊いたお米を仕入れるということが現実的であります。

それもどのくらいか試算をしてみたところ、1人1食約100円、3歳児以上の園児が約100人いますので、もろもろ計算していくと年間200万円前後のお金がかかるという試算が出ております。

ここからがお話なんですけれども、議員のほうはいろいろな方にお話を聞いたということで今伺いましたけれども、もう一度園児の保護者の皆さんにどういう状況ならいいのかというような、もう一回調査をちゃんとして、そして、本当の真の要求、要求という言い方はおかしい、本当どういったことがせつかくお金をかけるならば喜ばれるのかというところをもう一回調査をして、検討していくというのが今日の答弁になります。

ですから、まだこれから予算編成で来年度の予算をこれからつくり上げていく最中でありますので、そういった財源をどうするかとか、または、本当にどうしたらいいのかということや今後経常経費を抑えていく、固定費を抑えていくためにどうしたらいいかというようなことも含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 村長にお答えいただきました。ありがとうございます。

北信の中野市がこの10月から主食の提供を始めました。その目的を市のほうから引っ張り出してきたんですが、限られた朝の時間の中で登園準備を行う保護者の負担軽減、特に夏場は食中毒の危険性も高まるため、温かい炊き立てのご飯を提供し、食育の充実と子供の食欲増進を図るとしています。

今村長のほうから経常的な経費をこれから抑えていかなくちゃいけないというようなお話もあったんですが、中野市は子供1人1,000円を頂いているようです。やり方はいろいろあるかと思いますが、できれば私は学校給食の小学校、中学校の給食費が、国の当初の予定では来年度から無償になるということです。この頃国のほうがふらふらしていますが、教育費にかける村の予算が、多少なりともそれによって村の負担が少なくなる、やっとな国が朝日村に追いついてきたような状況もただいまありますので、その辺も含めてぜひ、先ほど村長の

ほうから保護者の方にも調査をしていただくということなのですが、できるだけ早い時期に実現をしていったらいいなというふうに思うところなのですが、教育長のほうでもそういうような情報を持っているかと思うんですけども、教育長としてはその辺についてどういうふうにお考えですか。

○議長（小林弘之君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 中村議員の質問にお答えをしたいと思います。

今議員お話にありましたように、もしも国のほうでそういった財政措置がついて、給食の提供が国のほうで賄っていただけるというような話になりましたときには、ある程度の財政的な余裕が出るかもしれません。

そういったときには、例えば保育園の給食、主食提供ということもある程度現実的な話になってくるということも、私ども考えております。

そういった財政上、今村長からお話がありましたように、現状の財政状況から見ますとかなり厳しいというような状況もございますので、そこのところをクリアできるような状況がまず見つからないとなかなか難しいということ。

それともう一つは、保護者の皆さんお一人お一人のお考えというのも十分お聞きして、それからまた一歩前へ進むというようなことになるかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 全国の調査によれば、公立保育所を設置している自治体の約29.4%、3割が主食に持参を求めているそうです。逆に言えば、7割の自治体は提供していることになります。その中で長野県は63.6%の市町村が主食を持参させているということで、これは全国ワースト4位だそうです。

それについて行政の側からもいろいろ説明がされていますが、専門家に言わせると、昔からそうしてきているからという理由で今も続いているという面が多いと指摘されています。できない理由は私は何とでもなるかと思うんです。調理室が狭いという話、前回の園長の話もありましたが、前回を見てみましたが5から6メートルって書いてあるんですけども、もし5メートル掛ける6メートルだけあれば、30平米あるわけですから、18坪あるような中でお釜1台が置けないなんていうスペースは、私は考えられない。私は大好きな狭小住宅、

ビフォーアフターなんか見ていたら、10坪の中でも人が生活できるような形になっていますので、工夫次第によってはお釜1台です、これぐらいあればできる、大型の1台、保育園児が1食に必要なのは100グラムだって言われていますよね、3歳から5歳の、100グラム、こんなもんです。私どもが子ども食堂で使っている二升釜、二升釜じゃもしかしたら足りないかもしれないけれども、三升釜だって値段を調べたら高いものでも20万円ぐらいのものです。置こうなんて思ったら、幾らでもそんなことは理由にならないというふうに私は思いますので、ぜひとも何とか早急に、もちろん先ほど教育長のお話にもあったとおり、財政的なこと、特に保護者の皆さんのお話もお聞きして、例えば負担を求めたら、それについてはどうかというような調査もしていただく中で、早急に実現していただきたいなというふうに思っています。

改めて村長、もう一回、これだけ結構全国的に見たら進んできています。保護者、子育てに優しい村として、村長としてもう一度何とかしたいというような旨お聞きできればなと思うんですが、いかがですか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 先ほども申したとおり検討していきます。今朝日村の園児に対する福祉の充実度は、例えばお米は今そういう状態ですが、副食はもう十何年昔から無償なんです。1人4,000円くらい。ですから、ほかの自治体に比べてかなり進んでやってきたという背景もご理解いただきたいと思えます。

それと、今回米飯のほうもそういうことになると、先ほどもちょっと話ありましたが、約1人につき2,000円かかります。先ほどの例の自治体では半額補助、多分半額補助なんでしょう、もしかしたら。そんなことも念頭に、可能性を追求していくということでご理解ください。

以上です。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 私は、今村長のほうからご答弁いただきましたけれども、きっと小林村長なら何とかしてくれるというふうに思うところがございます。村民の皆さんもこの事業にお金を使うことに対して文句なんか言ってこないと思えますし、子供を安心して預け、親が安心して働ける村へ、村が目指すべきは昔からの仕組みを続けることではなく、時代に合

わけて子育て環境をアップデートしていくことではないかと考えます。村長の決断力に期待して、私の1問目の質問は終わります。

○議長（小林弘之君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 2問目です。

進む水道事業広域化研究と村の対応についてを伺います。

村は飲用水の安定供給のため、大尾沢浄水場の処理水量を1.6倍に増強、また、西洗馬に新たな水源池を確保すべき事業を進めています。しかし、厚生労働省や県は、人口減少に伴う水道収入の減少や施設の老朽化などの課題解決のため、広域化の検討を進めています。

県企業局の令和4年10月の資料に松本地域の水道施設に関する厚生労働省の調査結果が載っています。それによると、1、課題として令和元年を基準として令和52年には、給水人口が42万2,164人から27万7,568人へ約34%減少する。また、有収水量、料金徴収の対象の水量ですが、1日12万1,474立方メートルから1日8万376立方メートルへ、同じく34%減少するとあります。

そして、共通の課題として施設の老朽化、耐震化、稼働率の低い施設の存在、災害対応を上げています。また、今後の検討の観点として、緊急時の対応としてバックアップの強化を上げ、市村境を越えた体制強化として朝日村から山形村への連絡管等の整備との記載があります。この時点でも村も広域化、広域連携の検討対象になっていたと思われます。

しかし、それから1年半後、令和6年3月に立ち上がった県企業局、松本市、塩尻市、山形村参加の松塩地域水道事業広域化研究会に村は参加されていません。その理由は、村が県の松塩水道用水を受水せず、単独で水道事業を行っているためかと推測するところです。

しかし、人口減少問題、多発する想定外の大災害への対応や市村境を越えたバックアップ体制の必要性を考えたとき、広域的な研究に参加しなくて大丈夫かと思えます。

そこで伺います。

1、村は現在県企業局、他市村との水道事業の広域化についての話合いを持たれていますか。また、松塩地域水道事業広域化研究会立ち上げに当たり、県からは事前に話や打合せはなかったのでしょうか。

2、人口減少が続き、国の試算では給水人口、受水人口が45年後には34%減少すると言わ

れていますが、20年後、30年後、村単独事業として上水道事業を維持できると村は考えているかについて伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、中村議員ご質問の進む水道事業広域化研究会と村の対応についてお答えいたします。

まず、松塩地域水道事業広域化研究会の設置に当たっては、令和5年3月改定の長野県水道ビジョンにおいて松本圏域の広域連携の方向性として、松塩水道用水供給事業関係者、松本市、塩尻市、山形村、県企業局における垂直統合等を検討していくとともに、圏域内の他地域の広域連携策を検討すると明示されております。このため、研究会の立ち上げに際し、県から朝日村へ事前の具体的な協議や打合せは行われておりません。

しかしながら、朝日村としては今後の水道事業において孤立を避けるため、広域化のメリットが大きいことから、垂直統合グループに連携を県企業局にお願いしている状況です。

一方で朝日村は、松塩水道用水を受水していないため、安曇野市、麻績村、生坂村、筑北村の垂直統合以外のグループで水道事業の将来を見据えた情報交換や意見交換を適宜行っております。

取組としては事務の協同化、技術面や人材面での協力、常務受託等の連携に向けた検討を進めております。

次に、将来村単独事業として上水事業を維持できるかについてです。

現状では、朝日村水道事業基本計画に基づき適切に事業を維持しております。しかし、20年後、30年後の長期的な視点において村単独で水道事業を安定的に維持できるかは、重要かつ重大な課題であり、村としても真剣に受け止めています。国の推計や水道事業の全体の動向を踏まえると、現状のまま村単独での長期運営を続けることは難しいと認識しております。

村民サービスを守りつつ財政健全化を図るためには、広域連携や民間活用などの施策を実施することが現実的と考えております。現在は垂直統合以外のグループで検討を行っておりますが、垂直統合グループへの参加の可能性も排除しておらず、国や県の助言を得ながら今後の水道事業運営を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今課長の答弁のほうに、県から働きかけと言いますか、お誘いがなかったということに対して非常に憤りを感じる場所でもありますし、そういうことに対しては議会としても今後県のほうにも申入れをしたいなというふうに思うところがございますが、お話を聞けば、他地域での協議会のほうとの連携は取られている、話合いを持たれているということですので、多少安心する場所ですが、私は村が単独で水道事業を行えるということはすばらしいことだというふうに思っている場所です。広い山々があったり、それから豊かな森林があってこそその豊かな朝日村の水資源だというふうに思っている場所です。

そして、何より朝日の水はおいしいと、私もいろいろなところの水道水を飲んでできましたけれども、朝日の水はやはりおいしい、本当にそう感じております。他に頼らずに事業が進められたらもうすばらしいことだと思いますし、ここまで整備をしてきた行政の取組を大いに評価する場所ですが、やはり先ほどの課長答弁にもありましたが、人口減少による収益性、また全国的に問題になっている送水管の老朽化等を考えたとき、また、この間甚大な被害をもたらす災害も各地で発生するような中で、やはり市村境を越えたバックアップ体制を構築していくことが必要かなというふうに思っています。

何回か村のバスで出かけるときに、村長なんかともそんなような話もして、山形村の横出ヶ崎のあそのタンクなんかを見るときなんか、村長ともそんな話をした覚えがあるんですけども、その辺について、村長、どのような危機意識を持っているか伺いたいんですが。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 水道事業ですけれども、この来週、再来週、大尾沢の竣工式を迎えます。これをもって今までの水源は確保できるということです。浄水能力がアップしたということもあるんですけども、基本的な水は大尾沢と舟沢、この2か所がメインの水でありますので、それは現状維持できたということです。

今後なんですけれども、幾つか大きな課題がある中の一つが、いわゆる導水管路の老朽化対策です。これは基本的な考え方として、今国はこの間の能登半島の地震を受けて、早急にそういった導水管を耐震性のあるものに換えてくださいということを国は提唱し出しました。

ただ、それは国からの補助を得るためには、下水道管も一緒にやれと。そういうような条件が今ある中で、非常に今朝日村としては水道管の耐震化、または下水道管の耐震化を、じゃ、すぐにはいやりますというわけには今いきません、財政的に。

基本的な考え方として、これは願うことなのですが、非常にこの辺は地震が今まで少ない、あまり揺れていないというのを少しこの辺にありながら、老朽化を迎えたものから耐震化も併せてそのときにやっつけよう、下水も含めて。ですから、今すぐじゃなくて、老朽化対策としてのときに耐震を併せてやるという基本的な考え方を私は決めました。そういったことで今後10年、20年の財政計画を今組んでいますから、そういったことでやっていきたいというふうに思います。

ただ、ここから話また変わります。

水道の広域化については、もう6年、7年くらい前からずっと検討がされてきていて、そして、最終的に朝日村は自前の水源で浄水場の耐震化を図るということで、一旦そのグループから抜けたという形に今なっていますので、継続して広域化というものは将来に向けて可能性を探っていくというのが1つ、それと、その場合には水を得るだけなんです、水源を得る、これを県企業局の奈良井ダムから水を頂くということなんです。ただそれだけで、村内のいわゆる管路は自分たちでやらなくちゃいけない、何も変わらないんです。ただ水源の一つが確保できるというだけのことです。ですから、そういった意味で今朝日村は浄水場も完成をして、取りあえず今水源が確保できました。

ただこの中で一番懸念しているのは、大尾沢の第2水源が半分しかもう水が出ていないということ、それと、一昨年あの渇水状態を見れば、大尾沢はもう本当に表流水に近い、いわゆる地下水がずっと出るんじゃないくて、表流水に近い水で今潤っているような状況なものですから、その辺をバックアップする意味で西洗馬水道の補強ということで、現在水源を探しておりますけれども、そういった西洗馬水道の補強というのも、大きなこれからやらなくちゃいけないことになると思います。

その補強ができたならば、今原新田の西原に、この間の企業は駄目でしたけれども、新たな企業誘致ということ考えた場合に、浄水場、水道が必要な部分という企業が来た場合、そういった対応もできるということで、将来の企業誘致のためにも少し余力を持った水道施策というのが必要だというように考えています。

ですから、今古見地区にある既存の大手企業も、今の水道水じゃ足りないんで増やしてくれというようなことも来ていますし、具体的に。ですから、朝日村としては、将来人口は減っていくんだけれども、村の体制、村の体力維持するためには企業も誘致して、そして、その企業が安定して生産活動ができるだけの余力を持った水道施策というのが私は重要だというふうに考えております。

ですから、議員に何をあれですけれども、現状課題はそういったことで、そういった方向づけを今しておりますので、いろいろご協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 村の状況はよく理解できました。

先ほど課長のほうからも紹介ありましたけれども、松塩地域水道事業広域化研究会の水平部会が令和7年3月、この3月に何かすごいたくさん会議をやる中において報告書をまとめているんですが、松本市、塩尻市、山形村の水道事業を事業統合した場合に、3市村で約68億円の構造削減が可能だというふうに言っています。山形村は何と松本市からの送水を受けることで、唐沢の老朽化した浄水場が廃止できて、その効果は約38億9,000万円の設備費の削減効果があるというふうに報告書に書いてあるわけです。38億円ということは、山形村にとっては非常に大きな効果というか、大きなメリットかなというふうに思います。

また、その報告書には、朝日村関連では松本市の今井第1配水池の廃止とあります。先ほど村長のほうからもお話が出ましたが、原新田の工業団地計画予定地の真ん中を貫いている送水管を廃止するというふうに計画の中には書いてあります。このことは、村の今後の開発計画においても大きく関わってくるのだと思います。すぐに送水管をつなぐとか、水を送るとか水をもらうということではなくても、やはり広域的な会議に、特に近隣の広域化研究会のほうには、ぜひオブザーバー参加という形でも参加していただくことが非常に大事なというふうに思っています。

県や他市村ともお話をしているということなんですが、この辺村長何とかいろいろな会議の機会がありますので、他市村のほう、それから松塩地域水道事業広域化研究会のほうに何らかの形で関わらせていただけるような形を村長にお願いしたいところなんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 非常に大事な将来に向けた大事な施策をそういったところで方向づけがされていくことになると思うので、ぜひそういったところには積極的に参加をしていくというのは基本的に大事だと思っていますので、早速、今接触は当然できていますけれども、正式にそういったところにも参加したいと思っています。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今村長のほうからそういうところにも積極的に参加していただくようなお話もありました。本当に私どもの記憶にも新しいんですけれども、夏場の湧水があつて、そのときに協力してタンクローリーと言いますか、水を送ってもらったんですけれども、広域的な災害が起きてしまったら、よその市村も自分のところでいっぱいみたいなことになってしまったときには、やはり何らかの形でつながっているということが大事かと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

私の2問目の質問は終わります。

○議長（小林弘之君） 中村議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 3問目です。

村道西洗馬87号線向陽台連絡道路拡幅について伺います。

向陽台団地から下る村道西洗馬87号線は、2019年8月の開通から今年で5年が経過しました。しかし、残念なことに一部車線に狭隘な箇所があり、車の行き違いに支障が出ています。団地の皆さんや地元からも「いつになったら完成するのか」、「不便だ」、「危険だ」、「早く道幅を広げてほしい」といった要望やご意見をたくさんいただいています。

そこで伺います。

1、村は村道西洗馬87号線整備事業を完了したとしているのか、まだ継続事業としているのかを伺います。

2、完了したとするならば、新たな拡幅事業にはいつから取り組むのか。継続している事業ならいつ完成予定なのかをお示してください。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、中村議員の村道西洗馬87号線向陽台連絡道路の拡幅についてのご質問にお答えさせていただきます。

当該道路の拡幅事業につきましては、地権者との土地交渉が難航したことにより一部に幅員が狭い区間が残っておりますが、令和元年8月の開通をもって当初の事業は完了しており

ます。

現在狭隘となっている部分の追加拡幅につきましては、地権者のご意向を伺いながら折衝を進めているところでございます。本件は交通の安全性及び円滑性の確保に直結する重要な課題と認識しております。村といたしましては安全で円滑な交通の確保を最優先に、地権者の権利を尊重しつつ事業の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） この問題は、先日回答をいただきました西洗馬区の村への要望事項にも入っていました。その村からの回答書を見ますと、道路設置の折り合いがつかなかった箇所になります。様子を見て地権者と折衝していきますと回答されているわけですが、今課長の答弁にもありましたが、様子を見てというのは、土地の地権者がいることとございますので当然のこととございますが、差し支えなければ、何が一番支障になっているのか、何が折り合わなかったかについて伺います。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 分かりません。あそこの拡幅については、拡幅というかあそこに道を開けることに関しましては、非常に地権者さんと何回も何回も折衝を重ねて、そして、最終的に今朝判こをつくというところまでいったんです。ちゃんと開けるように。そうしたら、その朝急遽駄目だというようなことがありました。それで、今地権者さんのほうと再度交渉を始めていまして、地権者さんの思いも我々お伺いこれからしていくというような状況でございますので、少し成り行きを見守っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 道路開通から既に5年が経過しています。あそこ通学路でもありますし、非常に冬場なんか特に、雪が降ったりしたときに、下って来るような形でTの字になっていますので交通事故の危険も高いかなというふうに思っていますので、早急に一步進めていただきたいなというふうに思います。

また、今答弁にもありましたが、でも道路整備幅はあくまで村の問題ですし、村の都合です。村が地権者に対して丁寧に説明してご理解をいただくことが、まずもって必要と私も考えます。

地権者にとってはそんなに問題ではないと思うんですけども、村にとってはこれは重要な課題だというふうに考えます。先ほど村長も課長のほうからもお話いただきましたが、村長、課長がぜひご理解いただくために先方と折衝していただいて、なるべく早い開通を目指していただきたいと思います。

以上で本日の私の質問は終わります。

○議長（小林弘之君） これで中村文映議員の一般質問は終わりました。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（小林弘之君） 次に、3番、羽多野美映議員。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 3番、羽多野美映です。

私は今回、2問の質問をさせていただきます。

1問目、喫煙マナー向上に向けた取組について。

村内の公共施設では、村の方針として敷地内全面禁煙の措置が取られています。そのため、庁舎周辺では歩きタバコや敷地外での喫煙が見られ、吸い殻が施設周辺に落ちている状況があります。

庁舎周辺の状況を把握するため、10月以降に3回ほど敷地周辺を歩いて確認しました。その際、庁舎周辺の複数の場所で吸い殻を見つけ、拾い集めました。敷地内全面禁煙という方針があっても、実際には敷地の外で喫煙され、吸い殻が捨てられてしまう現状が一定程度あると感じました。資料として写真を添付いたします。

こちらのほうをご覧いただければ分かりますとおり、歩道等に吸い殻を捨てる以外にも、グレーチングの下に吸い殻を落とす方もいらっしゃるようです。また、この④番の写真ですけれども、こちらは朝日村グラウンドにあります看板です。この看板の下に吸い殻が落ちています。こうした周知の看板の下で喫煙をして吸い殻を捨てる、こういった行為もあるよう

に見受けられました。

私は、喫煙される方を排除したいということではなくて、むしろ喫煙される方もされない方も互いに気持ちよく公共施設を利用できる環境を整えていくことが大切だと考えます。そのためにも、公共施設周辺における喫煙マナーや吸い殻の散乱状況を村としてどのように把握されているのかをお伺いしたいと思います。

また、歩きたばこや受動喫煙の防止、庁舎周辺の環境改善といった観点から、敷地内全面禁煙という方針を維持しつつも必要に応じて喫煙場所の整備や案内の改善など、柔軟な対応を検討できないかと考えています。

喫煙場所を設ける場合の維持管理、喫煙されている方、されていない方双方の立場に配慮したマナー向上について村のお考えを伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、羽多野議員の喫煙マナー向上に向けた取組についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

この公共施設の敷地内禁煙につきましては、平成30年に国の健康増進法の一部を改正する法律が成立、公布されまして、国民の健康の向上を目的として、多数の者が利用する施設等の管理権限者に多数の者の望まない受動喫煙を防止するための措置義務が課されました。

これによりまして、公共施設におきましても、庁舎や公民館、小学校や保育園などの受動喫煙により健康を損なうおそれが高いものが主として利用する施設は、第1種施設として原則敷地内禁煙、美術館や観光施設などは第2種施設として原則屋内禁煙の対策を講じるよう義務づけられたものでございます。

これによりまして、村では令和元年7月1日より第1種施設につきまして敷地内禁煙とし、翌年4月から第2種施設につきましても敷地内禁煙としたものでございます。

実施に当たりましては、広報回覧板、告知放送、また地区長会を通じまして村民の皆さんに周知を図り、施設には看板を設置して対策を講じてきたところでございます。敷地内禁煙を始めた当初は周知が徹底されていなかった状況等もありまして、敷地内で喫煙をしている人も見かけましたが、近年は周知も図られまして、敷地内で喫煙をしている人はほとんど見かけなくなったように思います。

議員ご指摘の周囲に落ちている吸い殻等につきましても、誰がいつどういった状況で捨て

られたかなどの把握は現在できていない状況でございます。

また、敷地内禁煙として村の管理者権限がある範囲も、庁舎で言えばフェンス内で囲まれた敷地内のため、敷地外の喫煙につきましては個人の権利もあり、制限をするのは難しい状況でございます。

次に、議員ご質問の喫煙所の整備についてでございますけれども、国はこの法律の公布と併せましてガイドラインを策定しておりまして、第1種施設、庁舎のような第1種施設につきましては、喫煙所の整備を推奨しないものとしていましたので、全国の地方公共団体の多くが第1種施設の敷地内には喫煙所を設けていない状況にあると思います。

また、どうしても喫煙所を設置する場合は、特定屋外喫煙場所というものの要件を満たす必要があります。その要件の中には、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に区画を設けて設置するというようになっておりますので、庁舎におきましては、建物の周囲は利用者が利用可能な駐車場になっておりますので、敷地内への設置は難しい状況でございます。

裏のほうに以前使っていた喫煙場所ありますけれども、そこは今の法律の範囲では喫煙所になり得ないということになります。そうすると、喫煙所を設ける場合は、敷地外に新たに用地を確保して整備する必要があります。

また、村は長い間健康村活動を続けてきておりまして、村民の健康づくりを推進する立場にありまして、国民健康保険事業も実施している状況でございます。たばこの煙が生活習慣病などの疾病との因果関係が科学的にも明らかにされている中、村がお金をかけて喫煙所の整備を行うことがどうかということが、住民に理解されるかということも疑問がございます。国が法律を施行したのは施設管理者の義務だけでなく、受動喫煙を防止する国民の義務でもあると思いますので、村としましては、これまでどおり喫煙所は設けずに、住民の皆様引き続き理解を図るべく周知を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） ただいまのご答弁承知いたしました。

もう一度お伺ひしたいんですけれども、私もいろいろ調べた中で、まず、このテーマを取り上げた理由について、受動喫煙の防止が進んで嫌煙される方の健康が安心して守られるようになる、そういうことが目的だったかと思うんですけれども、その一方で喫煙をされる方と

というのは、どこで吸えばいいのか分からない、場所がない、これは村の健康村づくりに、一方では反することかもしれないんですけども、喫煙する権利というのは誰も止めることができないと思うんです。

そういったところの中で健康を守るということはもちろん大事なんですけれども、どちらか一方だけが守られて、どちらか一方が追いやられるという状況、これは今私たちが大切にしなければいけない平等や人権の観点からも望ましいものではないと感じています。健康づくりはもちろん、これは最優先です。ただ、それでも喫煙をすることによって気持ちが安らぐだったりストレスが解消される、そうした意味もあって喫煙者というのはなかなか完全に減る状況ではありません。これは、全国的にも世界的にも同じです。

こういったところで、喫煙者というのは完全に、ちょっとこういう話し方をすると少し差別的な発言になってしまうかもしれないですけども、完全に喫煙を排除するということはできません。それは、喫煙者の人権、人権の部分です。そういった観点から、敷地内全面禁煙という方針というのは十分に私も理解しています。それから、先ほど総務課長さんご説明にありました健康増進法第25条、これも私もしっかりと理解しています。

そういった中で、厚生労働省の受動喫煙防止対策ガイドライン、これ先ほど屋外での喫煙専用場所というのは、施設管理者の判断で設置可能というふうにガイドラインの中にはあるんですけども、このことの解釈について、先ほど総務課長さんおっしゃられました、以前あった駐車場のところにあった喫煙所というのは適さないということをおっしゃっていたんですけども、ガイドラインの中に屋外の喫煙専用場所は、施設管理者の判断で設置可能という文言が明らかに明記されているんですけども、このことについては、設置を法律上も自治体判断で可能であるという解釈ができるかと思うんですけども、ちょっとこれ私解釈の違いで少し、もしかしたら違うかと思うんですけども、こういったところも含めて、私禁止一辺倒ではなくて、喫煙される方、されない方の双方が安心して庁舎を利用できる環境づくりというのが大切ではないかなというふうに思っているんですけども、施設内全面禁煙の方針は、もちろん維持するということは私も理解しています。ただ、敷地内が全面禁煙だから、敷地で吸えないから敷地外で喫煙してしまう、こういった状況があります。これが私今日資料で提示しましたたばこのポイ捨てにつながっています。

これがあるべき姿なのかなというふうに思うんです。そういうところについて、絶対に駄目、無理、できないということばかりを探すんじゃなくて、皆さんが気持ちよく暮らしていくために、一方ではどうしてもやめられない喫煙者がある現状を理解していただきながら、

どのような方法が最も実効的かということも含めて喫煙所の在り方、これをご検討いただけるかどうか、もう一度ご判断を伺いたいと思います。

○議長（小林弘之君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 羽多野美映議員の2回目のご質問ですけれども、最初に喫煙所のガイドラインの中の記載ですけれども、まず1つ目には、先ほど申し上げましたとおり、第1種施設は受動喫煙による健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設であることから、特定屋外喫煙場所を設置することは推奨されていないということです、国では。

この特定屋外喫煙場所を設けることができるんですけれども、それには対策を講じなければならぬということになっておりまして、幾つか要件がございます。その中に1つが喫煙場所と非喫煙場所が明確に区別できるように区画されていなければいけないということ、それと、施設利用者が通常立ち入らない場所に設置しなければいけないということで、これ一つは建物屋上がある場合は、屋上は認められるということがございますけれども、そのほかは一般の利用者が立ち入りできない場所でなければいけないということと言われておりますので、庁舎で言えば、周囲は利用者が可能な駐車場になっているものですから、そういったところへは設置できないという解釈になると思います。

ですので、第1種施設は、全国の中でもかなりのところで敷地内に喫煙所を設けているというところは非常に少なくなっていると思います。

先ほど喫煙者の公平性ということもあると思いますけれども、先ほども言いました第2種施設につきましては、基本的には国の法律上は屋内禁煙だけになっておりますけれども、朝日村としてはそこも敷地内禁煙とさせていただいております。当時、令和元年の法律が施行された当時です。そのときに内部で検討したのも、やはり村としては健康村事業の中には、禁煙を推進している状況もありますので、そういった事業を一方では展開しているのに、喫煙場所をつくるということが住民の納得を得られないんじゃないかということがございましたので、そういった観点で健康村事業をやっていますし、禁煙も推進している、特に国民健康保険事業も村でも行っていますので、そういった状況の中で、国の法律ができたものも国民を健康被害から守ることが重要なテーマでしたので、村としてはそういったものは設けずに、そこは住民の皆さんに理解をしていただくということで進めてきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 総務課長さんからのご答弁は重々承知しているんですけども、ちょっとしつこいようなんですけども、その上で国や自治体が示している傾向について少し触れさせていただきたいと思います。

先ほど総務課長のほうからご説明ありましたとおり、採用している自治体が少ないということをおっしゃられたんですけども、環境省、それから大都市でのこうした条例の設置に関する場合の報告、様々情報が寄せられています。そちらのほうもご検討いただければと思うんですけども、施設内の禁煙を強めただけでは、歩道や駐車場に喫煙が移動しただけで、苦情が増えたという例はかなりこれは複数存在しています。

それから、一方で、屋外に限定的な喫煙場所を設けて排気の工夫を行った施設、こちらで歩きたばこや吸い殻が大きく減少したという事例も確認しています。

こういった事例は、全国的にあります。こうした中で禁止を強めるだけでは、課題がただ移動するだけで、ではこの、例えば敷地内禁煙ということを進めて、健康村の事業の中で喫煙者を減らした、そういった効果というのがあったのかどうか、それも含めて私はデータの研究をしていただきたい、少しちょっとへ理屈みたいな言い方になってしまうんですけども、こうした敷地内で、何を言いたいかという、敷地内で禁煙を進めたから健康村づくりが推進されたかどうか、そういうことです。

屋外、敷地外で喫煙があって、たばこのポイ捨てがあるということは喫煙者がいます。喫煙者は存在しているということです。そういう現状をもう一度検討していただきたいということです。

この禁止を強めるだけでは、課題が移動してしまう、こういったことをこれが結果として受動喫煙のリスクや環境周辺の負担が大きくなるという点、こういうこともあるということをしかりと認識していただきたい。

それから、みんながやっているから、国がそういうふうになっているから、村は健康村だから、そういうことではなくて現状どうなのかということを見ていただきたい、だから私はこうした資料を提示したんです。現状あるからお願いしているんです。それを、例えば喫煙所がつかれないということであれば、禁煙を進めてください。それができますかというところです。それは、朝日村に住む村民のために、そういった人権に触れることにもなります。たばこを吸う権利というのは、禁じられてはいないはずで、そののころも考えていただき

ながら施設内の全面禁煙、これを基本としながらも、来庁者や周辺環境への負担を減らすという観点から、屋外の小規模な喫煙スペース、もしできなければこういった喫煙の環境、それから分煙の環境、どういうふうに村が考えていくのかです。

村は健康村を推進しているから敷地内禁煙ですということは、私はちょっと根拠に乏しいと思うんです。実際に喫煙者はいます。ポイ捨てがあります。それが禁煙が進められているという現状ではないということを受け止めてほしいです。そのところを含めていかがでしょうか、お考え。

○議長（小林弘之君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 羽多野議員のご質問ですけれども、よく分かりますけれども、例えば村にはポイ捨て禁止条例もございまして、その中でたばこのポイ捨てのことも出てくるんですけれども、基本的にポイ捨て禁止条例の中では、たばこは灰皿のある場所で吸ってくださいということで、灰皿のない場合は携帯の灰皿を持っていればどこでも大丈夫ですよみたいな形になっています。

それと、近隣の市村の中でも、国の法律にさらに自分たちで条例をつくって、朝日村で言えば村独自の受動喫煙防止の条例をつくって、範囲をもっと広げて取り組んでいるところもありますので、朝日村としては健康村も何十年も続けてきて、本当に健康村活動の計画の中にも禁煙の推進ということもうたって取り組んでいる状況もありますので、総合的にそういった今日言われたところももう一度勘案して、総合的には検討はしてみたいと思いますので、もっと禁煙のほうちゃんと進めるのか、たばこをお吸いになる方の権利も認めていくのかというところは大変重要なところもあると思いますので、一旦持ち帰って検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） これから新しい先生が来られて、新しいあさひ診療所もできて、健康村づくりをより一層進めようというさなかでございまして、禁煙がいい悪いという話はちょっとこちら置いておいて、まず、マナーを守るというのが喫煙者でも一番守らなくちゃいけないことだと思います。

ですから、敷地内は禁煙だから外でたばこ吸う、これはいいとして、じゃ、その吸い殻を捨てないで持ち帰る、今携帯どうのこうのと言いましたけれども、その辺のマナーからも

う一回、これは看板等も設置できますので、その辺をもう一回やりたいなという今思いでございますので、喫煙がいい悪いという話はちょっともうこちら置いておいて、まずは吸っていただいて結構です、本当に。今月に100万円くらいずつ税が入ってきますので、そういったことも加味すると、非常に大事な財源でもありますので、まず吸ってもらって、しかし、たばこをポイ捨てしないマナーを守ってくださいというふうに力を入れてみたいと思います。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） ありがとうございます。

同じ公共空間の中で対応は自治体ごとに様々であるということを理解していますし、禁止か許可か、こういった二択ではなくて、また、地域の実情に応じた方法が必要だと私も感じています。

先ほど申し上げましたとおり、禁止をしているからポイ捨てがあるということは、これは現実問題起きていることです。そういったところを、そのことを十分に理解している喫煙者の方は、きちんと携帯灰皿を持って吸っています。ただ、携帯灰皿をお持ちにならない方もいらっしゃるということですよね、ポイ捨てがあるということは。そこのマナーの部分はどうかということをしかりと考えていかなきゃいけない。吸う上では、やはりマナーをきちっと守っていただく。

でも、本当はたばこを吸う場所が確保されていれば、わざわざ敷地の外に出て、わざわざそういうところでたばこを吸うということってなくなるんじゃないかなと、そんな思いで私今回質問させていただいたんです。例えば、ファミリーマートでコーヒーを買っても、私たちは屋根の下でコーヒーを飲むことができます。だけれども、ファミリーマートでたばこを買っても屋根の下でたばこを吸うことってできないですよね。

そういった環境の不公平感というのは、あっていいのかなというのも思ったものですから、そのところの部分、確保される人権、権利、そういったところも含めて、その上でルール、マナー守っていただくような環境づくり、配慮です、それを今後しっかりと役場の中でも考えていただかなければいけないのかなというふうに思います。ぜひ誰かを責めるということではなくて、現状の状況を踏まえて喫煙される方、されない方の双方が気持ちよく利用できる環境を整えていただくということです。

先ほど村長おっしゃいました、ちょっと私税金のことはたばこを吸わないので分からないんですけれども、喫煙者の方は、いやたばこ吸っていて税金多少は払っているというような

ことを言って、それもやはり逆に言うと権利の押しつけだと思うんです。そういうことじゃないと思うんです。そういうことではない。

やはり、やりたいことをわがままにやるということは、自分たちの権利の行使という部分で間違っているというふうに思います。みんなが公共の空間の中で気持ちよく生活するためには、ルール、マナーを守っていただく。守れるものは村でも守っていく、理解していただく、そういった周知活動ということが大切だと思いますので、また、村としても実情に向き合った、この朝日村の実態がどうなのかということに向き合って柔軟な取組が進むことを期待しまして、以上で質問を終わりにしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

農作業に伴う焼却作業と生活環境との調和について。

秋から冬にかけて畑の片付けに伴い、作物のつるや殻などを焼却されている様子を見かける時期になりました。農家の方にとっては長年の作業の一部であり、一方で、住民の方からは「煙が急に来る」、「洗濯物が心配になる」などの声が寄せられることもあり、どちらの気持ちも理解できる場面がこのごろよく見受けられます。

こうした状況の中で、環境基本計画では、野焼きに関する苦情は横ばいであると示されています。また、注記には、農林業由来の植物残渣の償却は、廃棄物処理法の例外に当たり、直ちに違法となるものではないということが明記されています。

しかし、実際には、農家の方が「苦情を受けるのではないか」と気にしながら作業をされている一方で、住民の方は「いつ焼くのか分からない」という不安や「煙の臭いが気になる」などの不快感を抱くなど、村として十分な整理や、双方にとっての共通認識が行き届いているとは言い切れない状況があるように感じています。

野焼きを自由に認めてほしいという立場ではなくて、環境や生活への配慮や火災予防は当然の前提である上で、農業が本村の大切な基幹産業であることを踏まえると、農作物の残渣の焼却作業について一定の理解を持ちながら、時間帯の工夫や周知方法、火災予防の観点などを整理し、農家の方と住民の双方が安心してできる仕組みづくりを検討する余地があるのではないかと考えます。

そこで、まず、農林業由来の焼却作業について、村として現在どのような位置づけや運用をしているのかをお伺いしたいと思います。また、苦情が横ばいであるという現状、農家の方と住民双方の不満を踏まえ、時間帯や周知の工夫、火災予防策など、一定の方向性を村として示していくことについて、どのように考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、環境基本条例、環境基本計画の理念でも示されているとおり、農業、環境、そして住民生活の調和を図るという観点から、村として今後どのような方針で取組を進められていくかについてもお伺いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、羽多野議員の農作業に伴う焼却作業と生活環境の調和についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目として、農林業由来の焼却作業について、村として現在どのような位置づけや運用しているかについてです。

議員ご指摘のとおり、野焼きは廃棄物を処理及び清掃に関する法律により原則禁止されています。しかし、農林業を営むために必要でやむを得ない場合については例外的に認められています。ただし、これは例外であり、自由に燃やしてよいということではありません。周辺への十分な配慮と適切な管理が必要です。

村としましても農林業由来の焼却については、法律の趣旨に沿って一定の範囲で許容しており、焼却を行う際の注意点については、回覧板や告知放送を通じて周知を行っています。農作業と住民が互いに配慮し理解し合うこと、そして、安全の確保を徹底することをお願いしております。また、苦情が寄せられた場合には、現地に赴き周辺環境への配慮や火災予防について指導を行っております。

次に、2点目として、苦情が横ばいである現状を踏まえた村としての方向性及び農業環境、住民生活の調和に向けた今後の方針についてお答えいたします。

村に寄せられる野焼きに関する苦情は、ここ数年で年間四、五件で推移しております。そのうち農業によるものは2、3件で、主な内容は煙やにおいに関するものでございます。一定の運用方針を村として示していくことは、農作業上の必要性を理解しながら、安全や環境への配慮を徹底していく上で重要であると考えております。

今後は農家の皆さんには風向きや煙の抑制、作業時間帯、火災予防などにより一層配慮していただくとともに、地域住民の皆さんにも農作業への理解を深めていただけるよう周知してまいります。

また、農家、住民、関係機関と課題を共有しながら、農林業由来の焼却作業に関する運用ルールの作成を進め、農業、環境、住民生活の調和を図ってまいりたいと考えております。

以上、今後も適切な運用と環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 先ほどご答弁にもありましたように、一律に基準を定めるということは非常に難しい部分だということは私も理解しています。その上で、改めて現場の実情について確認をさせていただきたいと思います。

先ほど、建設環境課長さんからご答弁いただいたとおり、廃棄物処理法第16条、こちらで廃棄物の焼却は原則禁止となっています。

さて、同じ法律の施行令第14条には、農作業に伴って生じる作物残渣などの焼却は、軽微なものに限り例外として認められています。つまり、国としては野焼きを一律に禁止することは難しく、農業上どうしても必要な範囲については例外として扱っているのが実態です。

さて、この軽微とは具体的にどの程度のものなのか、この測り方というのが非常に曖昧で、量の基準、時間帯の基準、生活環境の配慮の程度も国は明確に示していない状況です。そのため、自治体はどのように運用するか、これが全て自治体に委ねられているというのが現状です。

そもそもが廃棄物自体を焼却するケースもあります。同じような規模での焼却でもあっても、ある方は注意されて、ある方は見過ごされる、こうした状況もあります。住宅街の中であっても誰も指摘しないケースがある一方で、別の地域では小さな煙でも通報されてしまうというケースがあります。通報された場合、村として統一した判断基準がないために、とにかく一律に止めてくださいとお願いするしかない。こうした対応のばらつきということが、住民にとっては最も不公平に感じられる部分です。農家の方にとっても、生活者の方にとっても決してよい状況ではないと私は感じています。

強調したいのは、先ほどの喫煙に関してもそうなんですけれども、禁止強化を求めるのではなくて、共通ルールの可視化ということが大切だと考えている点です。この件につきまし

て、先ほど課長さんからご答弁いただいたルールについて検討していただくということだったんですけれども、農作業に伴う焼却について、焼却可能な時間帯の設置、風向き、積み上げ量などの最低限の配慮事項、焼却が多くなる時期の事前周知、こちらはもう既に回覧板などでもやっていただいています。通報があった際の行政の対応基準の明文化、こうした目安があるだけで住民の不満は大きく減り、焼却作業をする方も必要以上に肩身の狭い思いをせずすみませう。

この肩身の狭い思いというのはどういうことかといいますと、皆さんご存じかちょっと分からないんですが、例えば、夕方暗くなってから煙のにおいを感じたことはありませんか。朝、私早くに洗濯物を干していると、煙が漂っているということもあります。こうした状況というのは、やはり野焼きを快く思っていない、それから野焼きということが廃棄物の焼却を原則禁じているということがあるからこそ、人目を避けて何とか焼却をしようという、こういう現状があるから、夕方だったり早朝だったり焼却作業が起こっています。

こうしたことというのがもう強制的な規制ではなくて、生活者と農業者双方の予測可能性を高めるための緩やかなガイドラインをつくっていただきたい。こうした整理をしていただけないか、なかなか分量の配慮とか時間帯だったり風向き、その判断基準というのはとても難しいと思うんですけれども、いろいろな先行事例だったり、例えば山形村さんで取り組んでいる長芋のトヤの焼却作業です。これJAさんが生産者の間で取り決めた事項であるんですけれども、午後13時から15時の間焼却をするという決まりが、農協と生産者の間で決められています。

ただ、こちらが厳粛に決められているとおりに生産者が守っているわけではないようで、農協出荷をされていない農家さんは、また別の時間に焼却されているという現状もございますので、こういったところを含めて、もう少し分量だったり、時間だったり、そういったものがはっきりと分かるような判断基準を村として検討していくお考えがありますか。それがやるとしたらいつぐらいになりますか、そういったことをお伺いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

農作業において分量だとか、時間帯、あとは燃やす時間などがありますけれども、そこら辺のルールも加味しながら運用ルールを作成するということをしていきたいと思ひます。

焼却が多くなる農繁期を迎える前に一定の方向性を示すことが望ましいと考えておりますので、今年度中に取組ができれば、まとまることができると考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） ぜひこうしたことを取組として、非常に基準を決めるということは、一方で制限するということと、とても束縛したりして難しい部分ってあるんですけども、やはり研究していただければ、どういったものがどういうふう焼却というのが起こっていくということも含めてやれることってあると思うので、ぜひやっていただきたいと、取組んでいただきたいと思ひます。

今朝もニュースでやっています森林火災があります。まだ消えていない状況です。今年全国的に森林火災、住宅火災、深刻な火災が1年を通して多く発生しました。こうした報道を見るたびに、私たちの暮らしの中で火の扱いに対する注意を怠ってはならないと改めて感じさせられます。

その一方で、農作業に伴う焼却は地域の営みとして必要であり、生活環境を守ることもまた大切です。どちらかが一方的に我慢するのではなくて、すみ分け、共存の視点からお互いが気持ちよく、そして安全に過ごせるための仕組みを整えていくことが重要ではないかと考えています。焼却の時間帯の目安、最低限の配慮事項、事前周知の工夫、通報があった際の行政対応の明文化、重ね重ね繰り返しますけれども、小さなルールでも見える化されることで不公平感は大きく減って、日常の安心につながるはずだと私は思ひます。

地域の暮らしと農業が調和し、住民の皆さんが安心して生活できる環境づくりに向けて、村として前向きな検討をお願ひし、私の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） これで、羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取りたいと思ひます。

再開は10時40分となります。よろしくお願ひします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（小林弘之君） それでは、一般質問を再開します。

◇ 豊田 恵美子 君

○議長（小林弘之君） 次に、5番、豊田恵美子議員。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 5番、豊田恵美子でございます。よろしく申し上げます。

私は、3問質問させていただきます。

まず、朝日村の基幹産業である農業の振興策についてお教えいただきたいと思えます。

1番、朝日村の遊休農地をどう生かしていくか。

遊休農地を村の就農人口減少への対策として取り組めないか、伺います。

遊休農地ない川上村、川上村の農家数は僅かに減っているが、遊休農地はほとんどない。離農によって農地が空くと、他の農家が購入、もしくは借りるなどして引き継ぐ。500戸近い農家の9割以上が、外国人技能実習生を受け入れているという信毎の記事がありました。

今年の夏、川上村の農地を見る機会がありました。農地が山際まで切り開かれ、以前放牧地だった土地も、レタス等の葉野菜栽培が行われており、その勢いに驚きました。朝日村は、かん水設備の整った大規模圃場と整備された道路環境があり、古見原、西洗馬原での葉野菜栽培を中心に、農家をはじめとするJAによる丁寧な取組支援と指導、農業委員会の活動、村の連携支援の下、今日の野菜栽培実績、朝日村産レタスのブランド化があることがうかがえます。

一方、現在、朝日村の就農人口は激減し、山際から平地にまで遊休農地があります。今年の5月にはレタスの出荷調整が行われ、今年度の野菜販売実績額は前年比3億円減少、資材の高騰、猛暑、農業従事者の高齢化、後継者不足と課題は山積しています。農家の頑張りにもかかわらず、何年間も連続赤字収支の農家、このままでは子供に農家を継がせられない、これまでの貯金を取り崩して今をしのいでいるという声が聞かれます。

農業に希望を持ち、村の農業を未来につなぎ、安心して後継者に託していけるように、村、行政はどのような農業振興策、環境づくりを行うのか、今及び長期的支援の方向についてお

教えいただきたい。

(1) 国の食糧安全保障の観点から、村の農業従事者への所得補償の必要性について、村はどうお考えですか。

(2) 先日、遊休農地対策の研修を目的に、議会総務産業委員は、下伊那郡松川町農村観光交流センターみらいを訪問しました。松川町産業観光課農業振興係の遊休農地対策の取組を学んでまいりました。松川町農業振興係は、農業に関心のない方が関心を持ち、農作業ができるよう、1坪農園の取組を開始、そこに農業委員会から有機野菜栽培が提案され、有機栽培農家育成支援への取組となりました。そして、そこに学校給食の地場産食材活用、松川町の食材を使いたいという課題とつながって、町・生産者・学校給食関係者・県・JA・商工会等の集まりである松川町有機の里を育てよう連絡協議会ができました。そこでの基本は、何とか農法、〇〇農法、□□農法とかにこだわらないで、基本は土づくりだと、環境に優しい土づくりを基本に取り組んでいくことが確認され、松川町独自の認証制度ができたことを知りました。

朝日村においても、新規就農者育成支援に取り組まれてきましたが、様々な課題があると聞きました。今後の朝日村の新規就農者対策についてお教えてください。

(3) 朝日村の遊休農地対策として実施された圃場整備について伺います。本郷工区について、いまだ耕作がなされていない圃場がありますが、圃場整備の現況と課題、課題の原因及び今後の圃場としての見通しについての対策を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、議員ご質問の、朝日村の遊休農地をどう生かしていくか、就農人口減対策として取組をの(1)、(2)についてお答えさせていただきます。初めに、(1)でございます。

国の食糧安全保障を確保するためには、農業が将来にわたり持続できる産業であることが不可欠であり、そのためには農業従事者の所得安定が重要であると認識しております。最近の生産資材の高騰や気候変動など、農業経営を取り巻くリスクが大きくなる中で、所得補償や経営安定対策は農業を支える基盤であり、国による制度の充実が必要であると考えております。当村といたしましても、農業従事者の声を踏まえ、地域の実情に応じた支援策を進め

ていきたいと考えております。

続きまして、(2)についてお答えいたします。

松川町の取組はとても先進的な就農支援だと思います。果樹栽培に特化した就農支援で、3年間の研修先の確保、研修後は離農した方の果樹農地を継承するなど、国による新規就農育成総合対策による補助を3年間受けて自立していくようです。

当村では、まず、研修先の確保と住宅が課題となります。県の支援制度には新規就農里親制度があり、研修は2年間で、月額1万4,000円の研修費がかかるものがあります。村には里親登録している方が1名存在しております。現在は、国・県の制度などを紹介し、新規就農相談を受け付けておる状況です。

松川町の就農支援について、見習う点は見習い、当村の農業形態に合った就農支援を検討していきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、私のほうから、豊田議員の(3)圃場整備本郷工区の現況と課題、課題の原因及び今後の見通しについてのご質問にお答えさせていただきます。

本郷工区では、令和6年春に圃場の形状が完成し、水田では同年春から耕作が開始されています。しかし、畑につきましては、当初、本年度からの耕作を予定していたものの、新たに投入した土壌に想定以上の石礫が混入していたことから土壌改良が必要となり、現在は担い手生産者が耕作できない状況となっております。

今後の対応としては、次の2つの方向で対策を進めております。1つ目は、圃場整備区域内の試験地において石礫除去と土壌改良の試験を行うこと、2つ目は、新たな土の入替えを行い、その土壌分析を進めることです。これらについて、次年度に施策を行い、その結果を踏まえて、最も効果的な対策を講じる予定です。令和9年度から通常どおり耕作が行えるよう、現在も実行委員会や事業主体である県と連携し、必要な対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 豊田議員、再質問はございますか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 松川町の取組が先進的で、学ぶべき点が多いというお話と、朝日村では朝日村なりの取組をしていきたいというお答えを、（2）についてはいただきました。

（1）については、農家の所得補償は大切な点であり、農業を続けていくのに大切なので、国に対して、この点について働きかけていくと同時に、朝日村でも独自の対応をしていきたいというお答えをいただきましたが、具体的に国にはどのように働きかけていくおつもりなのかについてと、朝日村の独自の対策について、お伺いいたします。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） すみません、働きかけるということではなくて、JAなり、そういう関係機関と話し合う、村が要望してほしいということであれば村で要望しますし、国の食糧安定保障に関係するところでは、特に村から要望するという答えではなかったと思います。そういうものは必要であるとは考えますけれども、そういうことを働きかけるということはまだ全然決まっておきませんので、お願いしたいと思います。

所得補償というところでは、朝日村としては、安定化基金、また、今現在行っています堆肥の補助だったり、そういうところで農家の皆さんを支援していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 所得の安定が農業を続けていくために大切だという認識は持っているが、国に対して何らかの要望なりをしていくということは考えてはいないというお答えと、あと、現状行っている農家やJAの支援を継続して維持して続けていくというお答えがあったというふうに理解いたしました。

（2）についてですけれども、まず、朝日村において、新規就農者育成支援に取り組み、地域おこし協力隊員の農業をご希望される方の支援をされたんですけれども、そこが、定着を見るというふうな形にならなかったということに対して、どのように評価と総括と、今後どのようにしていくべきかということについて、お教えいただきたいです。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 豊田議員の2問目の質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、村として課題であるところ、研修先の確保だったり、住まいの問題、住居の問題、そういうことが解決しない限りは、先ほど申し上げた松川町のよう、地域おこし協力隊を招いてやるというところまではまだ考えておりません。そういう選択肢はあると思います。けれども、そういう課題をクリアしない限りは受け付けても定着できませんので、そういうところが、確保なり、しっかりそういう制度が松川町のようにできていれば全然問題ないですけれども、受け入れる農家だったり、そういう研修先という問題もありますので、そういうところで、ちゃんと受け入れができるような体制を整えてからの募集なり、企画財政課のほうにお願いしていくような形になると思いますので、そこをご理解いただきたいと思います。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ちょっと補足をします。農業と一くくりにしているもので、みんな分からなくなってしまうんですが、朝日村の農業と、例えば、見ていただいた松川、または今井のような、いわゆる果樹だとか、そういったところの農業とも全然違うということをぜひご理解いただきたいと思います。

例えば、遊休農地、リンゴ農家が、もう高齢化のためにリンゴ農家をできなくて、次の人に譲るといのは、これは、いろんなテレビ番組も登場していますし、多分周知のとおりだと思ってしまうんですが、朝日の農業の主は野菜です。野菜といのは何もない地面に自分で肥料をまいて土づくりをして、そして、苗を植えて、収穫するという、その一連の作業といのと、もう立派なリンゴの木があって、それを手を入れて、そして収穫していくというその辺の違いが大き過ぎると私は思っています。

ですから、今までも何人か、朝日村の農業、葉野菜に対してチャレンジした方はいましたけれども、結局は定着しなかったと。いわゆる跡取りとは違いますから。跡取りの方の場合には、大型の機械がもう既にあり、そして、教えてくれる親御さんがいたりして定着していくというのが、今の朝日村の何とか農業を守っているという状況ですけれども、そうじゃない、新たに来た人が、朝日でレタスをつくるというのは非常に難しい。リンゴを譲り受けて、それをやっていくという農業とはちょっと違うというところだけご理解をいただきたいと思います。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 私も、いろんなことを学ばせていただきながら質問をさせていただいております。野菜づくりというのが、いかに大変なのか、その前の土づくりがいかに大変か、それは（3）で質問させていただいた圃場整備のことにも関連してくるんですけども、松川町においても、まずは、有機栽培するとか観光栽培だとかではなく、どのような土づくりを行っていくのかというところをたくさんの組織の共通認識として、そこから物事が始まっていったって、多くの年月をかけてこのような取組ができてきているということも学んできました。でも、誰かが音頭を取って、こういうことを始めていかないといけないのではないかとということで、村の農業振興施策として考えていただけないかということで質問させていただいています。

産業振興課長がおっしゃったように、地域おこし協力隊員の方を受け入れて、3年後にはここに定着していけるような土台づくりができたところでない、受入れというのはとても大変だということはよく分かります。

もう一つ、松川町に行って学んだことは、野菜よりもっと水田のほうが、有機農法だ、自然農法だというのはとても難しいんだということを知っていて、私は、次々と目の前にいろんな世界が開けていくなというふうに思っています。そこで、一番最初に、冒頭に、川上村の新聞記事を紹介させていただきました。

川上村と朝日村の違いも確かにあります。もうずっと、高原野菜の先進地域として取り組まれてきていて、しかも、川上村の産業のほとんどが農業であるというところがあって、朝日村、農業が基幹産業だとは言っているんですけども、給与所得者の方とか、様々なほかの村民の税金でももっている村で、その、また農業といっても、葉野菜栽培を大圃場でやっている方だけではない、山際でのいろんな農業をされていたり、有機野菜をつくられている方もいらっしゃる中での進め方の難しさというのは分かります。

だけれども、やり方はあるし、朝日村にはとても大きなメリットがあるなというふうに、これまで取り組んできた村の行政とJAとの協力、そして農業委員会との協力の下に、もっと気楽に、定期的にいろんなことを話し合う組織を立ち上げていって、どうすれば新規就農者が受け入れていけるのかということの調査、検討をされていったらどうかなというふうに私は考えますが、今でさえもすごく大変な状況の中で取り組まれて、産業振興課の職員の方々、とても大変な状況の中で取り組まれていらっしゃいますので、そこをつないでいく、以前のお二人の方の地域おこし協力隊員が、なぜ定着しなかったのかということをお聞きし

たときに、小さな様々な問題が複雑に絡み合っとうまくいかなかったということをお聞きしました。

そういう、小さな様々な貸主さんとの課題とか、地域のコミュニティとの課題とか、販路先はちょっと小さくないかもしれませんが、そういうことに関して専門的に農政の知識のある方がコーディネーターとして張りついていく、就農相談員というお名前でした松川町は、そういうことが必要だし、それは集落支援員の制度でできるということを学んできましたので、村の予算を使わずにできる、この制度が動いていくにはどうしたらいいかということを積極的に検討していただきたくて提案していますが、その辺は村長、いかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 先ほど申し上げましたように、松川町の取組はとても先進的だと思います。集落支援員を兼ねた就農支援員だと思うんですけども、松川町、担当課に確認したところ、やはり、県のOBだったり、JAのOBだったりという方たちをお願いしていると聞きました。やはり、その人たちの技量も多分あったと思うんです。

そういうところの人選とかも、うまく回していけるような人選ができれば一番いいですけども、ただ、これをやってくれと言って、お任せしても、多分定着しませんので、本当に、先ほど言ったように、松川町はもう全部がシステム化されていますので、そういうところで、その中の一員として集落支援員を就農支援員につけて、そういうところのコーディネーターがうまくいっているという状況ですので、朝日村で、ちょっと、そこだけすぐやってもいけませんので、全体をやらないと、やはり難しいと思いますので、そこを村としてやればいいですけども、ちょっとそこは検討というか、今、現在の新規就農支援だったり、今、村長からあった、親元就農というところのところでは現在は村としては取り組んでいきたいと考えていますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 課長のおっしゃるように、今の現状維持にプラスして、実際に担い手が欲しい、親元で、そこで学んで、それが49歳未満じゃなくても、希望する方があったら、そういう方を受け入れて支援していくと、そういうことをまずやっていきたいというふ

うにおっしゃることは全く現実的で、そのとおりだと思います。

ただ、それだけではなくて、全体の就農人口、新規に農業を希望される方たちは、全国的に見ても若い方がいらっしゃいますし、そして、朝日村の農業ビジョンを見ても、比較的朝日村の農業者は高齢化が言われていても、若い方もいらっしゃって、若い農業者が頑張っている状況があると思います。そういう方たちと共に、山際で有機農業をされて、ご自分で販路を開拓して、そして有機農業として自活して研修生も受け入れているような農家も、朝日村に実際にあるわけです。

それで、研修生を受け入れていく、あるいは、もっと前から、朝日村に行って有機栽培をやっている方は、そういう方を受け入れていくということは考えることはできるというふうにおっしゃられる方も何人かはいらっしゃいます。ただ、自分がプロジェクトの中心になっていくとかということになると、自分の生活で手いっぱいなので、希望があった方の研修は受け入れるくらいのことだったらできるというふうなことをおっしゃっている方もいます。

せっかく、いらした方が、朝日村では農業者が定着していかないんだということで終わっていくのではなくて、やっぱりここは村の力で、農業振興係として、松川町の場合も何年もの時間がかかっているんですけども、農業委員会との話合い、そして、ラッキーにもというか、地場産食材を使いたいという給食の栄養士さんとの出会いがあって、少しずつ定着してきて増えていって全国的に注目されることになってはいますが、最初からそうだったわけではないんです。ただ、最初は、一坪農園の取組だったんです。それをやったのは、松川町の産業観光課の農業振興係の係長が中心になって、村長の後押しがあったというふうにも聞いています。だから、行政の今後の朝日村の農業に関する攻めの姿勢といいますか、川上村を先に出させていただいたのは、川上村は遊休農地がない、農家数もほとんど減っていないということで、しかも、合計特殊出生率も高い値を維持しているような状況の、本当に山の中の村なんですけれども、あそこの弱みであり強みであるのは、川上村の方がおっしゃっていましたが、うちはこれしかないからと、レタス栽培しかないんだと、だから、危機感を持って長期的なことも考えてこれに取り組んでいるというふうにおっしゃいました。朝日村は恵まれ過ぎているんじゃないかというふうにおっしゃる方もいますが、恵まれた利点を生かして、そんなにしゃかりきにならなくても時間をかけて、皆さんの気持ちをつないでいけば、こういうことが検討できるんじゃないかなというふうに考えております。

村長、ひとつここは検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） いろいろお教えいただきありがとうございます。私も、川上村も当然知っています。ただ、川上村イコール朝日村じゃないもんで、隣の芝生というところだけは見ないようにしているつもりです。でも、松川町のほうでそういったようなことがあるという事は、私も全然、それ学んでおりませんので、またいろいろ研究をしてみたいと思います。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） ありがとうございます。

ぜひ研究していただいて、基本は土づくりというふうに教わってきましたが、もう一つは人づくりだなというふうに私は松川町に行って聞いてきました。朝日村には、行政職員、すごく優れた職員がいらっしゃいますので、そこを、やっぱりJAとか地域とか、あるいは、名前を挙げるとよくないかもしれませんが、農業法人を中心にやっていらっしゃる方たちと取り組んでいく中で、物事が固まってきて、これだったらできるんじゃないかということは可能ではないかというふうに考えますので、ぜひ、村長と産業振興課に期待しているところです。ありがとうございました。

1問目の質問は、時間もありませんので、これでおしまいにしたいと思います。

以上です。

○議長（小林弘之君） 豊田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 鳥獣被害防止の取組一特に熊への対応についてです。

（1）マレットゴルフ場は一部を除いて熊とのゾーニングの緩衝帯に当たると言われました。熊とのゾーニングのモデル地域とする緩衝帯対応はお考えでしょうか、お教えてください。

（2）舟ヶ沢入口周辺から鎖川沿いにクマが出没していると言われます。スキー場から舟ヶ沢入口まで、鳥獣被害防止柵の設置は困難とのことでしたが、熊の隠れ場所をなくするための環境整備、草刈り等についてお教えてください。

（3）熊が猟友会の協力等により駆除されていると聞かれます。熊対策として、いつ、ど

こで出沒し、駆除されたかの情報共有が必要ではないかとの声があります。告知放送等が行われない理由は何でしょうか。防災無線による告知放送はできますか。

(4) 小学校で、子供たちに熊からの危険を避ける対応や熊の生態について知る教育は行われていますか。具体的に危険を避ける方法や、熊の専門家による教育は行われていますか。

以上、お願いします。

○議長（小林弘之君） ただ今の質問に対して当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、議員ご質問の鳥獣被害防止の取組についてお答えをさせていただきます。

私からは、(1)、(2)、(3)を答えさせていただきます。

今年の熊による被害は全国で人身被害件数、死傷者数共に過去最悪のペースとなっております。特に問題となっているのは、人間の生活圏に熊が入ったの被害が急増しているということでもあります。朝日村におきましても多くの目撃情報が寄せられました。今年度は目撃数で40件、駆除頭数で6頭で、前年に比べ、目撃は5件、駆除頭数で4件の増加となっております。

それでは、(1)熊ゾーニング管理実施計画では、緩衝地域はクマと人との活動が重複している地域であります。熊が人の生活地域への移動を抑制する機能があると考えております。里山林の林内見通しの確保により緩衝機能を向上させたいと考えております。今回の補正予算にも盛り込んだ環境省事業などを取り入れ、人の生活地域に近い里山林の整備を今後検討していきたいと考えております。

次に、(2)スキー場周辺は緩衝地域であり、ゲレンデは見通しもよく開けております。この場所は熊の目撃が頻発する箇所ではなく、人里にも一定の距離があり、今のところ環境整備等は考えておりません。

次に、(3)初日の全員協議会でもお答えさせていただいておりますが、駆除した個体が現場で目撃された個体との判別が難しいという問題があります。駆除したからといって、その地域が安全とは限りません。引き続き注意喚起が必要なため、駆除の放送などは行っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、私からは、豊田議員の4番目のご質問、小学校の子どもたちに熊から危険を避ける対応の教育は行われているか。また、具体的な危険回避、専門家による教育は行われているかについてお答えします。

先ほどの産業振興課長の答弁のとおり、朝日村においても多数の目撃情報がございます。これを受けて、教育委員会でも、学校と連携してその対策をしているところでございます。ちょうど熊の出没情報が寄せられていた頃、9月24日の校長講話の機会を使い、全校児童を対象に、熊の被害から身を守るための啓発動画を視聴いたしました。

この動画は松川村が自主制作したものでありまして、10分ちょっとの映像でございますが、村の産業振興課の担当同士のやり取りの中で、ご紹介していただいたものでございます。映像の中では、熊の専門家の方による講話があり、熊の特性、遭遇した際の対処の仕方、遭遇しないための手だて等が語られており、熊に出会ってしまったら決して走って逃げないこと、ゆっくり刺激しないよう後ずさりするなどの指導がございました。非常に分かりやすく、映像もよかったとのことで、子供たちは真剣に視聴していたとのことであります。

校長講話の後は各教室に戻り、学年に応じて担任の先生方から再度、注意事項の指導が行われました。また、熊鈴も一人一人に配布しておりますが、その折に、全ての児童の熊鈴の点検を実施し、鳴らないものについては学校でその場で交換をしております。いずれにしましても、クマを正しく知ること、また正しく恐れること、出会わないように気をつけることが今後肝要になるかと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） （4）番、お答えいただきました。私も、たまたまテレビのニュースで、松川村の自主制作の動画を見ました。なかなか分かりやすくていいなというふうに思いました。ただ、現在はもうちょっとこう、ただ、うつ伏せになって足を伸ばしているんじゃないかと、ひっくり返されないように、こういう態勢のほうがいいんじゃないかと、微妙に少しずつ情報が積み重なってきていることがあるという点と、もう一つ、子供たちは、繰返し、そういう機会に恵まれていくということが大切だなというふうに思います。

たまたま、村の文化祭のときに入れていただいて、信州のツキノワグマ研究会の熊に対する知識のクイズとかかるた遊びをたくさんの子供さんが参加していただいて、本当にこういうことがもっとできるといいなというふうに、参加してくださった方と、あと、展示を見た

だけの方でも言われていましたが、熊自身が食べたものを、ふんを洗った後の、何を食べていたのかとか、小さなときからの個体の剥製がずっと並べてあったりとか、すごく臨場感がある、そういうプレゼンテーションをしているところもありますので、機会があったら、そういうことも、また今後の教育の中で取り上げていただければと思いますので、これは要望としてお願いしたいと思います。

(3)の熊の駆除について、広報はしない、誤解を与えるといけないからということでしたが、駆除しましたということだけではなく、どの場所に、いつ熊が出たのかと、それに対して駆除したとか、捕獲できていないとか、そういうふうな捕獲できていない場合、まだ柵の中に熊がいる場合だけではなく、駆除された場合も、一体どこに熊は出没しているのか、それはいつのことなのかという情報共有はとても大切だと思いますので、ここは、ぜひ情報を流していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 出没については、いつどこでというのは放送しておりますので、そこは情報共有できていると考えております。また、LINE等でも流しておりますので、お願いしたいと思います。駆除はいつしたかというのは流していませんけれども、いつどこで出ているという情報提供はさせていただいておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） すみません、私の勘違いでしたか。熊がおりにかかったりとか、捕獲されて駆除された等の場合に関しては、それはもう一貫して、その熊が捕獲された、あるいは、駆除まで言われなくてもいいと思うんですけれども、いつどこでということも放送はされていらっしゃるということでしょうか。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 先ほどの答弁のとおり、いつどこで捕獲したという放送はしていません。いつどこで出没したかという情報提供をしたという、今答弁ですので、先ほどの答弁のとおり、今後も、そういう捕獲したとか、捕殺したとか、そういう放送は流さない予定ですので、お願いします。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） すみません、しつこく確認して申し訳ないです。駆除したとは言っていないけれども、その駆除の前の段階の、出沒したとかということの告知放送はしていらっしやるということですよ。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 豊田議員、放送を聞かれたことはありますか。放送していますし、その放送が自動的にLINEに乗るような形でも取っていますので、ここが危険かどうか、夜間とか早朝とか、気をつけてくださいというのも併せて放送しておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 分かりました、ありがとうございます。春から夏頃は放送が頻繁にあったけれども、あちこちから、朝日村は熊が出ていないのというふうに聞かれたりもして、私自身も、そうなのかなと思っていましたら、いや、実は5件駆除したんだよみたいなお話があつて、じゃ、その5件が、出沒したことは放送されているというふうに理解いたしました。ありがとうございました。

以上で、2問目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） 豊田議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） すみません、マレットゴルフ場の今後についてです。

来年5月末にマレットゴルフ場が終了することが広報され、その後の対応について意見募集が行われていますが、これまで意見は寄せられていますか。森林への回復等の費用、スケジュール等は立てられていらっしやいますか。今後について、このままではもったいないという意見もありますが、今後について、村のお考えはおありでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 質問内容が、ちょっと、すみません、変わっていますが、その意見聴取というのは、私たちで何かするというのをしたわけですか。ちょっと、すみません、そこは再度お願いしたいと思います。

渡していただいているほうの形で答えさせていただきますが、林道は村の管理となります。駐車場は舗装を剥ぎ、地権者の管理となります。各施設は地権者の意向により全て取壊しを予定しております。解体などの費用は1,500万円程度を予定していますが、ここ最近の資機材、人件費の増加により増額が予想されております。施設解体などについては来年度を予定しております。もったいないという意見につきましては、地権者との話合いで今後のマレットゴルフ場跡地につきましては森林へ戻すことが決定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 豊田議員、通告書にないものは質問できませんので、お願いします。
豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） すみません、たまたま私も、通告を行ってから、広報でマレットゴルフ場のことを見ていましたらば、終了しますということと、今後の意見があったらお寄せくださいという記事があったものですから、ここに追加して聞かせていただきましたが、それというのは村のホームページに載っていたと思うんですけども、私の勘違いでしょうか。産業振興課か観光協会等の一緒のページにあったと思いますが、でも、ここで答えをいただけないということでしたらば結構です。また、後日聞かせていただきたいと思います。

3問目についての私の質問は以上です。

○議長（小林弘之君） 豊田議員の3問目の質問は終わりました。

◇ 清 澤 あゆみ 君

○議長（小林弘之君） 次に、6番、清澤あゆみ議員。
清澤あゆみ議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 6番、清澤あゆみでございます。私の質問は2問です。

初めに、誰もが安心して移動できる村の公共交通について。

当村において、日々の移動手段は自家用車に大きく依存しており、車を運転できない方にとっては移動そのものが暮らしの不便さにつながってしまいます。そのような中でも、限られた予算の中で、村民の大切な移動手段としてバスを運行していただいております。最寄り駅や高校、病院、スーパーなど、生活に欠かせない場所へつないでいて、村民の暮らしを支える重要な公共交通となっています。

さらに、デマンドタクシーについては、各家庭の玄関先まで迎えに来てもらえるという利便性から、高齢者の方を中心に広く活用され、日常生活を支える大切な移動手段となっています。

こうした様々な公共交通は、学生から高齢者まで、誰もが安心して移動できる環境をつくる上で欠かすことのできないものです。本日は、当村の公共交通全般について、その現状と今後の方向性についてお伺いします。

(1) 朝の通学バスに乗車してみたところ、定員内で走行されていると思われませんが、路線の後半に乗車する学生の多くが毎日座れない状況が見受けられました。そのため、やむを得ず保護者の送迎を利用しているという学生もいると聞いています。また、これからの季節、雪などの影響で、さらに利用が増える可能性もあります。朝の通学時間帯において、現在の状況をどのように把握されているか、また、一回り大きなバスへの変更など、対応の可能性についてお聞きします。

(2) バスでの乗車賃のQR決済について、利用者の方から、数回タッチしないと反応しないことがあるなどの不具合が生じていると聞きました。こうしたQR決済の不具合について、現状をどの様に把握されているのかお聞きします。

(3) 週2回運行している買物バスについてです。セミデマンド方式の導入により利用者が少なくなってきたと聞いています。以前、買物バスそのものをセミデマンド方式へ切り替えていくことも視野に入れていたとお聞きしましたが、現在の検討状況や進捗はいかがでしょうか。

(4) 日中に運行しているバスの中には、乗車している方がゼロの便も見受けられます。こうした状況を踏まえ、乗車率を向上させるために、現在検討されている取組や見直しがあれば、お聞かせください。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清澤あゆみ議員のご質問にお答えいたします。

誰もが安心して移動できる村の公共交通についてでございます。

まず、1つ目の朝日広丘線バスの朝の状況と、一回り大きな車への変更対応の関係でございますが、まず、令和7年度の朝日広丘線の利用状況でございますが、まずは、令和6年度の実績で申しますが、令和6年度が2万4,445人、令和7年度11月末現在は1万7,565人でございます。朝日広丘線バスの定時路線バスでございますが、座席数は17席、立席定員が14人、運転手1人で計32人の定員でございます。座席数を超えて乗車することができる法律の範囲の中で運行してございます。

議員ご提案の大きなバスへの変更についてでございますが、現在、直接は検討してございません。乗車定員を超える乗車数はなく、各年度により利用者数は増減いたしますので、また、財政負担等も伴います。運行事業者との協議の中におきましても、これまでの実績等を踏まえると利用人数的には間に合っており、これ以上の大きな車の配置は様子を見たほうがいいのではないかというご提案もございますので、今、現状を見ているというところでございます。

しかし、今後、高齢化により車保有率が減少した場合等でございますが、バスの受入れ需要も高まることも想定されますので、そういった状況も踏まえて検討してまいります。

2つ目のQR決済の不具合についてでございますが、特に利用者から直接的に不具合についてのお問合せをいただいておりますが、委託事業者を確認したところ、バーコードの読取りに時間がかかってしまう事例があるというところでございます。利用者への影響は直接ございませんが、集計等における一部機材のトラブルで修繕を実施したということも聞いてございますので、引き続き状況を踏まえて、直すところは直していきたいというふうに捉えてございます。

続きまして、3つ目の買物バスでございます。利用実績を申し上げますと、令和6年度で定時買物バス利用者数は847人でございます。1便当たりの利用者は約4名でございます。セミデマンド形式による買物利用者数は158名ございました。例年、開催してございます、松本地域公共交通協議会朝日村部会におきましても、利用者からの声で、定時バス方式から定時セミデマンド方式への移行要望もございました。現在、運行事業者との協議と、利用者への聞き取り等、実施する運びとなっておりますので、お願いいたします。

担当課といたしましては、定期買物バスを廃止し、くるりん号活用による定時セミデマンド型に移行し、利用者の向上につなげていきたいと考えてございます。しかし、現在、事業者との協議中でございますので、結論が出ましたら、議会をはじめ村民の皆様に周知徹底させていただきます。

続いて、4つ目の、乗車率向上に当たり現在検討している取組は、見直しがあるかということでございますが、3つ目のご質問にもございましたが、買物バス普及に向けては、高齢者が集う機会に職員が出向き、利用方法等について説明させていただく機会を設けてまいります。また、高齢者の運転免許証自主返納事業というものをやっておりますが、助成券50枚を配布しておりますが、使用期限が交付の日から1年ということになっておりましたが、こちらも、以前、議会のほうからご意見をいただきましたが、現在、使用期間を撤廃する方向で見直しを予定してございます。その他、運行状況を確認しながら改善等を実施し、利用促進を図ってまいり所存でございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

まず、通学バスの件です。ご回答のほう、やはり、想像していた答えだったなというところではありますけれども、私のほうで、調べたこととか声を聞いたこととかございますので、そちらのほうを少しお知らせしてみたいと思います。

朝の通学バス、7時台に広丘駅に着く便が3便ございます。旭ヶ丘発で、古見から鉢盛中学校前を通り広丘駅へ行く便、それから、御馬越発で、針尾、小野沢、西洗馬を通り広丘駅へ行く便、そして、鉢盛中学校発で、古見、小野沢、西洗馬を通り広丘駅へ行く便、それぞれの地区を通るように、また、時間も少しずつずらしながら利用しやすく対応していただいているのではないかなというふうに思っております。この辺は感謝申し上げます。

私が確認したときのバスの大きさというのは、村のイラストを描いたバスがございましたが、あれと同じサイズのバスでした。どの路線も、見たときはそのバスでした。私が実際、鉢盛中学校発のバスに乗ってみたんですけれども、先ほど、座席数17席というお話でしたが、そのバスは13席でした。鉢盛中学校からは山形の生徒さん、そして今井地区の生徒さん、それから、もちろん朝日村の生徒さん、4人から5人が乗車しているというような状況で、その後、古見地区を回っていきながら、公民館の前ではほとんど席がもう満席になるという状況

で、その後、小野沢、西洗馬を回っていく段階では、もう皆さん、その後、立っていくという感じでした。

高校生だけではなくて一般の方もいらしたこともありますし、専門学校の生徒さんが乗っていたというときもございました。なので、高校生だけの利用ではなく、そういった方も利用されているというところでは、ありがたいことだなというふうに思ったんですけども、高校生、非常に荷物がたくさんあります。教材からお弁当とか、いろいろ持っているわけですが、リュックサックを前に抱えて乗られる生徒さんが多かったです。そうすると、そのリュックサックでも、やはり1人分を取ってしまうような感じでしたので、やはり、最終、鉢盛中学校発、最終は原新田のバス停になるわけですが、そこに行ったときは、もう乗った生徒さんは、ステップを1歩上がったぐらいのところで、ステップではないですが、その上ぐらいのところで乗って、ただ立っているという感じで、結構きゅうきゅうな状況をお見受けしました。なので、安全面から考えても、やはり、定員数であるとはいえ、少し考慮していかなくてはいけないところなのかなというふうにも思います。

実際に、もう一回り大きなバスがあったらありがたいというような声も届いておりますし、これから冬にかけて、降雪、凍結が心配される場所ですけれども、自転車通学のお子さんがバスを利用してくるということもあるのかなというふうに思いますので、ぜひ、検討していただく、今のところはまだそういったことは考えていないというようなお話でしたが、実際そういった声もある中で、安全面を考えても、結構荷物を抱えながらきゅうきゅう押し込まれているという状況が現実にございますので、ぜひこのところを検討していただきたいと思います。

それから、QR決済についてですけれども、高校生、学生の多くはチケットQRというのを利用している生徒さんが多いようです。これはスイカと同じような形で、乗車ときにタッチして、ピッと鳴って、利用中と表示され、降りるときにまたタッチして、ピッと鳴って、ご利用ありがとうございましたということで決済完了というものなのですが、そのタッチ決済において不具合が発生しているようです。

聞いた中には、広丘行きのバスでタッチ決済が反応せず、音は鳴るんだけども利用中が終了しないために、このときは、そのタッチ決済をして降りる生徒さん、みんなその状況になったらいいんです。五、六回タッチして、やっと、ご利用ありがとうございましたとなったというときがあったようで、このときは、やはり、運転手さんも非常に困っていたということなのですが、乗り継ぎの電車の時間等ございますし、こういった不具合が起きている

ようでは、ちょっと心配なところですが。

別な高校生に聞いたところ、7回に1回ほど、やはり不具合が起きることがあるというふうに言っている生徒さんもいました。そのときは、二、三回やれば反応してくれるという話でしたけれども、いずれにしても、この辺、改善していただかなければいけないところなのかなというふうに思います。

それから、帰りのバスを利用して中央公民館で降りるときに、西日の光の加減なのかもしれないんですが、反応しないときがよくあるという声も聞きました。ここで降りるときは、タッチ決済で入ってしまうとタッチ決済で降りなければいけないので、初めから100円玉を用意しておいて、タッチ決済しないで降りるという生徒さんもいました。ですので、こうなってくると、タッチ決済の意味がございませんので、この辺の調査というのをもう少し細かくしていただきたいと思いますが、先ほどの今の現状の話、それから、このタッチ決済もそうですけれども、ちょっと、私が聞いたところ、経験したところのお話をさせていただいたんですが、この辺を踏まえて、課長、もう一度お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） 清澤議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、清澤議員が乗られて、こういったご意見をいただくことに感謝申し上げます。私たちも、業者等から、何かあれば必ず連絡をもらうことにはなっておるんですが、正直、そういった細かなことまでいただいているというのが実情でありますので、そういった部分については、まず、業者間との調整をしっかりさせていただいて、しっかりした意見を、ちっちゃなことでもいいですので、意見をいただくような体制を整えたいと思っております。ありがとうございました。

それで、広丘線バスにつきましては、先ほど申しましたが、利用者数の増減等、また激しいときもございます、人口減少等もありますので、そんな状況も踏まえながら、ただ、より利便性を高めないと活用も減ってしまう可能性もございますので、そういった部分については財政負担も検討しながら検討させていただきますので、ありがとうございます、よろしくお願いいたします。

また、QR決済につきましては、一部、私も、やったときに一部うまくいかなかったという経験もございます。そういったものが継続的に常態化しているという部分が、今聞きますと捉えますので、もう一度、こちらのほうは、令和6年度に塩尻市とともに一緒に導入した

件でありますので、塩尻市の動向も見ながら、もし全面的に変えなければいけないのであれば、そういったことも取り組まなければいけないですので、ちょっと状況を確認させていただきまして、こういったトラブルが少しでもなくなるよう努力したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 利用する方というのは、例えば高校生なんかは、卒業されて、また新たに利用される方というのも年々変わってくる部分でもありますので、毎年やっていただければ本当はいいのかもしれませんが、アンケートのような形をとっていただくなり、利用する方の声というのを、やはり吸い上げていっていただけたらありがたいなというふうに思います。

それから、買物バス、あと、利用率向上のほうのことについてですけれども、買物バスを利用している方、これが、やはり減っているのには、セミデマンド方式のほうを利用している方が多いからということで、課長のさっきのお話の中で、そちらのほうへ移行する方向であるということをお聞きしました。それに当たっては、利用者の聞き込みとかを行っていく予定であるということでしたけれども、実際、買物バスを利用されている方に聞いてみますと、やはり、利用者が少ないのにマイクロバスを走らせてもらっていること自体、非常にありがたいけれども、ちょっと申し訳ないような気持ちもあるという、それが正直なところかなというようなお話も聞きました。

でも、利用している方は行く日が決まっているので、それが生活の中でめり張りになっているという声も聞かれたり、あと、毎回同じ方にお会いするので、そういう方とのコミュニケーションも取れている、そんな場でもあるということも聞きました。ですので、そういったことも考慮していただいて、ぜひ、セミデマンド方式にする際には丁寧な説明をしていただきたいなというふうに思うんですが、くるりん号をスムーズに利用するために登録というのをしていただいているかと思うんですけれども、この登録をしてもらうのも、ちょっと難しいというか、ハードルが高いという方もいらっしゃるのかなというふうに思います。

まず、用紙が、公民館と役場にあるということですのでけれども、用紙を取りに行くにも足がないという方もいるわけですし、ファクスで送ってくださいと言っても、ファクスもちょっとという方もいらっしゃいました。なので、その辺のところも、1回、説明会じゃないです

けれども、開いていただくとか、そういったものが必要になるのかなというふうに、そこに、例えばお迎えに来ていただいて、集めていただいて説明する、そこで、もしあれなら、この登録を一緒にしてもらおうというような形の場所が設けられたら、非常に丁寧になるのかなというふうに思います。

それから、乗車率向上というところでは、こういった買物バスを利用している方から、セミデマンド方式に移られる方の利用も含めて、やはり、いろんな方に利用してもらおうというには必要なところかなというふうに思うんですけども、免許証を返納してもらえらる際のチケットについて、使用期間を設けるというのを撤廃するというお話でしたので、そのところは、以前、中村議員からもそんなお話がありましたが、そういったことを検討していただいているというのは非常にありがたいかなというふうに思います。期間を設けても使い切れない方が多いから出た意見かなと思いますので、そこは、使用期間撤廃という方向でお願いできたらなというふうに思います。

あと、公共交通ガイドというのが朝日村には作っていただいているんですが、今回私、中を見せていただいて、改めて、松本、塩尻方面へ行くJRや上高地線の乗り継ぎの時間が載っているとか、くるりん号から接続できる交通機関の一覧や、その金額まで載っていたりとか、山形村の福祉バスの時刻表まで掲載されていたり、非常に丁寧に説明してくださっている公共交通ガイドだと改めて思いました。

実際、このガイドを駆使して、バスを利用して村外に出かけている方というのもいらっしゃるんです。使ってみないと分からないからという、すごくいいお話を頂戴したんですけども、使ってみなければ分からないんだけど、使い方がよく分からないという方もたくさんいらっしゃると思います。そういった方には非常に、公共交通、もっと便利に使っていただけたらいいのになと思うところではあるんですが、以前、社協で、公共交通を使って出かけてみようという講座をやっていました。非常に人気があった講座というふうに聞いたんですが、免許を返納した方のチケット利用促進のためにも、こういった取組は非常に大事なんじゃないかなと思います。1回経験しておくことによって、また、自分でも出してみようかな、外に行って何しようという楽しみをつくって、そのために公共交通を使ってみようという気持ちになっていただけるのかなというふうに思いますので、こういった取組が、免許返納する前の人たち対象であってもいいと思うんです。1回経験しておく、やはり違うと思うので。この辺のことを含めて、何かこう、講座ですとか、こういった取組をこれからしていこうというようなところ、あったら、もう一度お聞かせください。お願いします。

○議長（小林弘之君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） 引き続きまして、清澤議員のご質問にお答えいたします。

今後の公共ガイド等を含めた利用向上の部分でございますけれども、公共交通ガイドにつきましては、昨年度、刷新をしまして、少し見やすく、分かりやすくさせていただきました。そういったお褒めをいただくことが非常に職員のやる気が出てくるというふうに思っております。

そんな中で、特に高齢者の皆様に利用いただくという方法にとっては、以前は、そういった乗り方のビデオをつくって説明したという機会もございました。そういった部分が、少し今、欠けてしまっている部分もございますので、高齢者向けの、そういったところに、お集まりのところに行って、こういった公共交通ガイドの中でご説明を申し上げたり、また、社協等と連携しながら、お出かける、そういった方法を一緒にやっていくということは必要だと捉えてございますので、今後、引き続き、また改めて、どういうふうにやったらいいかということ踏まえながら、より早く、早急に対応したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） やはり、私の義理の母とかを見ていてもそうなんですけれども、年齢を重ねるごとに、新しいことに挑戦するというのには非常に勇気が要ることになると思います。なので、例えば、くるりん号を呼ぶ、電話をかけるの一つも、なかなか勇気が要る動作になってくるのかなと思われるところです。なので、そういった方たちの後押しができるような取組ですとか、そういった機会を数多く設けてもらうということが、日中誰も乗っていないバスが走っているのを見るというのは、運転手の方も非常に寂しいものがきっとあると思いますし、そういうのを見るたびに、何か、ああ、乗っていないと、私もちょっと、非常に心苦しい気持ちになりました。なので、そういった、せつかく高い、今、燃料が高い中走らせていただいているわけですから、少しでも多くの方が利用できるように、利用しやすくなるようにしていただけたらいいなというのを思います。

我が村において、公共交通は、どなたにとっても安心して頼れる足であってほしいと思います。朝の通学の混雑、決済の不具合、買物バスの在り方、日中の乗車率の問題など、どれ

も公共交通をこれからも維持し、使いやすくするために必要な視点だと思っています。これからも、誰にとっても使いやすく安心して乗れる公共交通でいられるように、村民の実情に寄り添った改善が進んでいくことを願って、1問目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） 清澤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清澤議員。

[6番 清澤あゆみ君登壇]

○6番（清澤あゆみ君） 2番目の質問です。

ふるさと納税の現状と返礼品の充実に向けた取組について。

ふるさと納税は、当村の魅力を全国に知っていただく大切な機会です。サイトに掲載されているPR動画も村を紹介するよい入り口になっています。

その一方で、返礼品の掲載状況や内容には改善の余地があると感じています。そこで、ふるさと納税の現状と返礼品の充実についてお伺いします。

(1) 当村のふるさと納税について、昨年度の寄附額はどの程度だったのか、伺います。あわせて、村民がふるさと納税を通じて他自治体へ寄附している金額、いわゆる流出額についても把握されていれば教えてください。

(2) インターネットで当村のふるさと納税を検索すると、「ふるさとチョイス」と「さとふる」の2つのサイトが出てきますが、当村ではこの2つのサイトを併用しているという認識でよろしいでしょうか。

(3) このふるさと納税サイトでは、地元の特産品、地元作家さんの作品や村産品が掲載されているものの、受付終了、在庫なし、受付期間外が多く、現状では魅力的なサイトとは言えない状況となっています。この点について、村は把握していて、改善を検討していますでしょうか。

(4) 返礼品の魅力向上や、より魅力あるサイトづくりに向けて、今後どのような取組や方針を持っていらっしゃるでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 清沢光寿君登壇]

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、私から、議員ご質問のふるさと納税の現状と返礼

品の充実に向けた取組につきましてお答えいたします。

少し長くなりますが、申し訳ございません、お願いいたします。

1つ目の、当村のふるさと納税についての昨年度の寄附額はどうかというところですが、まず、村民が、ふるさと納税を通じて他の自治体へ寄附している金額、流出額についてでございます。まずは、令和6年度の朝日村への寄附額でございますが、444万3,000円、うち事務経費は218万959円、実質の寄附の受入額は226万2,041円というところがございます。

それに対しまして流出額でございます。住民税の控除額でございますが、547万2,950円ということでございます。流出額のうち、地方交付税から一部補填していただきますので、410万円ほど地方交付税で補填していただきますので、実質の収支額と申しますと89万3,000円ということでございます。こういった形で、非常に村内にとってちょっと苦しい状況であるというところがございます。

続いて、2つ目の、インターネットで本村のふるさと納税を検索するとということですが、本村では2つのサイトを併用しているということですが、本村では、このふるさと納税の業務は全て民間に委託してございます。現在は、「さとふる」、そして「ふるさとチョイス」、「楽天フルト」の大手3社と契約してございます。さらに、その3サイトが提携している主なものの中に、「Yahoo!ふるさと納税」、「au PAYふるさと納税」、「JRE MALLふるさと納税」、「セゾンのふるさと納税」、「KABU&ふるさと納税」、「ケアネットふるさと納税」という6つのサイトを通じておりますので、それぞれ、それらのサイトからふるさと納税できますので、幅広くやっております。

3つ目のふるさと納税サイトには地元の特産品や地元作家の作品、特産品が掲載されているが、受付終了とか在庫なし、受付期間外があるけれども把握しているかというところですが、ご指摘のとおり、本村のふるさと納税サイトでは、在庫切れや受付時間外と期間外の表示が相対的に多く見られる状況でございますので、その状況がどうして起こっているかというところですが、根本的な要因は、返礼品の数が少ないというところに尽きます。

本村の返礼品につきましては、工場で大量的に生産されるものではないということが、まず1点で、地元の農産物や加工品、地元作家の手づくりの品などが、少量生産の中で手間のかかる品目が中心に納税の品物となっているところが大きな特徴でございます。そのため、一つ一つ手づくりで手間がかかる品物が多く、大量生産による安定供給が難しいため、

通年で十分な数量を確保することが難しいというところで、結果として在庫切れや受付期間を限定せざるを得ないというケースが多くなっているというのが実情でございます。事業者からも、どうしても増やしてほしいというお話をさせていただくんですが、人的なもの、また、その会社さんの本来の自分の仕事以上のものを受けているものですから、それ以上のことはなかなか難しいといったことで、お断りされるケースもございました。

しかし、ポータルサイト上で受付終了といった表示が目立つと、当然寄附者からは、村の魅力とか事業者のこだわりが十分には伝わっておりませんので、寄附の機会の損失につながりかねないように、改善策として、運営サイトの「さとふる」等と協議の上、改善策を検討してまいり所存でございます。

続きまして、4つ目の、返礼品の魅力向上や魅力サイトづくりに向けて今後どのような取組を行うかというところでございますが、現在、先ほど申しましたが、返礼品の数が少ないというところでございます。村内の大手の食品工場にもお願いをしていきましたが、なかなか現段階では対応が難しいということでの断りをいただいております。

そのため、本村としては、工場等の大量生産には依存ができませんので、実情に合った形で返礼品の魅力を増やしていきたいというふうに捉えてございます。そのためには、やはり、村内の小規模事業者の皆さんに、少しでもやっていただけるものがあるかどうかということの呼びかけをまずすることが1点目だというふうに捉えてございます。今後、商工会、またJAさん等を通じて、ご協力をお願いしていきたいというふうに捉えてございます。

2つ目には、Pay Pay商品券を活用した取組の充実というところでございます。地場産品の返礼品に加えまして、Pay Pay商品券を返礼品として実施しますと、村内の飲食店やサービス事業者の中で、Pay Pay商品券を扱っている事業者が、登録の加盟店がありますが、そこで利用が可能となりますので、そちらのほうを少しずつ増やしていきたいというふうに捉えてございます。

3つ目は、企業版のふるさと納税の活用でございます。企業版ふるさと納税につきましては、先月、11月末に内閣府から地域再生計画の認定を受けることができました。これに伴いまして、企業版のふるさと納税ができるようになりましたので、企業としましては、法人税の税額控除が受けられる制度となります。こちらは、活用するよういたしますと、非常に大きな収入源になるのかなというふうに捉えてございますので、そちらのほうの活用を図ってまいります。

昨今、産地偽装等の問題が、ふるさと納税につきましてはございました。非常に指定の基

準が国のほうも改正を行われておりまして、非常に厳格化されてきております。新たに導入される付加価値基準といったものにつきましては、返礼品となる製品や加工品については、販売価格を基礎に算出した過半の50%は必ずその自治体内で生み出されていることが要件になるということでございます。この基準は、単に最終的な加工工程が地域内にさえあればよいという従来の考え方から、原材料の調達から主要な加工工程、企画開発など、地域において経済的な効果を重視するという方向に改められるものでございます。ふるさと納税を進めていくに当たりまして、こういった国の基準にしっかりまた、今までも慎重に進めてまいりましたが、引き続き国の基準に沿って慎重に進めながら増やしていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

まず、寄附額より流出額のほうがやはり多いのかなというのは、ちょっと想像していたところではあるんですが、流出額に関しては、実際止められるものでは、個人の自由になりますので、ないのかなというところを考えますと、やはり寄附額のほうを増やしていく可能性があるというふうに改めて思いました。

先ほど、課長のほうからありましたけれども、今年の7月31日に総務省から発表された長野県ふるさと納税金額ランキングというのを見てみましたが、朝日村は、77市町村中73位でした。やはりこれ、金額が444万円というふうに記されていたんですけども、これはやはり、どれだけ返礼品の数があるかというので、もちろん、魅力ある商品というのも大事なんですけど、数があればあるほど、選択肢が増えるので、見ていても、ちょっとわくわくするという、そういうのが、やはり今の朝日村のサイトの中には、期間外であったりとか、ちょっと調整中のような表示がすごくたくさん出てくるので、そこは残念なところかなというふうに思います。

参考といいますか、人口の規模でいけば、根羽村、人口760人ぐらいなんですけど、31位に位置してまして、約3.6億円、寄附額集まっています。これ、人口には本当に関係ないんだなというところで、これを見てみますと、何か面白いのに、たい焼きとかというのがあったんですけど、何でたい焼きというふうに思うんですけれども、だから、その特産品、そこでつくっているものには違いないので、そういうものが出てくるというところかなと思うんで

すが、例えば、本当に須坂市のように、須坂市、いろいろありましたが、シャインマスカットとか、要するにブドウですとか、そういう果樹とかそういうのに魅力があるのはもちろんですが、それだけじゃない部分でも、切り込み方によってはそういうものにつながっていくのかなというふうに思いました。

やはり、さっき、サイトの話があったんですが、「さとふる」が先に出てくるんです、朝日村のふるさと納税というふうにやると。「さとふる」はもうほとんどが、そういった、先ほど私も言いましたけれども、受付期間外ですとか、そういった表示になってしまっていて、それ以上、先に進む気持ちも失せてしまうというか、その次の「さとふる」のほうが、まだいろいろ載ってはきているんです。例えば、ボルシチのレトルト商品、「ふるさとチョイス」では受付期間外と出てくるんですが、「さとふる」のほうでは、ちゃんとまだ載っているんです。これ、発送しているのが観光協会なので、ちょっと聞いてみたんですけども、連絡を取り合っているのは「さとふる」だけだというふうにおっしゃっていました。「ふるさとチョイス」のほうに載っているブドウとかのジュースを出している方に聞いたんですが、今年はもうジュースを作っていないので、今年はおせないということをおっしゃっていましたが、おせないんであれば、そこから削除されるべきだと思うんです。でもそれが、「ふるさとチョイス」のほうは受付期間外ということで載ったままになってしまっているんで、その辺の、サイト側と、どうやって出品されている方が、例えば「さとふる」と連絡を取っているかという、メールとかで、例えば、あと在庫がもう10個しかないんで、そこで打ち切ってくださいというようなやり取りも、メールでやり取りしているということを知ったんですけども、そういったやり取りをしているのを、私が聞いたのは「さとふる」だったんですが、ほかとのやり取りがどうなっているのかということも懸念される場所でもありますので、サイト側ときちんと話をさせていただいて、もし、あまり利用がないのであれば、その辺も検討していってもらったほうがいいのかというふうに思いました。

村内には木工職人さんをはじめ、地元ならではの特産品や加工品を作られている魅力的なつくり手の方々がたくさんいらっしゃるわけですけども、そうした方々に光を当てて、村外の多くの方に村の魅力を知っていただくというのは非常にふるさと納税では大きなきっかけになるというふうに考えますが、例えば、村出身の方で、今は村を離れているんだけど、朝日村のことを思って、時々サイトをのぞきにきてくださる方というのもしいるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういった方に見ていただくのにも、サイトの充実というところが大事なところになってくると思うんですけども、その辺、先ほど、サイト側と協議

をしていくという課長答弁がございましたが、実際、今、私が見たのは「ふるさとチョイス」と「さとふる」だけなんですけれども、「ふるさとチョイス」のほうは、最初に出てきてしまう関係上、どうしても、残念なものを先に見てしまうようになるんですが、この辺、もうちょっと詰めて話していくというところで、もうちょっと、どういうふうに話をしていくか、これだけ関係を築いているサイトがあるというところ、ちょっとその辺は大変なのかなと思いますけれども、このところ、どのように対応していくか、もうちょっと詳しく、課長、よろしくをお願いします。

○議長（小林弘之君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） 引き続きまして、清澤あゆみ議員のご質問にお答えいたします。

まず、寄附額につきましては大変苦戦しているところでございまして、今、議員もおっしゃられたとおり、今年度も、一番人気のジュースの加工の品物がないということで、昨年の実績以下の非常に厳しい数字になっているのが現状でございます。より多くの何かを探さなければいけないというのは、担当課として非常に心苦しく、今思っているところでございます。

そのサイトの関係でございまして、特に各サイトの中間ということで、「さとふる」さんが、基本的には各事業者間の中に入ってくれています。村と各事業者間の間には「さとふる」が入っていると。その「さとふる」さんの中で、いろんな物品の搬出だとかそういったことをやっていただいているということでありますので、特に「さとふる」さんとの関係を重視しながら担当課としてやっているところであります。

そういった見せ方とかという部分については、やはり、そういった印象も受けてしまいますので、それについては、また「さとふる」さんと検討させていただき、少しでも魅力あるホームページを特につくり上げていきたいというふうに思っております。なお、こういった商品については、一つ一つ、国のほうから、基準の、経費が幾らかかって、なので、じゃ、認めますということで、一品一品、国のほうの許可を受けているという部分はございますので、勝手に上げたり下げたりというのはなかなかできない部分がありますので、そういった部分は、ただ、ホームページ上での見せ方という部分については、多分、検討ができると思いますので、そういった部分については「さとふる」と協議をしてみたいと思いますので、お願いいたします。

3点目の木工の方もいるじゃないかということもお話しいただきました。今、現実的に、ふるさと応援寄附の商品の中には木工の家具のものもごございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、一品一品つくるもので、非常に時間がかかってしましまして、大量生産ができないんだということのご意見をいただいているものですから、当サイトで上げてはあるんですが、1年待ちだとか、1年半待ちですよとおっしゃられる可能性もあるものですから、非常にそこが危惧しているところがございます。

また、村出身の方々に、そういった村のホームページを見ていただく、そして寄附いただくということが一番の目的でもあるんですが、なかなか魅力的なものではないということもありますので、そういったところについては、充実できるように、しっかりやっていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 確かに、木工作家さんたちの作品、すばらしいものがあるんですが、自分のお仕事プラスふるさと納税の返礼品となると、やはり、一つ一つ手間をかけているところを考慮すると、時間がかかってしまうのはしょうがないところなのかなと思いますけれども、であるからこそ、逆に、いろんなものがあれば、その辺をカバーしていくことになるのかなというふうに思いますので、役場の中にはなかなか発見できないものというのは村の中にたくさんあると思うんです。普通、話しているだけでは知らなかったけれども、そんな特技があるんですか、そんなものを作れるんですかという方も中には、時々お会いしてびっくりするような方もいらっしゃるんです。ですので、積極的に外に出ていただいて、そういった情報を収集していただくというのも大事なところかなというふうに思います。ハードルが高いところというのはあるかと思うんですが、そこを何とかして取り組んでいくというのが大事なところで、村としての仕事になっていくのかなというふうに思いますので、お願いしたいところです。

それから、先ほど、大きな工場という話がありましたが、今、増設されていますよね。そういった中で、増産されていくという方向があるというふうにお見受けするんですけれども、ぜひ、1回断られたから、それで駄目だったということではなくて、これは村の商品、つくられている方の、いや、1回僕はそれ出さないよと言った方にも、ぜひ、二度三度と足を運んでいただいて、話を深めていっていただくというのが非常に大事なところかなと思います。

食品、その作っている会社では非常に人気で、なかなか手に入らない商品というのがあります。そういったの、もし返礼品として扱わせていただくのであれば、非常にこの寄附額というところが伸びてくるところなんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、断られたから終わりではなくて、時をして、また行ってみるとか、粘り強く対応していただくことも大事なのかなというふうに思いますので、お願いします。

当村には、地元の特産品や加工品、また、ご自分の作品を丁寧に作り続けている皆さんがいます。そして同時に、全国的にも高い人気と信頼を得ている大きな工場も村内にあり、ここで生み出される商品は村の誇りでもあると思います。こうした村の力とも言える魅力をふるさと納税の返礼品を通じて、より多くの方に知っていただくことは、交流人口や関係人口の拡大にもつながる重要な機会だと考えます。また、村外に暮らす村出身者の方々にも、ふるさとを思い出し、つながりを感じてもらえる機会になればと思います。村として、地域のつくり手の皆さんの声にも耳を傾けながら、また、村の強みとなる工場とも連携を図りつつ、返礼品の充実や情報発信の工夫を進めていくことで、一層魅力ある、選ばれる村を目指していくことを期待します。

これで私の2番目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） これで、清澤あゆみ議員の一般質問は終わりました。

これで昼食の時間を取りたいと思いますので、再開を13時30分をお願いします。

休憩 午後12時19分

再開 午後 1時30分

○議長（小林弘之君） それでは、一般質問を再開します。

◇ 古 池 美佐江 君

○議長（小林弘之君） 次に、7番、古池美佐江議員。

古池美佐江議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 7番、古池美佐江でございます。

私は、2問質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1問目、役場職員の接遇について。

朝日村職員の電話対応について伺います。現在、電話対応の際には、朝日村役場何々課で
ございますなどと所属のみを名のり、職員の個人の氏名を告げないよう指導している旨を伺
っています。かつては自ら氏名を名のる職員もいましたが、近年はそうした対応が見られな
くなっている印象があります。

最近では、いわゆるカスタマーハラスメントへの対応が社会的課題となっており、来年10
月には、カスタマーハラスメントから労働者を保護するため、全ての企業及び自治体に対策
を義務づける関連法の施行が予定されています。しかしながら、その対策の一環として、氏
名を名のらないことを対応とすることが適切かについては、私は疑問を感じています。

加えて、一部村民からは、役場庁舎は立派になったが役場が以前より遠く感じられる、職
員の顔が見えないといった声が寄せられています。本村は小規模自治体であるので、村民と
職員との距離感をもっと近くし、親しみやすい役場が期待されます。そのためにも、接遇面
において温かみある対応が望まれることから、以下の点について伺います。

（1）電話応対における職員の氏名明示について、統一的な基準または方針は定めていま
すか。

（2）氏名を名のらない対応について、これまで村民から意見や苦情等が寄せられた事例
はありますか。

（3）接遇に関するマニュアルの有無、及び存在する場合、その内容を公開していない理
由について伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ただいまの古池議員のご質問に対して回答させていただきます。

まず最初のご質問、電話応対における職員の氏名明示について統一的な基準または方針が
あるかということについてでございますが、3年ほど前に実施いたしましたマナー研修、研
修をやったわけなんです、それを基にしまして、電話の応対方法を整理しルール化しまし
た。これは、最初にかかってきたときの初動の対応というところに重点を置いております。

また、このご質問の前段で、氏名を名のらないことがカスタマーハラスメント対策の一環であるならば疑問に感じるとのことですが、このルールはあくまでも電話の取次ぎをできるだけ円滑、簡潔に進められるようにという観点から、職員に推奨しております。

次に、氏名を名のらない対応について、これまで村民から意見や苦情等が寄せられた事例はあるかということにつきましては、ルール化してから現在まで苦情の記録はございません。

3番目の質問ですね、接遇に関するマニュアルの有無及び存在する場合、その内容を公開していない理由についてということでございます。このルールは、そもそも組織内部で使用する意識啓発を目的にしたいわゆる内規のようなものでございますので、公開に該当しないものと判断しております。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 3年前のマナー研修のときに、初動対応で円滑に早くというか、役場庁内の中で回すというか、対応するために、名前はしないということですね。

まず最初は、この間も、私ちょっとお電話したときは代表番号にお電話をしましたので、「はい、朝日村役場です」というお答えをいただきました。これはいいのかなと思います。その後、内容について話をしたときには、何々課にお回ししますねということで、こういう最初、昔、これってあれですよ、昔、電話交換があった頃、大分前ですけども、今みたいにすぐにできなくてこうやってやるときに、そういうふうにして何々課に回しますということで、何々課でまたお話をするという形でやっていたと思うんですけども、最初に課が分かっている場合は、何々課でございますということで出ています。

しかし、それは円滑にするためということで、今これが全てというか、市町村でそうかという、そうではないと思います。それで、国の方針としては、総務省などが示した各行政機関における公務員に氏名の取扱いについては、職員の職務遂行に関わる情報に含まれる氏名は、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き公にするものとするという原則公開の統一的な方針が定められています。

この特段の支障というのがあれなんです、今回の円滑にするということは、特段の支障ではないと思うんですけども、この氏名を名のらせない方針を、特段の支障があると判断はされていないと思うんですけども、何かこの氏名を公にすることで、個別の権利、利益を害すると判断した具体的な事例とか、そういうこれによって職員が大変困ったとか、そう

いう事例はこの役場ではあるのでしょうか。そのことについてお伺いします。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、これは電話応対に限ってのご質問に対する回答でございます。この電話応対につきましては、まず先ほど古池議員がおっしゃったように、かかってくる電話は、大きく2つのパターンがございます。代表電話にかかってくる場合、それから課ごとに指定された専用の回線にかかってくる場合の大きく2つに分かれます。

私が最初に申し上げたのは、いわゆる代表にかかってきたとき、ここではいわゆるかけた方がどこか分からなくてかけているというようなことも想定されますので、この段階であえて氏名を名のる時間を取っても仕方ないだろうという判断でございます。

その後でございますが、いわゆるかかってきた内容によりまして、例えば建設課であるとか産業振興課であるとかというふうに職員が判断した場合、その次の矢が取り次がれた場合に、取り次がれた人間は「はい、〇〇課の何々担当の誰々です」と、ここで初めて名のりましょうというふうに推奨しております。

したがって、ちょっと私もこれ改めて確認して、ちょっとしくじったというか足りなかったなと思うのが、いきなり課にかかってきたとき、これは皆さん応用して「何々課の〇〇です」というふうには名のっているとは思いますが、まずはそういう考えの下にやっておりますので、特段氏名を公表しない何か不利益なことがあるとかという考えではございませんので、あくまでも代表にかかってきたときは、どこの課につながか分からない状態であることを想定して、あえてそこで名のる必要はないであろうという考えに立っております。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 初動ということで、その点だけは私も理解しましたし、その対応でよいのかなと思っておりますが、何々課とかけますけれども、課にかけた場合、ほとんど名前は名のっております。若い方が特にそうなのかなと思うんですけれども、名のってくださる方もいますし、名のらない方のほうがこの頃多いのかなと、名のっていただいていないというのが実際の対応だと思います。

ですので、そこのところをよく確認していただいて、やはり課に回されて、自分の課に来

たときに、やはり名のるのが普通ではないかなと、私は良識的なことではないかなと感じています。

自分もそこに問合せをするときは、必ず自分も名のっています。今は議員になったので、議員のというふうには言いますけれども、なる前は上組の古池でございますと、古池ですけれども、このことについてお聞きしたいんですけれどもという感じで、こういうことで困っていますとか、そういうことでお電話を自分は名のっているんですが、もし名のられても、向こうは何々課の何々ですというふうに言ってくださらないことも多々あるんですね。ですから、ぜひ言ってほしいなと思います。

苦情がないと先ほどおっしゃいましたけれども、苦情がなかったり意見がないからといって、村民の方はそれで納得しているのかなという、やはり私みたいに、古い人間なのだからなんだろうかね、でもやはり違和感とか、どうして向こうは自分が名のっているのに向こうの役場の人は名のってくれないんだろうとか、そういう気持ちには少なからずともあると思うんですね。

ですので、ぜひそういうときに課のほうでも名のっていただくということは徹底してもらいたいと思うんですけれども、もう一回、そのところを職員間の中では確かめていただきたいんですけれども、実態については、副村長はみんな名前を課では名のっているとお思いになっているのでしょうか。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） お答えします。

そのように理解はしております。ただ、忙しい中で取ったりということもございますので、中には名のらずにとか、名のることを忘れてしまうというケースもあろうかと思えます。ここに今、古池議員からこのようなご意見をいただきましたので、これはそもそもの電話対応ルールの中で盛り込まれた内容でございますので、たまたま今全課の課長がおりますので、改めて確認させていただきたいと思えます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） それと、マニュアルについては、そういうものがあつたとしても外に公開するものではないと、そういう考えで公開していないみたいなことを言ったんですが、やはりマニュアルみたいなのは、各職員全員にはそういう明記したものは、文書化して皆さ

んのところにはあるのでしょうか。そこのところを教えてください。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） これは、ネットワーク、村のネットワークの中の共通フォルダーの中に格納してございますので、職員はいつでも閲覧できますし、それをプリントアウトして中には自分の電話のところに貼っておくということも見られましたので、そこら辺は自由に任せております。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） フォルダのほうで誰でも見て、こういうときはどうなのかなということを見られるということですが、村と市とか大きなところと比べるのもちょっとあれかなと思ったんですけれども、今回についていろいろなところを調べたんですが、残念ながら村単位ではマニュアルみたいなのは公開しているという実態は、ネット上ではありませんでした。

塩尻市さんと松本市さんと安曇野市さんは、接遇マニュアルというのをネット上でも公開しておりました。それで、その中に、いろいろな身だしなみから対応マナー、電話対応、それから名刺交換とか、すごい細かいことまで書いてあって、一番すごかったのは安曇野市さんで、111ページにも及んで、こんなに要らないのにといいながら私も見たんですけれども、一応そういうものがあるということなので、もし差し支えなければ公開しても、こういう対応で頑張っているんだよということを示すことにもなるので、私はホームページの中にも少し載せていただいてもいいのかなと思いました。

松本市さんは、大きい割には21ページということで、こんなふうにありますよと、それをプリントアウトしてみたんですけれども、こんな小さなものでも見ることができました。それで、あとは安曇野市さんのすごいのは、マニュアルの前に自分たちの市職員の接遇についての、こういう気持ちで職員はやっていますということで、市民に対してこういうことを宣誓しますみたいな形で、幸せになる接遇ということで、自分たちのものをこういうものをちゃんとネット上で見せているんですね。そういうことは、やはり責任感とか、そういうものもすごく表れたと思います。一生懸命やっていますよということがありますので、また検討していただいて、内規なので、そういうことをしなくてもいいという考えもありますけれども、別にこれを出したからといって何か個人の名前を出すわけでもありませんし、この村

の姿勢を村民の方に示すという形にもなりますので、ぜひ公開していただけるといいのかなとひとつ思っています。またご検討ください。

またちょっと接遇に関してなんですが、電話だけではなく、ひとつ感じていることがあるので、少し電話対応ではなくちょっとだけお聞きしたいことを聞きます。

電話対応ではありません。この議会の始まる前に、私のところに近くのおばさんが、ちょっと相談に来ました。それで、どういうことかといいますと、8月に役場に行って、自分のおうちのすぐ隣のところなんですけれども、隣家に廃屋同然になっている空き家があると、これが何年も近所でもどうにかできないかねという話を前からもしていたり、本人のところにも行ってきたんですけども、全然できないので、こういうことに対してどうしたらいいかということをお話に行ってきたと、そうしたら、職員からは相手にきつい手紙を出しておきますというお返事をいただいたそうです。その後、それでも手紙を出したのかな、その手紙の返事は来たのかなということが、すごく気になっていて、3か月もたってしまったんですけども、役場から何の連絡もないんですけども、どうしたもんかねということで、議員さんに聞いてきてもらえないかねという相談が来たんですね。

そこで、私は窓口に行って、こういうふうにお話があったんですけども、それについてはどうですかと言ったら、そのお話は聞いて、こちらもやはりちゃんとお手紙は出してありますよと。でも、3か月もたっていますよね、その結果、うまくいっているのかいっていないのか、そんなことはいいんですけども、連絡をしてほしいと言われてきましたと言ったんです。そうしたら、分かりましたというふうには、それはすみませんでしたと、そういうこともしなければいけませんでしたかねという感じで、向こうはちょっとそのことについては、職員の方は忘れていたというか、あまり気にしていなかった、出したら出しっ放しではないんですけども、出したからいいかなと思っていたようです。

それで、知らせてほしいと言ったので、知らせてほしいと私は言ったんですが、その後、私は一応本人のお宅に行って、そのお話をしたんですけども、それでも役場からもそういうふうにしたので、電話でも何でもいいので連絡が来るかもしれませんと言って、言ってきたんですけども、確認をしたら、全然連絡が来ていないよと、そういうふうにおばさんからはもらったんですね。

こういう対応について、村はどのような指導をしているのか伺います。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ちょっと最初の一般質問の通告とはまた違うほうへいっちゃっているんで、いきなりでお答えしづらい部分もありますが、まずは、もし古池議員のほうでそういうお話を聞いたときなんですけれども、今回みたいに言っていただければ、当然失念ということもございます。それより以前に、やはり個人財産に手をつけるということが、行政がいかに難しいかというところもご理解いただいた上で、フォローしていただけると、なおありがたいと思います。

ただ、今回につきましては、お話のとおりだとしますと、我々空き家のデータベースを持っておりませんが、そこに例えば何らかのプラグを立てるというような、もしかしたら作業をぬかっていたかもしれません。基本的に今空き家が100件弱くらいマークはしているんですが、それは全員協議会等々の中でもお話をしておりますが、今後に向けての例えば優先順位ですとか、そういったところにもつながりますので、この件はもう一遍確認しておきます。

そのくだん、古池議員に申された方には、また役場のほうに、たまには忘れることもあるし、経過というのはなかなか個人のことですので、お教えできない部分もあるかもしれませんので、直接問い合わせてみてくださいということで、それで決して無下な対応をするわけではございませんので、遠慮なくお問合せいただくようお願いいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 私は内容を教えてほしいわけではなくて、一応出しましたよとか、確認のお電話をしてあげてほしいかなということですよ。やはり対応的に、とにかくうまくいっているのか、向こうから役場に返事が来ているのか、来ていなかったらそれでいいんだよと、向こうのおばあちゃんは言っていました。そうしたら、また周りで考えなきゃいけないかねというふうな、だと思っんですけれども、とにかく3か月何も連絡をもらえなかったということに対しての、やはりこれも接遇だと思っんですけれども、忘れてしまうということもあるんですけれども、1か月目でも2週間後でも、今のところ出しは出しましたが、ちょっと返事は来ないので申し訳ないんですねという途中経過でもいいので、そういうものをお知らせするということは、とても大切なことだと思うので、なるべくそういうことしてもらえそうな感じで考えていただけるといいなと思っんですけれども、先日ですかね、西洗馬の要望のときに、総務課長が、一応いろいろな問合せがあったときには、おおむね2週間以内には、それについての対応で何らかの回答をするということは通達してありますと

いうふうになっているということをお聞きしました。これは途中経過で、本人が村に、役場に出て、それでこれで分かりましたと帰ったんですけれども、そういう途中経過についての連絡をすとか、そういうことは今後考えていただけるのでしょうか。

○議長（小林弘之君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 古池議員のご質問でございますけれども、基本的に村の業務の中で、いろいろな村長メールとか各課メールということで、問合せがメールでもできるような仕組みがございます。それとか公文書の公開条例とかに基づく公文書の公開につきましても、請求が来てからおおむね2週間以内には回答を返すというのが原則になっておりまして、職員もそういったことで、いろいろなものの問合せにつきましても2週間をめどに回答するというので、それまでにしっかりとした回答が得られなければ、途中経過を報告するというのでは行っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） では、メールなどには、そういう回答を2週間以内にということですね。

でも今回は、本人が直接行きましたので、やはりメールでなくても、そういう問合せというかお願いがあったときに、もしこれは途中経過が必要かなという、そういう判断も難しいものもあるかもしれません。出してしまえばおしまいだというふうにも考えることもあると思うんですけれども、ちょっと課の中とか総務課とか、そういうところと相談していただいて、こういうことをやった途中経過をやはり知らせるという形で、電話連絡で、来た人のことはちゃんと覚えていましたし、どなたの家かということもちゃんと、どなたが来たかということも覚えていらっしゃいましたので、ぜひそういう体制が取れるように、少しこれからマニュアルというか、接遇の対応について、少し細かいことも見直していただいて、また検討していただけたらと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 大変ありがとうございます。

私も今のお話を聞いていて、なるほどというか、私の担当課だったらどうするかなというところを、今思い浮かべているところがございます。参考になりましたので、善処させてい

たきます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 善処していただけるということで、また、そんなにあれですが、おいおいとまた来年度までには、そういうことで改定してできることを願います。

それで、クレームについては特に前のときも齊藤正法議員が聞いたときは、特にはないしということですが、これからまたクレーム対応については、国からも来ています。それで、もし、私としては、村の中の電話も99がかかってくれば、村民であるということが分かるので、絶対忘れずにこれからやはり課と名前は、名字だけですよ、言うようにするとか、何か細かいことですが、それも対応できていただければいいと思います。

それから、私、いろいろなホームページとかも見せてもらったり電話をかけたつもりですけども、池田町では、録音装置を設置したんですね。それについてはホームページでもしっかり公開してありまして、いろいろなものが変わったときに、ホームページでこういう待遇をしますと。名札についても平仮名の名字だけにしますということもはっきり明記してありますし、それからクレームとか、あとは自分たちの対応がよかったかということ、クレームをいただいたときとか、そういうときにきちんと振り返ることもできるので、村の各所のところ、ちゃんと幾つも部署が書いてあったんですけども、録音装置をつけました。そういうようなことをすごく公開しているわけですね。ただし、録音装置はつけてあるんですけども、よく今自分のおうちでは録音を取りますという、そういうちゃんとしたメッセージが今オレオレ詐欺とかいろいろな詐欺をやるために各家庭ではあるし、企業でも対応のためにという録音が流れますが、そういうものは流さないけれども、録音装置はつけてありますとか、そういうものをすごくネット上でもきちんと、あと広報とか、そういうところでも変われば皆さんに情報発信をしています。

ですので、村も名札も名字のみになったりしていますので、こういう対応をしていますということをぜひ公開していただくということになれば、村民からの誤解とか、いろいろなことがそんなに誤解されずに受け入れられると思うので、ぜひ何か待遇とか、いろいろなところで変更があった場合は、小まめにせつかくホームページを持っておりまして、そういうコーナーを設けていただくとありがたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ありがとうございます。

ちょっとお話があれなんですけれども、多分これからの来年度のカスタマーハラスメント条項というのが、全企業、全地方自治体に義務づけられてくるという中でのご発言だと思います。なので、録音が接遇につながるというお話ではないですね。はい、分かりました。そういった対策も講じながら、古池議員がおっしゃるようないわゆる小規模な自治体の親しみやすさとかというところを追求していかなければいけないと思いますので、非常に難しい問題だと思います。

そんな中で、村も今までフルネームだった名札を、様々な観点から名字くらいでいいだろうと。もしかすると将来的には顔写真もなく、ただ職員証となるかもしれませんが、それはちょっと時代の流れというか、今後の流れの中で、また変わっていくかと思いますが、今のところは我々は名字だけということにさせていただいております。

それを公表する、しないということ、あるいはホームページにトピックスとしてアップするということについては、事務手続上の問題もあつたりもしますけれども、検討課題とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） クレーム対応とか、そういうことだけではなくて、いろいろなものが少し変わった場合、きめ細やかに、せっかくあるので、そういう情報発信をすることで、村はこういうふうに行っているんだなということも知ってもらえますし、別にクレーム対応とかそういうのに対して、全く理解がない村民ではないと思うので、こういう形で姿勢を見せていくということが、やはり村を信用したり、不安を持たずに接することができると思うので、ぜひそういう点でまた改善を求めて、この1問目の質問は終わります。

○議長（小林弘之君） 古池議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） では、2問目お願いします。

地区自治会の在り方と方向性について。

令和7年6月定例会において、地区役員との懇談を通じて、今後の地区自治会の在り方に関する方向性を明確化していくとの答弁がありました。既に懇談会は一通り終了したものと承知しています。ついては、以下の点について報告を求めます。

- (1) 懇談会において明確となった主な課題について。
- (2) 村として考える今後の方向性について。
- (3) 対応に係る具体的なスケジュール等があれば伺いたいと思います。

お願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、古池議員のご質問にお答えいたします。

地区自治会の在り方と方向性についてでございます。

令和7年3月、西洗馬地域内の1地区の解散に伴いまして、地区存続の難しさや、また新たな行政の対応方法について検討するため、本年度は区長の皆様に相談しながら、今現在も進めている状況でございます。

まずは、改めて地区活動の維持に際し、改めて課題を共有するため、昨年度に行いました入二区との懇談会に続いて、今年度は入二区以外の残りの全区の役員の皆様と懇談をさせていただきました。

そこで、議員のご質問にお答えさせていただきます。1つ目の懇談会で明確になった主な課題についてでございますが、各区共通の根本的な課題は、今までも同じですが、地区の運営をめぐって未加入者の問題、役員負担の重さ並びに高齢化によるものでありまして、地域の一体感と持続可能な地区運営の両立が難しいといったところが、意見として統一的に出てきたと捉えてございます。この3点が主な内容でございました。

続いて、2つ目の村として考える今後の方向性についてでございますが、各区による懇談会実施後、その状況を再び区長の皆様にお伝えし、改めて課題の共有と今後の方策についてお話をさせていただきましたが、これといった特効薬はないというのが皆さんのご意見の中でありまして、地道に取り組んでいくしかないという懇談内容であったというふうに捉えてございます。

そのような状況の中で、特に地区世帯数の少ない地区が今後発生してくるのは目に見えているんだということですので、モデル地区として持続可能な地域づくりの取組を検討

したらどうかという提案と、逆に世帯数の多い新興住宅地区でも、住民同士のさらに希薄化が生じてきてしまっているということで悩んでいるということの情報もございまして、それから2つの地域に出向きまして、各地区の代表者と懇談をし、どういったことをやるべきなのかということとを議論していただきたいということ、区長の皆様からもご意見いただいております。

そんな中で、今現在、その代表となるその2つの地区の代表者と日程を調整し、今後懇談していくということで、調整を進めているところでございます。

議員おっしゃるとおり、村として懇談をすれば、すぐ在り方の方向性とか出るものではないと思いましたが、ある程度一定の何かを見つけて、それについて話し合いをしていけばいいのかなという、私自身も少し単純な楽観的な思いを持っていた部分がありますが、なかなか共通の認識の中で、じゃ、何をやはりやっていくのかということ、なかなか各地域によっても違いますし、区の区長様のご意見もいろいろ違ったということで、ならば共通的な認識の小さな地区であったり、存続の難しさを悩んでいる地区にまず出て行って、それを村の行政職員と共にやはり考える機会を、もう一回取ったほうがいいということでの区長様との意見交換だというふうに捉えてございます。

3つ目の対応に係る具体的なスケジュールということにつきましては、先ほど申し上げました地区との懇談を年度内には調整して実施してまいる所存でございます。

出された意見を一つ一つ地道に地域の在り方を議論していくとともに、いろいろな委員の役の当然役の数もありますが、その内容についても、やはりご議論もありましたし、様々な地域によってはいろいろな課題、課題が違うんだという部分が見えてきましたので、やはり行政としては一つ一つ丁寧に、地域に入りながら結論を出していくしかないのかなというふうに捉えてございます。

またこの地域以外に、やはり消防団であったり、その他いろいろな組織のものが、同じように高齢化であったり人手不足であったりという、いろいろなことが全般的に出てきてしまっていますので、一体どういうふうにして地域を守っていくのかという部分は、様々な視点から捉えながらいかないと、地区だけで捉えていくと、なかなか難しい面もございまして、そういったものも含めながら議論を進めていきたいと、一つ一つ丁寧にやっていきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 古池議員

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 地域によって、また様々な問題が違っていたということなのですが、総括として特効薬はない状況であり地道に取り組むしかない結論づけられたということで、私も区長さんとのお話し合いの要約を拝見いたしました。そういうふうに書かれておりました。

それで、地道な取組ということは、今みたいに意見を聞いたら、モデル地区をつくったり、その振興、小さい入二のところとか、新しいところでのそういうところと話し合っていくということが、地道な取組として捉えていいのでしょうか。その地道な取組ということの内容はそれでいいのか、確認をお願いします。

○議長（小林弘之君） 清沢財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、古池議員の2回目のご質問にお答えいたします。

私自身も地道に取り組むということで申し上げましたが、各区の中で非常に様々な課題があります。1地区はやはり数少ない人数の中で運営していくのが、目に見えて高齢化が進んでいけば、この地区存続自体もどうなっていくのかということが、目に見えてきてしまっているという部分もございますので、そうなるとう地区という問題ではなくて、これは朝日村としても、その地域をどうやって守っていくのか、どうやった体制を整えていくのかという非常に大きな課題に直面してきているようなことを実感してございますので、そういったものを少しずつ取り払っていくには、まずは小さなところはどうやって、もしかしたらやはり合併するというのは非常に難しいということも一度ありましたけれども、地区として合併するのではなくて、防災のときには何かまとまりをもってやっていく方法をみんなで認識しておくとか、そういったやり方、そういった部分を話し合っていくのが必要なのかなと思っています。

それと、それ以外に、村としてどういうふうにやっていくかと。もし本当に存続がほぼ危ういような地域に対して、どういうふうにして村として関わって、どういうふうにしてこの地域を守っていくのかというか、そういった部分については、ちょっと私自身も意見がまとまりませんが、そういったものを全体として捉えていかなければいけないというふうに思っていますので、まずは地域の中でできることというのは一体何なのかということを抑えながら、その部分については、この地区に入りながらモデルとしてやっていきたいというふうに思っていますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 地域を守るために小さなところに入ったりしていくということなんですが、ひとつお聞きしたいのは、6月の定例会で副村長が、研究会を立ち上げて考えていきたいという方向を、そのときには打ち出したんですけれども、そういう今は村が地域に行つて、一緒に話し合っていくという形を取っていくという話になっている感じなんです、研究会自体は立ち上げるという意見とかは、そういうのはないのでしょうか。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ご質問ありがとうございます。

先ほど来、清沢課長のほうから申し上げているとおり、最初はそういった全体を通して共通項がないかみたいなことで、在り方の研究をしていこうと思ったんですが、実際蓋を開けて見ると、地区ごとにそれぞれの立ち位置ですとか事情が大きく違うということが分かりまして、今、清沢課長のほう、いわゆる企画のほうで中心となって、まずヒアリングを徹底的にやりながら、それぞれの課題、その中で共通するものとか個別対応というものをまずは考えていこうということになっておりますので、そこから先、それを在り方としてやるのかどうかというのは、また再度検討することになるかと思えます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 地区ごとに違うので、ヒアリングをしていくということで、また取りあえずは一番小さい入二、それから新興住宅、向陽台みたいな大きいところとか、そういうところでヒアリングをしていくということですね。

ほかの地域についてのヒアリングはしないのでしょうか。もうこれ以上はせず、この間やったのでオーケーということでやっていくのですか。

○議長（小林弘之君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） 今のご質問にお答えいたします。

モデル地区として、その2地区には入ってまいります、今現在も企画財政課のほうでは他の地域からいろいろなご質問だとかご検討するに当たって、一緒に仲間に入っていますの

で、それは窓口として、しっかりときちっとした窓口を持っておりますので、個々の対応については、いろいろ聞きながらやっていきます。

ただ、直接的に入る前に、まずはこの2地区に入らせていただいて、その状況を確認し、もし実際にできることがあれば、そういった情報を他の地区にもおつなぎしていくということになると思いますので、全て一律、職員数も限られておりますので、その中でまずやれることをやって、そうはいつでも相談を窓口は設けながら、全地区を対象にお話を聞くとか、何かした情報提供をするだとかということはやっていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） この自治会のことに関しては、全国的に調べても、ネットで見ても、ここはこんなことをやっているとか、こういうところで困っているというのがいっぱい出ているんですけども、そういうものも調べたりとか、今回聞いた後、中に入っていくとは言ったんですけども、それでやはりほかの自治体のところはどのような取組をしているとか、あと有識者の方にこういうときはどうしたらいいとか、そういうことを外に向かっても研究したり意見を聞いたりとか、そういうこともしながら取り組んでいるのでしょうか。

○議長（小林弘之君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） 引き続きまして、古池議員のご質問にお答えいたします。

昨年度も私のほうから議会の答弁をさせていただきましたが、松本市さんの地域づくり課でございましたかね、職員の皆さんが何人か各地域のほうに出てやられているという情報交換もさせていただいておりますので、そういった村としてできることとできないことというものやはりありますので、そういったものを踏まえながら、検討の中で松本市さん並みの行動はできませんけれども、同じように意見を聞きながら、モデル地区をつくりながらやっていくという方法もやっている自治体を参考にさせていただきながらやってございますので、そういったものを活用しながら、いろいろな情報を得ながらやっているというところでございますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 私は、それが参考になるかというか、同じ方法ではないんですけれ

ども、調べたところによると、いろいろなところで自治会運営ガイドラインとか、そういうマニュアルとか、そういうものを作っているんですけども、特に南箕輪村は、自治体の負担軽減と将来を見据えた組織づくりを目的に、2年間で10回、自治会検討委員会というのを設けて、審議会を開いて、それでいろいろなマニュアルを作ったようです。でも、そのときのすばらしさというのが、その議事録、映像を全て公開し、村民が意見を寄せられる仕組みも整えていました。この取組は透明性が高く、説明責任を果たす点で優れているのではないかと。

今入二とか、そういうところをやっていくという話ですけども、それをやはり皆さんに示す、ほかの地区も示すことで、こんな話合いがされたということを公開すると、それを参考にほかの地区も考えることができるのではないかと思うんですね。ですので、そうやってヒアリングをしていくことは、大変いいことだと思うんですが、ぜひそれを何かの形で、議事録でも何でもいいです、こんな意見が出て、こんなふうに入二としては取り組めたらどうかとか、もし結論が少し出そうなときには、そういうものを公開していくということは、ほかの地区にもすごい参考になると思うんですけども、そういう方法を取るということは考えていますか。

○議長（小林弘之君） 時間になりましたので、質問はこれで終わります。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（小林弘之君） 次に、8番、北村直樹議員。

北村直樹議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） 8番、北村直樹でございます。

本日は私、一つの質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速質問をさせていただきます。

令和8年度予算の予算編成の基本方針についてでございます。

令和7年も残り僅かとなりまして、現在当局では新年度予算、令和8年度の予算編成に向けて動き出し、大変忙しい時期を迎えているかと思っております。このことに対し、村長をはじめ、副村長、教育長、各課長以下、現場の職員の皆様方に対しては、深く感謝を申し上げます。

さて、テレビやラジオ、新聞記事などのメディアの情報によりますと、国の税収について連日のように報道がされているのを耳に聞こえてきます。令和8年度に向けた各府省庁からの予算、概算要求の総額は過去最大となります約122兆4,454億円という数字であることが報告されております。また、その背景には、本年令和7年度について税収が約80兆円台に上ること、補足分については国債を発行するということであるそうです。

当村の歳入の大きな収入源は、地方交付税と自主財源であります村税の2本柱であるかと思えます。以上のことから、地方交付税は、本年令和7年度予算の15億3,000万円に対し、増加傾向であると予測はされますが、一方の村税は9億円に対し、減収傾向にあるのではないかと私は考えております。その背景には2つの要因が考えられます。

1つ目、給与所得控除や基礎控除の改正。

令和7年度の税制改正により、所得税の給与所得控除や基礎控除に関する見直し、特定親族特別控除が新たに創設をされました。これらの改正は、令和7年12月1日に施行され、令和7年度分以降の所得税について適用がされます。特に基礎控除は一昔前でありましたら1人当たりの控除額は38万円でありましたが、近年では48万円の控除になり、本年令和7年12月1日からは、所得額に応じて所得が2,350万円以下の方を筆頭に、58万円の控除から最大で95万円の控除に変わりました。これは、昨今の年収の壁という国の施策によるものが大きいものかと思われれます。

この改正により、住民税の算定に行われる所得が減り、その結果、村税の減収になるのではと考えております。

2つ目、令和7年度の朝日村における農業販売の減収。

令和6年度の朝日村の基幹産業の農業販売実績は26億3,999万円でしたが、本年令和7年度の農業販売実績は23億727万円と、昨年と比較して売上げが約3億3,000万円減少しており、農業所得による住民税の算定にも影響が出てくるのではないかと考えております。

以上、こうした背景を受けながら令和8年度の予算編成を組むのは、大変ご苦労されるかと思いますが、次の点についてお尋ねをいたします。

1つ目、令和8年度の歳入の見込額について。令和7年度の当初予算の歳入は43億1,000万円でありましたけれども、来年度予算、令和8年度はどのくらいの歳入を見込んでおりますでしょうか。

2つ目、自主財源である村税の歳入の見込額について。令和7年度、令和6年度と村の税収は9億400万円でありましたけれども、令和7年度の税制改正の影響や農業所得の減少と

いった背景は、どの程度影響を受けることが予想されますでしょうか。また、住民税の算定に用いられる基礎控除33万円は、税制改正とは別に、従来のままの33万円の控除の認識でよいのでしょうか。

3つ目、令和8年度の予算編成の基本方針について。様々な分野で幅広く予算編成を行うかと存じます。中でも人口増加対策、子育て支援、高齢者支援、地域福祉の充実、防災・減災、公共インフラの老朽化対策、地域経済、地元商工会や農業産業、観光振興等は、特に重要なテーマだと思っております。

新年度予算を編成する上で、分かっている点で結構でございます。どういったテーマを重点的に予算編成を行うのか、基本方針等があればお聞かせください。

4つ目、令和8年度は小林村長2期8年の年となりますが、村長の肝煎り施策等や予算編成を行う上で思い入れのある事業等があるようであればお聞かせをください。

以上です。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、私からは、北村議員の1つ目と3つ目の2つをお答えさせていただきますので、お願いいたします。

令和8年度予算の予算編成の基本方針についてでございます。まず、令和8年度当初予算の歳入でございますが、約40億円を見込んでいるというものでございます。事業の大小がありますので、歳入等の内訳はございますが、約40億円の規模の予算になるだろうというふうに予測してございます。

3つ目の令和8年度予算編成の基本方針でございますが、その前に、この予算編成に当たっての村の考え方という部分を少し述べさせていただきます。

まず、国の地方行財政に対する考え方というものでございますが、地方行財政の課題というものについて、活力ある持続可能な地域社会の実現等に向けた重要課題への対応という部分では、地方の一般財源総額の確保と財政健全化、そして地域DXの推進と財政のマネジメントの強化が重要だということで、国のほうはおっしゃってございます。

活力ある持続可能な地域社会の実現等に向けた重要課題への対応ということでは、経済財政運営と改革の基本方針2025等を踏まえまして、地方団体が地方創生2.0やDX・GXの推進、防災・減災対策の取組の強化、老朽インフラの適切な管理、地域医療体制提供の確保、

また物価高に対する公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁といった活力ある持続可能な地域社会の実現に取り組むことができるよう、国は安定的な税財政基盤を確保するというをおっしゃっています。

そこで、令和6年度決算における村の財政状況でございますが、財政の健全化を示す健全化判断指標は、全ての項目で国が示す警戒ラインを下回り、健全性が保たれている状況でございます。しかし、経常収支比率は令和5年度に比べ1.1%増加の77.3%、実質公債費比率は県・町村平均を上回る7.7%となり、経常的な固定的経費が年々増加傾向になってございます。

今後の村の財政見通しでございますが、歳入は依存財源である地方交付税や村税は、人口減少等により減少していく予測でございます。また、歳出は公共施設やインフラなどの施設の老朽化に伴う防災対策やインフラ設備更新など、地方債を活用したことによる毎年の公債費の増加や、昨今の経済情勢の変化等による人件費、物件費、この物件費というのは委託費や補助金でございます、の増加により、固定費が増加傾向にあり、村の財政構造が一層硬直化することが懸念されます。

先ほども申し上げましたが、歳入が減少していくと想定される中で、経常的な固定的な経費の抑制が喫緊の村の重要課題と捉えてございます。さらに、投資事業につきましても、将来人口を見据え、公共施設の統廃合の検討を含め、施設や事業の必要性等、厳選して取り組んでいく必要があると捉えております。

このような状況を踏まえながら、令和8年度は、朝日村第6次総合計画後期基本計画の方針に沿って、予算編成を実施していく予定でございます。重点項目といたしましては、医療体制の維持、保健医療体制の充実ということで、診療所関係でございます。また、人口確保対策では、基盤整備と子育て支援といった部分でございますが、特に地域優良賃貸施策、公共施設の老朽化対策という部分では、インフラ長寿命化対策として小学校の体育館、デイ・サービスセンターの改修、上下水道施設の改修等、こういった3点に特に重点的に取り組んでいくという方針で、職員にも示してございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私からは自主財源である村税の歳入見込みにつきまして、答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

来年度予算の村税の歳入見込みでございますけれども、こちらにつきましては、現在、予算編成の算定中でございます。詳細な見込みにつきましては、まだできていない状況でございます。ただ、農業所得につきましては、その多くが家族への専従者給与として支払われていることありまして、農業所得における住民税額というものは、ここ数年500万円から700万円程度になっておりますので、そこは大きな影響はないと捉えております。ただし、専従者給与として支払われている額につきましては、会社員などと同じ給与所得の中に含まれてしまっておりますので、その部分につきましては、ちょっと把握は難しい状況になっております。

来年の村税の見込みですけれども、今の予算編成の編成中ということでございますけれども、財政計画上の見込みは既にできておりまして、令和6年度につきましては、先ほど議員のほうから9億400万円というお話がございましたけれども、この額につきましては定額減税が令和6年に行われておりますので、その分、決算額が少なくなっております。この定額減税分を先ほどの額に加算しますと、令和6年度の決算額は、村税約9億6,000万円となっております。

現在執行中の令和7年度の村税の予算でございますけれども、予算ベースで10億1,800万円になっております。今年度固定資産税の関係で、途中補正を行っておりますので、増えております。

令和7年度、予算ベース10億1,800万円でございますけれども、これに対しまして、来年度の村税の見込みは9億5,300万円ということで、本年度から6,500万円の減額となる見込みでございます。主な要因は、村内電力会社の減価償却による固定資産税の減額、それと生産年齢人口の減少等によるものと捉えております。ただし、これには先ほど議員からお話のありました令和7年度の税制改正の分は見込んでおりませんので、来年度の村税の見込みにつきましては、この6,500万円よりさらに減額になる見通しでございます。

また、議員からご質問の住民税の基礎控除の関係でございますけれども、こちらは税制改正によりまして、既に令和3年度から33万円から43万円に引き上げられておりますので、現在は43万円となっている状況でございますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私への問いでございますけれども、私の任期はあとちょうど1年と4

か月、ちょっと全部総括するにはまだ早いかなと思っていますので、その辺は差っ引いてお話をさせていただきます。

そうは言っても、あと1年4か月で、目いっぱい仕事ができるのが新年度、来年の4月からですよ。いろいろ聞かれていて、何を順番に答えたらいいかちょっと悩んじゃうんですが、今までやってきた思いのある事業というようなこと言えば、いろいろなことをやってきました。この8年間、7年ですけれども、まず橋は全てオーケー、道は大方オーケー、大きな通りですね。それと、公民館で言えば、講堂はかなりお金をかけてアスベスト対策をした、そして西洗馬防災センターとか第5分団のああいったいいわゆる安心・安全の防災面での整備もさせていただきました。

そういったことで、本当にいろいろなことをやってきたなという思いでございますが、ちょうど今、私が仕込んできたやつの幾つかが目に見える形になってきております。その幾つかは、皆さんの期待も膨らんできておられると思いますが、朝日診療所がめどがついてまいりました。それと、やはり人口減少対策という面では、この診療所もまさしくそうですが、そのほかに中組の新たな住宅団地の開発、それとずっと私欲しかったいいわゆる若者世帯向けの賃貸住宅、これが今まで朝日村にはなかった部分でございますので、その部分も目に見えてまいりました。

それと丸3年以上、4年近くかけて整備してまいりました浄水場、それと2年がかりで役場の上の太陽光、それと今年度は小学校への太陽光、そんなようなインフラ系も整備をさせてもらってきております。

そういう中で、いろいろやってきたなという中なんです、私が1つ中途半端なのは、中央公民館の周りのいわゆる公共施設が、いよいよ劣化度が70%に近くになってきているということでもあります。これもほぼ3年かけて検討してまいりましたが、ちょっと今お金がない。今の試算で建てたり壊したりで、今の試算で十五、六億円かかりますが、実際にその整備が始まる4年、5年先には20億円ぐらいかかるだろうと想像できますが、それを本当にどうやっていくかというのが、今後の一つの大きなテーマです。

ですから、庁内そして村のいろいろな方を巻き込んで、将来の中央公民館周辺施設の在り方を検討してまいりましたが、ちょっと今ブレーキを踏んでおります。ですから、もう一回、そういったことを総合劣化度を70として捉えてきたのを、総合劣化度を80から90の間に少し動かせないかということ今、今後検討していきたいと思っております。

それと、後で清沢議員の質問のときに答えますが、防災センター機能としては、西洗馬は

おかげさまで竣工できましたけれども、あと残るほかの地域をどうするかというのも大きな課題であります。

そんなことで、今度の新年度は、来年4月からは私最後の2期目の集大成、本当に集大成ということで、残る幾つかのテーマについて最終段階まで仕上げるということで、今取組を始めています。

ただ、そこでもって一番引っかかってくるのが、先ほど企画財政の課長が申しあげましたけれども、やはり今後は税収が落ち込んでくる、これは大きな企業、朝日に今ある大きな企業の固定資産の評価が落ちてきますので、それはもろに落ちてくる。その分、交付税でどのくらい措置されるか、ちょっとまだ未定な部分もありますが、その目減りというのはある。そういったことを考えますと、これからはやはり大きな投資というのは、ちょっと慎重にならざるを得ない。

ただ、ここが難しいところで、やはり税収が上がれば、それをある程度市民に定期的に還元していくというのが、これは大事な施策を進める上での基本的な考え方であると私は思っていますので、今まで今私が申し上げたとおり、いろいろなコロナ禍とか減収の風が吹いている中でも、いろいろな投資をさせてもらってきたというのは、やはり財政の見通しがあったからだというふうに思っています。

ですから、今後はその辺も見越して、先ほどいろいろな補助金、物件費で補助金という説明がありましたが、それを一律5%削減をして、そこで浮かせたのを新たなこういう財源を回すだとか、やはり今までずっと増えてきたそういった支援金というのも、少しは減らす方向で、将来の財政までもたせるとか、そういう新たな考え方というのをやはり導入していかなくてはならない、次の時代はそういうふうになってくるというように思っています。

いっぱい話したいんですが、いよいよ今年も、今も来年度に向かって予算を編成中でありまして、また新しいこともいろいろ取り入れたいと思っております。いろいろ話が出てきていますけれども、小学校の少人数学級の関係だとか、今日もお話に出た話だとか、いろいろ福祉施策の充実というところは、まだまだやり切れていない部分もありますので、そういったところは今後も一生懸命やっていきたいと思えます。

いっぱい言いたいことがあって、このぐらいしか言えませんでしたけれども、取りあえずはそういったことを考えております。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） ありがとうございます。

4つほど質問をさせていただいたわけですが、特に村長の来年度に向けた予算編成を行う施策において、最も何が重要なのかというところを本当に細かく教えていただきました。非常にこのこと、私もちょっと質問しようと思っていたんですけども、本当に村長のほうで全てお話ししていただきまして、またその思いというのも非常に答弁を聞いてよく伝わりました。

そんな中で、今回予算編成というところがございますので、総務課長、基本的なところをまず押さえながら、ちょっと質問をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど令和8年度の予算は、大体40億円ぐらいを見込んでいるということでご説明をいただきました。この数字は、現段階での数字ということでございますし、まだまだ予算決定をするまでには2か月近くあると思いますので、多少変動があるかと思いますが、大まかな数字といたしましては理解のほうをいたしました。

そこで、2の自主財源というところ、特に住民税の基礎控除、ここの部分についてちょっと1点だけ確認をさせてください。

先ほど答弁の中で、住民税の算定の基礎控除は43万円ということをお聞きしました。住民税の基礎算定計算と所得税を計算する基礎算定と、多分違うと思うんですね。今年から基礎控除、本当に高額所得者と言われている方というのは、多分控除ゼロですよね、これ。一方で、低所得者という方に対しては、最大で95万円という幅広い控除に対して、住民税の算定に行われるのはこの48万円という固定だと思うんですね。

これは何を言いたいかといいますと、従来の計算方法ですと、所得税48万円の控除、そして住民税の基礎控除は43万円ということで、ここ、そんなに乖離はなかったと思うんですね。ということは、例えば所得が低い方というのは所得税ゼロ、イコール住民税もゼロだったと思うんです。ですが、ケースによっては、これはちょっと私、計算してみたんですけども、年収160万円ぐらいの人がいた場合、給与所得控除と基礎控除で所得はゼロになるんですけども、なぜかという95万円の控除が入るからなんですけれども、だけれどもこの住民税の算定となると、48万円しかないということは、若干所得が残るのではないかなというふうに思っているんです。すなわち今までは所得税ゼロ、イコール住民税もゼロだったんですけども、これからは所得はゼロだけれども住民税を納税してもらうというケースが出てくるのではないかなというふうに思うんですけども、それはその認識で合っていますかね。もし分かるようであれば、お答えください。

○議長（小林弘之君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 北村議員のご質問でございますけれども、そうですね、令和7年にも税制改正がございます、多くは4点ございました。1つが基礎控除の引上げということで、こちらが先ほど北村議員がおっしゃられている所得税は、所得の段階ごとに金額が変わるような仕組みになりましたけれども、住民税につきましては、そこはなくて、一律43万円という形になっています。

そのほかの3点でございますけれども、給与所得控除の引下げ、これは基本的にこれまで55万円だったものが最大65万円ということ、これは所得税も住民税も一緒になります。それと特定親族の特別控除の創設というものもございまして、こちらも所得税と住民税は一緒になりまして、あと扶養控除、配偶者控除の所得要件の見直しといわれますいわゆる103万円の壁が123万円になりますけれども、これも所得税と住民税のほうは一緒になりますので、基礎控除の部分が住民税は43万円で、所得税のほうでは段階的に、先ほども言いました58万円から95万円になりますので、ちょっとその差額が出てきますので、もしかしたら北村議員おっしゃられるように、所得税は非課税になるんですけれども、住民税は発生してしまうというケースは出てくるかもしれないと思います。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） 実はこれ、あえて私がここで発言させていただいた理由としては、やはり所得税、普通のサラリーマンとかだって、源泉徴収票を見ると大体分かるわけですよね、今回は税金が全部返ってきたとか。それイコール非課税世帯でしたっけ、あれというのは住民税のことを多分指していると思いますので、そういったところで少し混乱が、ちょっとその辺のラインの方というのは少し混乱が起きるのではないのかないうふうに思っていたので、ぜひこういった混乱がないように、私の家庭は非課税世帯ですけれども、今回の改正によっては課税世帯に変わるというケースも、ちょっとケースとしては考えられるかと思っておりますので、そこをしっかりと確認していただきながら、混乱を避けていただきたいなというふうに思っております。

この話はこれで終了にしたいなというふうに思っております。

続きまして、その中で、今度、予算を組む関係ですよね。私、ここをすごく興味があつてお聞きするんですけれども、予算編成を行う場合、大前提とする2種類のパターンがあるの

かなというふうに、ちょっと想像するんですけども、1つ目は歳入ベース、要は収入ベースですね。まず最初に、どれくらいの収入が入ってくるのかというところをキャッチして、それを基に各課で上程された歳入の範囲内に収めながら予算を組み立てていくのか、もう一つ考えられるケースというのは、その真逆の事業ベースですね。これは本当に総務課から始まりまして、議会事務局を含めると7部門、当局にはあるんですけども、この7つの課で来年度の事業予算を企画して、あくまでも事業ベースに基づいて予算の組立てをしていく、その中で歳入をちょっと見ながら、足りない部分は財政調整基金等々を切り崩しながら充当していく、この方法の2つがあると思うんですけども、実際当局のほうで採用しているのは歳入ベースになるのか、はたまた事業ベースになるのか、これはどちらのほうを採用しているのかというのを、もし分かれば教えてください。

○議長（小林弘之君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、北村議員のご質問にお答えいたします。

先ほど私も約40億円ということの令和8年度の予算の見込みを申し上げましたが、基本的に村では財政計画というものを毎年見直しをしながら、10年間の計画を立てているわけですが、基本的にそれをつくる際もそうですが、まずは各課、必要な事業についてまず全てを出していただいて、その必要性等についても議論をしているわけですが、今回のこの令和8年度の予算につきましても、基本的には財政のほうでも精査はしているわけですが、復活する予算もございますし、村長の思いもありますので、歳出的なベースで出てくるというふうに思っております。

そんな中で、当然歳入というものは限られておりますので、その中の何を優先順位としてやるのかという部分を探っていくということでございますので、まずは歳出ベースで見ますが、まずその歳出の事業自体が本当に適正かどうかという事業の内容の精査、そして続いては、歳入的になれば何を優先的にやるかといったことになると思いますので、そういった流れの順番をつけながらやっているというところでございます。

先ほど議員おっしゃるとおり、最終的には今までももし何もなければ財政調整基金だとかということを活用する場合もあると思いますので、そういった部分については、その状況を見させてもらうということだと思っておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

[8 番 北村直樹君登壇]

○ 8 番（北村直樹君） 清沢企画財政課長、どうもありがとうございます。

本当に基本的なところで、すごく私のほうも押さえることができました。やはりそうですね、本年度一体何が必要なのか、どうしてこれをやらなくてはいけないのか、それに対する投資効果はどうかというのをジャッジしながら、やはり事業ベースで物事を組み立てていく中で、歳入ですとか必要によっては財政調整基金を取り崩す、本当にそのやり方なのかというの、すごく私も理解のほうをいたしました。

そうなってくると、次にちょっと私も疑問に思うんですけども、また引き続きこれは確認ということなんですけれども、そうするとある程度事務的経費は、ちょっとこれは全課にも関わってくるものですから、これは除きますけれども、消費的経費ですとか投資的経費というのは、各課で予算配分というんですかね、そういったものが内的にも用いられているのか、予算配分の各課の比率というのがあるのかどうか、また、もしあるのであれば、こういった割合で配分されているのかなというのを、ちょっとお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小林弘之君） 企画財政課長。

[企画財政課長 清沢光寿君登壇]

○企画財政課長（清沢光寿君） では、引き続きまして、北村議員のご質問にお答えいたします。

朝日村は予算配分という方式は取っておりませんので、基本的に各課からの予算要求に基づきまして、先ほど申しましたが、投資的経費も非常に各課から出る場合は膨大な数字になってしまいますので、その中から今年度必ず必要となる事業を精査しながら、また、翌年に回せるものは回していくといった形で平準化を図りながら、そういった投資的な経費については予算編成を行っていくということでございますので、そういった予算配分をやっているというところも各自治体はございますので、私自身はそういった部分の勉強をまだしてございませんが、そういった部分の方法については、ちょっとまた勉強してまいりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

[8 番 北村直樹君登壇]

○ 8 番（北村直樹君） ありがとうございます。

村長のほうが、先ほど4つ目のときに、すごく重要なことをおっしゃっていただきました。本当にありとあらゆるインフラの部分については、本当に小林村政、今2期、今7年目が終わるときであるとは思いますが、先ほど村長おっしゃったように、橋ですとか道、公民館、西洗馬防災センター、それから診療所等々、これは小林村長でなければできなかった部分も本当に多かったのかなというふうに思っております。

その中で、やはり今後、例えば住民サービスというところに今後目を向けながらサービスをしていくというところが、すごく私としても今回この質問をしてよかったなというふうに思っているところなんですけれども、その一環の中で、ちょっと2つだけお尋ねしたい点がございます。

昨今の物価高騰対策についてなんですけれども、今連日テレビ等々を見ると、おこめ券というものがいろいろ取り沙汰されているわけでございますけれども、特にお米については5キロ当たりの全国の平均販売価格は4,335円ということで、過去最高を記録しております。この背景を受けて、国では全国一律の制度ではなく、あくまでも各自治体、これが独自に実施を判断する任意の支援施策という位置づけでございます。

しかしながら、このお米配布券は賛否両論がありまして、特に現場職員の事務負担を背景に、印刷代、それから郵送代、手数料を考えると、1枚当たり500円のおこめ券に係る経費が平均で60円のコストがかかると。したがって、実際配布されるおこめ券というのは500円ではなくて、コストを差し引いた440円になるということでございます。既に長野県下の自治体で言えば、北相木村が12月に全村民を対象に商品券を配布を行うということでございます。

ここでちょっと質問をいたしますが、今朝日村でもこの物価高騰に対するおこめ券の配布事業、これを行う予定があるのでしょうか。また行うのであれば、その時期はいつ頃を予定しておりますでしょうか。また、行う場合、おこめ券というものを発行するのか、はたまた商品券や現金給付、こういったものを選択するのか、もし分かっているようであれば教えてください。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

これは、新聞も毎日このネタが載っていますし、ネット上でもあだこうだといっぱい載っています。結論から言いますと、決めてありません。この重点支援地方交付金、今財政の

ほうと相談しているのは、一体朝日って幾ら来るんだいというところですよ。去年の暮れだったかな、重点支援交付金というのが出た額の約2倍くらい来るんだらうというようなことで、その予想はつくんですけども、まだ正式な金額も知らされてきませんので、これから決めますが、お米がいいのか、または商品券がいいのか、じっくり考えていきます。

政府は今年中に配れと、そんなむちゃなことも言っているんですけども、我々自治体としては、やはり一つ何かやろうとすると、その仕組みからつくっていかねばいけないものですから、どうしても時間がかかりますので、来年早々に額が決定するとほぼ同時期くらいに方針を出していきますので、またこれはどういうふうになるんだというのは、全協等で皆さんにお諮りをする可能性もありますし、それは予算ですから、予算を認めてもらわなければいけませんので、また相談することになると思います。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） 村長、ありがとうございます。

本当にそのとおりで、国のほうでやりなさいよという期間があまりにも短かったものから、これどうするのかなというのが、すごく私のほうも気にもなっておりましたし、またタイミングとすると、このタイミングを聞いて、村としてはどういう方向性を出すのかなというところをちょっと知りたかったというところで、この質問をさせていただいたわけですが、いづれにしましても、それは額次第、そしてそれをどういうふうを活用するかというのは、今後の全協であったりですか、そういった場で方向性が出されるということでございますので、またそのときにいろいろと協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

それでは、もう一つ、最後になりますけれども、今度、観光ですとか産業の部分という部分でお尋ねいたしますけれども、令和8年度、来年ですけれども、当朝日村にとって一大イベントになりそうなのが、朝日村大博覧会が10回目の開催というふうになっておるかと思えます。本年9回目も、村内、村外から多くの方がお見えになったと思えます。商工会が窓口となりまして、観光協会ですとか農協、そして役場の4本柱による共同イベントであると思っております。

そこで、第10回を迎える朝日村大博覧会10周年を祝うということもありまして、何か特別なイベントをぜひ企画し、予算づけをしていただきたいなというふうに思っておりますが、現在、何かいい案というか、そういったものがありますようでしたら、お答えいただいても

よろしいでしょうか。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

大池課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） ちょっと商工会のほうで、明日、大博覧会の役員会を開くようになっておりますが、まだ実際のところ、こうしてほしいああしてほしいというところはありませんが、補助金の増額的なところは前々から10周年はしていただけないかということはいただいておりますので、そこはちょっと財政と相談しながら、お応えできる範囲で商工会、実行委員会のほうには対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） まだまだこれから予算づけのタイミングであるということなので、第10回をどのように開催するかというところは、非常に商工会の皆さんと話をさせていただきたいなというふうに思っているんですが、多分薄々声は届いているかと思うんですけども、マグロの解体ショーとかどうでしょうかという声も出てきております。これは、村長が議員時代のときに、私は非常にこれはいい言葉だなというふうに思っていたフレーズがあったのが、やはり遊び心、その遊び心を持って、いろいろな施策に取り組むというのは、これは非常に私はすてきなキャッチフレーズだなというふうに思っておりました。

第10回ということで、どういったことをやっていくのかということは、本当に商工会の皆さんとしっかりと考えていきながらやっていただきたいと思いますけれども、案とすると、第10回を祝うというところで、商工会の皆さんもぜひマグロを買って、ぜひ皆さんの前でさばいて、そしてこの大博覧会を盛り上げたいというような声をいただいております。また、この声というのは、つい最近もらった言葉ではなくて、去年の大博覧会が終わったときも、反省会もこういった形で第10回をどういう形で盛大に盛り上げようかという意見をすごくいただいた中で、マグロの解体ショーがいいのではないかとということをお聞きしております。

そういった今後、商工会の皆さん等々と話し合う機会があると思っておりますけれども、ぜひ皆さんとしっかりと協議をしていただいて、また来年度、第10回の大博覧会をしっかりと盛り上げていただきたいと思いますというふうに思っております。

いろいろとまだ私のほうも聞きたいことがございましたけれども、令和8年度予算、本当に組立て等々大変かと思っておりますけれども、ぜひ村民の幸せのため、地域皆さんの福祉のため

に、ぜひご尽力をいただきながら、3月定例会に予算のほうを上程していただきたいというふうに思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小林弘之君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩に入ります。

再開を15時20分をお願いします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時20分

○議長（小林弘之君） それでは、一般質問を再開します。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（小林弘之君） 次に、9番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

[9番 清沢正毅君登壇]

○9番（清沢正毅君） 9番、清沢正毅でございます。

私は、今日2問、質問をさせていただきます。

最初の1問目ですが、針尾防災センター設置に向けての準備状況について伺いたいと思います。

令和6年6月定例会の一般質問において、針尾防災センター設置構想について、私のほうからお伺いさせていただきました際に、村長からの回答は、針尾西沢に県が砂防堰堤を建設するとのことではありますが、砂防堰堤が完成すると同時じゃ、針尾防災センター建設工事もまた延びちゃいますと。ですから、今から砂防堰堤の完成時期を見越して、針尾防災センター施設をどこに造ったらいいかということは着手してまいりたいというふうに今考えておりますという回答でございました。

また同時に、西沢の堰堤は抜きにして、針尾区内にもっといい場所があるならば早めに構想に着手をしていきたいというふうにも思っています。そしてまだ今年度、令和6年のことですが、今年度の予算には全てその辺の準備予算を盛ってありませんが、来年度、令和7年の予算あたりから、準備委員会、西洗馬防災センターを造るときもそうでしたが、いわゆる建設委員会なり準備委員会というような地元の人たちを中心にした検討会を発足させていくようなことで、順次予算取りをして進めたいと思いますと、議事録にも明確に記載されておりますが、こういったご回答をいただいております。

そして、村長は針尾区の融和集会の席においても、針尾区民に向け、針尾防災センターを確実に設置すべく取り組んでまいりますと説明をされておられました。

しかしながら、ご回答をいただいてから既に1年以上が経過をしており、今年度、令和7年も後期に差しかかっておりますが、針尾防災センターに関わる補正予算も建設委員会なり準備委員会発足の動きなどもいまだに見えてきておりません。

村長は針尾防災センター設置を村長1期目のときから公約に掲げて取り組んで来られておりますが、既に村民から負託された2期目の任期も来年1年を残すだけとなりました。そして、来年度、令和8年の予算計画策定の時期ともなりましたので、針尾防災センター建設に向けた段取りに確実に着手されておられることと思いますので、現状の準備状況につきまして、どの段階に至っているのか、それから来年度予算には確実に計上されてくるのか等、今後の取組についてお伺いをいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 議事録というのは恐ろしいもので、私の忘れていた言葉尻を忘れていましたが、こういう言葉尻を確かに言ってきましたので、お答えします。

結論から言いますと、言い訳になりますが、これからやります。それで、来年早々の区長会、地区長会というのがございますので、まずは区長会のほうに投げかけをいたしまして、西洗馬防災センターを造るときにも、そういうトリガーで各地区から切実なる要望が上がってきたということで、全てをスタートさせていますので、そのストーリーで準備委員会なり検討委員会をぜひ立ち上げてくれというようなお願いをしてまいります。

初年度はそういった組織づくりと何回かの会合、その部分の予算くらいはやはり忘れないように盛らないといけないので、私のほかに誰か約束する人がいるか、ちょっと分かりませ

んが、その辺は確実に進めたいと思います。

さて、西沢の砂防堰堤の件ですけれども、やっと取付道路の関係の道路が決まってきたということで、この間、地元説明会もありました。そして、当初は熱田神宮からうんと大きく迂回する予定の道だったんですが、中通の真ん中の辺をぶち抜いて、短絡した道路にするということで、それがほぼ決まったということの報告を受けておりますので、今後は詳細設計と用地買収ということに来年度はなってくると思いますので、あと二、三年すれば工事が始まる可能性もあります。ですから、来年早々そういったことで検討委員会のほうを着手していけば、どこが適地なのか、またはどういう規模がいいのかというのが目に見えてきますので、そして物事を進めていくということにしたいと思います。

ただ、先ほども財政のほうで話が出ていますけれども、今後の10年間の財政見通しというものを見込んだ場合には、どのくらいの緊防債あたりのいい補助がついて、どのくらいの建設費でいくかというようなことが一番の課題になると思います。西洗馬の場合でいったら、総工費約2億円でした。そして、4分の3だったかな、そういった起債についての事業になったと思いますので、そういったことで、緊防債がついているうちに、そういった事業のほうのめどをつけていきたいというふうに今思っておりますので、今度は着実に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

先ほどの北村議員の質問の中にも回答らしきものをいただきましたので、少しは安心していたんですけれども、いずれにしても来年の予算の中には、その準備委員会らしき、そういったものも取組を進めて、それに必要な予算等は計上しているということで、とにかく取りかかりが見えてきて、実現の可能性というのがはっきり見えれば、非常にありがたいなというふうに思っているところなんです。

というのは、背景にあるのは、1つには各針尾地区だけかどうか分かりませんが、前にも質問のときにもお話しさせていただきましたが、地区にある生活改善センター、これの持続可能な利用をしていくかどうかというところの話題の中にも、この防災センターの建設の実現が、それぞれの地区の住民から質問が出ていて、針尾地区大体の地区集会所が、同じような時期にたしか建っていて、耐震化構造ではないいわゆるその基準に見合う前の建物

ですから、全てが耐震化に対して非常に問題があるということで、これを継続して使っていくためには、改修したり耐震化工事をしたりということをやらなければいけないんですが、それには非常に大きな費用がかかる。長期の利用について話をしていた中でも、この防災センターというのが非常にできればありがたいな。要は地区の集会所は、基本的にはそれができる段階で、そちらのほうを使わせてもらおうというような希望も出てきている。そんなところも背景にあって、できる可能性を確認をぜひして行ってほしいというのが、地区の要望からもいろいろありました。

さっき村長からは、ストーリーとして地区からの依頼で取り組んでいきたいというようなストーリーで進めていたということなんですが、これはこれでいいと思いますので、確かにみんなからそういう意見が出ています。早々に今地区長会、それからそういった会議の中で、どういう組織をしていくかというのは、これからだと思んですけども、取組を進めていきたいということですので、早い段階、いわゆる令和8年の予算が執行される段階での着手というよりは、逆に早めにそういったものの投げかけを区とやってもらって、ぜひ組織化をして進めていただきたいというふうに思います。

ちょっと先ほど村長のほうから堰堤の話がありました。これについて確認をさせていただきます。地元の説明会は済ませてありますということで、あと二、三年で工事が始まるだろうということなんですけれども、この西沢の砂防堰堤の地元の説明会の範囲は、どの辺までを範囲として説明をされて、今まで2回ぐらいなのか3回ぐらいなのか、多分下組と中通だけなのか、それとも針尾区の役員も全部入れて、下組、中通の地区の皆さんを対象にしてやったのか、その範囲を教えてくださいますか。そこで何か話が出ていた内容が、どんなような内容で皆さんが納得されてきているのか、その辺を少し参考に教えてもらいたいと思います。

○議長（小林弘之君） 当局の説明を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ただいまの質問の回答をさせていただきます。

西沢の堰堤の地元説明会の範囲ですけれども、下組、中通、一ノ沢、あと地区に入っていない方を参集範囲として説明会を実施しております。

内容、地区からの要望でしたっけ、内容。

〔「どのような内容で、皆さんが納得されてきているのか。」の声あり〕

○建設環境課長（小林秀樹君） 今思い出せる範囲では、ちょっと思い出せないので、また後日報告したいと思います。

以上です。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 分かりました。

一番利害関係になるのが、下組、中通、一ノ沢ということになると思いますので、それから先ほど村長からお話ありましたように、その取付け道路が中通のほうにほぼ決まったという動きのようなんですね。ですから、恐らく針尾橋のほうを上ってきて、西沢の取付道路、中通の取付け道路、そういうルートで行くようになるという感じかなというふうに予測しています。

この内容について、地元の人たちが特別問題がなく、それでいきましょうということで合意されたということであれば、ほぼ工事は確定するということで、2年あるいは3年以内には工事が着手されるというふうに捉えていいと思います。ですから、多分それが実施されて完成する後に防災センターが完成だと、さらに2年、3年向こうへいっちゃうと思いますので、先ほど村長からお話がありましたとおり、来年度は組織体制だとか、どういうふうに進めていくかとか、そういうものに対する動きと、それに対する予算取りということなんですけれども、できるだけ早めに場所の選定だとか、それから地権者の皆さんとの打合せだとか、そんなようなところに早いうちに着手していってもらい、動きを持っていってもらい、そういったところを令和8年度中くらいに少し見えるように進めていただきたい、そういう予算取り、活動の予算取りみたいなのところに取り組んでもらいたいなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） いざ進めるということになれば、今、議員のほうで例を挙げていただいたように、場所だとか規模だとか、いわゆる施設の中身の問題だとか、いろいろな諸課題が出てくると思います。そこに集う人たちの対象範囲を入二区まで広げるのかとか。

ですから、そういったことと言えば、ちゃんとした建設検討委員会ができて、そして場所の選定、建物の構造の選定だとか、そういう着々と進んでいくと思いますが、1年で進むとは思いませんので、その辺はよく計画を立てていく必要があると思いますので、それはまた

針尾でどういう方に委員長をやってもらうかとか、そういう体制づくりも必要になりますので、またご協力をお願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

やっと針尾防災センターの姿がここで見えてきましたので、ぜひ来年度の活動に期待をしていきたいと思います。

ただ、なかなか難しいのは、例の起債が本当にうまくいくかどうかというのも、来年度の予算の中で、多分動いていただけだと思いますので、その辺はぜひ期待をさせていただきながら、地区としても今後の浄化施設だとか、コミュニケーションの場所だとか、一時避難場所の問題だとか、いろいろ課題が出てきていますが、こういった建設の姿が見えてくれば、話を進めていきやすいというふうに思いますので、ぜひ期待をして、私の1問目の質問は終了したいと思います。

○議長（小林弘之君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 2問目の質問でございます。

これは9月の定例会の一般質問でも取り上げさせていただきました。その続編になります。村に1か所しかないガソリンスタンドの存続経営について。

9月定例会一般質問で取り上げさせていただきましたが、その時点では県の支援策がまだ具体的に示されておられませんでしたので、行政の回答は県の支援策が明確になってから検討してまいりますということでありました。その後、9月24日に中山間地域ガソリンスタンド存続に向けた県の支援策が、次のように明確に示されました。もし間違っていればご指導をお願いします。

支援対象は市町村内にガソリンスタンドが3か所以下といった給油過疎地の45市町村、当然朝日村もその対象であると思います。その45市町村が事業者や住民と燃料供給体制の計画をつくる場合や、それから給油施設、地下タンクといったガソリンスタンド施設を市町村が直接整備する場合は該当するものであります。現状の支援制度は、かかる費用の75%が国からの支援、それから残る25%が市町村負担であったのを、今回市町村負担の16.7%を県が独

自に肩代わりをして、市町村負担を8.3%に軽減するといった支援策であります。また県は、事業者による施設設備などに市町村が支援した場合にも、市町村の負担分の半分を支出してもらえらることとなりました。そして、この支援策を行う期間ですが、来年令和8年4月から5年間支援する方針とのことでもあります。

以上のように、県の支援策が明確に示され、県も来年度予算に計上し4月から支援に取り組むとのことですが、この支援策が示されて約2か月以上が経過をするとともに、来年度予算策定の時期を迎えるに当たって、朝日村としてはこの支援策をどのように活用していくのか、既に事業者であるJAとの懇談会は実施されたのか、そして来年度予算への計上は検討されているのか、今後の方向について行政のお考えを伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、議員ご質問の村に1か所しかないガソリンスタンドの存続経営について、お答えさせていただきます。

議員おっしゃった県内の給油過疎地は、県発表では35市町村ですので、お願いしたいと思っております。

議員が述べられたとおり、県では国支援の補助金に上乗せする形で、対策に取り組んでおります。補助申請の要件には、地域住民と事業者との合意形成を行い、燃料供給に関する計画を策定する必要があります。12月11日、今週ですが、JAとの懇談会を予定しており、ガソリンスタンドの現状と今後の課題について協議をさせていただく予定です。

9月での質問にもお答えいたしました。地下タンクや給油システムの更新については、更新時期が近々に迫っているものではございません。しかし、村内唯一のガソリンスタンドを存続させるためには、この対策を考えていかななくてはなりません。来年度はガソリンスタンド継続に対しての予算計上は考えておりません。燃料供給に関する計画については、補助事業を活用して策定を検討していきたいと思っております。

そのほか、ガソリンスタンドの施設整備につきましては、国・県の補助事業が活用できるよう、JAと協議を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

さっきの報道の35市町村というのについては、事前にもちょっと問合せがありましたけれども、新聞等の記事では45市町村というふうに書いてありました。これは信毎です。それから、市民タイムスは48になっているのかな。それで45という数字で取り上げて、ここに記載させてもらいましたので、間違っていればご指導いただきたいということで、今35市町村ということで修正をさせていただきます。

それで、今週JAとその件についてお話をされるということですので、いずれにしても、まだまだこれからこの支援策に対して対応していくか、どういう方向でいくか、そこで議論だと思えますけれども、予算上来年度には必要ないかどうかというのは、多分その話合いの中でも少し見えてくるのかなというふうには思うんですけれども、要は全く村が携わる必要、あるいはこの支援策を活用してJAと共同して、例えば言葉の中で公設民営化という言葉がよく出てきていますけれども、そういう関連性を持った形での支援策の活用、それから存続経営の計画書の作成というところの気持ちを、村としてはどのように持たれているのか。あくまでもJAさんの経営できちっとできるようにして、JAさんがいろいろ補修したり修繕したりするときに、村が少し介入しながら、この支援策の補助金を使って申請をして使っていくということしていくのか、いわゆるその関わり方というのをどのくらい腹を持っているかによって、JAさんとの話合いがどんどん変わってくると思うんですけれども、今公設民営あるいは村がこの支援策を申請してもらって、それでJAさんに活用してもらおうような、そんな方向なのか、その辺の今腹案があれば、ちょっと教えてもらいたいなど。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 現在、腹案というところではまだないんですが、JAさんとの協議をこれから行いますので、今のところはJAさんのほうの民設民営というか、経営のほうで頑張っていたきたいということでは考えておりますが、やはりちょっと事前にJAさんと話しした中では、やはりそういう設備も非常に大事なんですが、人員配置的に松本ハイランドの中でもなかなかそういう免許を持った方の配置というのも厳しいというのが現状らしくて、そういう人員配置のところにもやはり何か、全体、山形も今井も含めた松本ハイランドの中のガソリンスタンドの運営的などところも多分関わってきますので、その中でも朝日村JAの朝日支所のガソリンスタンドが存続していくような形で、ちょっと村のほうは、そういう国だったり県だ当たりの支援を受けて、補助なり助けていきたいよというところの

腹案しか、今私のほうは持っていないんですけども、そういう形で応援できればというふうな今考えです。

11日、JAとの懇談会がありますが、その中でも何かJAさんのほうで、こういうことをということがあれば、村も応援していきたいなど。必ずしもなくしていきたいということではなくて、やはり住民とのそういうアンケート的なことも必要になってくるらしいので、そういうアンケートも含めた計画をどうもつくって、それに基づいて補助申請していくような形になりますので、まずは住民の皆さんだったり事業者さんだったりの状況をまた踏まえて、存続になるような施策を考えていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

本来の民間ですから、当然民間が存続するために努力してやっていくということが、一番大事だと思いますけれども、そうはいつでも、なかなかこの村のキャパからすると、経営が非常に難しいだろうなということは予測がつきますので、JAさん単独で維持継続していくというのは、なかなか難しいかなというふうには推測はできます。

したがって、この支援策をどう活用して、どういうふうにしていくかというところを、11日のJAさんとの懇談を進めてもらいたいと思っておりますが、そのためには燃料の供給体制の計画をつくる、これは住民参加でつくる。住民参加ということは、村が入れば、ある面では住民参加の部分になってくると思うんですけども、ここをどう対応して、どうするかというところは、ぜひJAさんとよく話をして、村の意向を伝えながら、確実に維持継続、これは村民の生活の一番大事なスタンドでありますので、維持継続が将来的にもできるような方向にぜひ取り組んでいってほしいなと。

もう1点だけ、ちょっと伺いたいのは、こういう動きについては、この35市町村の中では、朝日村も該当だと思うんですけども、JAさんのキャパの中、テリトリーの中で、ほかにも筑北だとか例えば東筑の絡みの場所だとか、いろいろでこの該当する地区があると思うんですけども、こういったところも同じような何か取組でJAさんと話をするとか、一緒に例えば東筑なら東筑で、同じような条件の場所が連携して議論していくとか、そういう動きというのは何か今ございますでしょうか。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 現在のところ、今東筑の中で実際まとまってJ Aさんとのお話というのは、特にしておりません。

強いて今、ちょっとJ Aさんから聞いている話というか、11日の資料の中では、山形、今井、そういうところで応援体制というんですかね、そういうことができるのかどうかというところも検討をJ Aさんのほうではしているようなんですが、しっかりした決まり事はまだ何もないようですが、やはりこの免許を持っているというんですかね、燃料を扱える人の配置がどうもとても難しいようで、そういうことで朝日のほうは、そういうところでちょっと人件費を抑えているというような言い方をしておりました。なので、山形、今井あたりにしっかりした人を置いてというようなことも考えているようですので、そういうところは話をJ Aさんから聞きたいと思いますが、筑北、ちょっとそっちのほうの話は全く聞いておりませんが、今県の資料で言うと35市町村の中で、やはり本当にJ Aでなくて個人でやっているような給油所というところは、やはり厳しいそうですので、そういうところは今みたいな私が言った住民と事業者との計画をつくって、徐々にそのガソリンスタンド整備について話し合っているという、実際にガソリンスタンド造ったというところもありますので、今現在、朝日のように、まだ問題が表面化していないというか、切実なところと、そうでないところの35市町村の中でも分けがあるような感じはしておりますので、朝日はまず先ほど言った住民と事業者との計画をつくるような形で進めていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） はい、分かりました。

朝日の動きは今、課長から説明があったような形だと思いますが、できればJ Aはハイランド、みんな一緒ですから、一企業としてはテリトリー広くやっていて、今山形、今井にあると思いますから、やはり該当する場所の行政というか自治体とは、できるだけ連携を取りながら、同じように取り組めるようにしないと、相手はJ Aさん1つですから、みんながばらばらして違うような内容だとまずいなというふうにも思いますから、ぜひその辺は連携を密にしながら進めていただきたいなど。

それから、先ほどの支援策の中で、5年間支援という方針が出ていますので、来年から該当の年になりますから、遅れていくと、やはり支援を受けられる期間が少なくなるという捉え方でいいのか、よろしいでしょうか。5年間だけ支援してくれる、いわゆる費用を補填し

てくれる、5年経過したら一切ありませんよ、それまでにこの計画が見通せれば、5年分だけ出してくれる、こういう取り方でいいんでしょうかね。だから、遅れると4年分しか支援を受けられない、さらに遅れると3年分の支援しか受けられない、こんな理解でいいのか、ちょっとそこだけ、仕組みだけ教えていただけますか。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、ご質問にお答えさせてもらいたいと思います。

すみません、いろいろなホームページとか県のやつを担当の方から話を聞く限りでは、県の上乗せは5年間だと、国の補助というのは給与過疎地、A S S 過疎地についての補助というのは、何年に終わるといのはまだ書かれておりませんので、県の上乗せが5年間ということだと私は解釈して、県の方にもそのようなお答えをいただいておりますので、継続して国の支援というものは、ずっとS S 過疎地についての補助はあるというふうに認識しておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

5年立法というか、時限立法でということですから、いずれにしても県の支援金がもらえる部分で、やはり早め早めに手を打つということは、ぜひお願いしたいなということで、それについては取り組むというご回答をいただきましたので、ぜひそれに期待をしていきたいと。

ガソリンスタンドがなくなる地域、いわゆる過疎地域みたいなのが、できるだけなくなる、それで朝日もその該当にならないように、きちっとした村のほうの対応を期待をさせていただいて、私の質問は終了させていただきたいと。

○議長（小林弘之君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 敬 子 君

○議長（小林弘之君） 次に、10番、清沢敬子議員。

清沢敬子議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 10番、清沢敬子でございます。

本日は2問の質問をさせていただきます。

まず1問目、住民サービス向上と行政効率化を目指す書かない窓口の実現と総合案内係の設置について。

近年、自治体における窓口業務のデジタル化は、住民の利便性の向上と行政の効率化を図る上で、喫緊の課題となっています。特に国が推進する書かない窓口、行かない窓口、待たない窓口は、行政手続における住民負担を大幅に軽減する先進的な取組として、全国の自治体で導入が進んでいます。

書かない窓口とは、住民が申請書を手書きすることなく、各種証明書の発行や住民異動届などの手続ができる窓口サービスです。運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類から情報を読み取り、職員が端末へ入力することで、申請書の記入を不要にします。特に、記入することが負担な高齢者や、デジタル操作が苦手な方など、住民負担の大幅軽減につながります。

本村においても、少子高齢化や人手不足が進む中、住民サービスの質の維持・向上と、職員の業務負担軽減と効率化は、重要な政策課題です。

つきましては、本村が描くDXを活用した目指す窓口の姿と、それに向けた具体的な取組について伺います。

(1) 本村の今までのDXの取組と課題は何でしょうか。

(2) 現在のマイナンバーカードの加入率はどのくらいですか。

(3) 本村が目指す窓口の姿とは何でしょうか。

(4) 書かない窓口の導入と、デジタル利用に不慣れな住民へのサポート体制、総合案内係の設置を考えていますか。

(5) 今後どのように取り組んでいくのかお答えください。

私もDXはどちらかというと苦手なものですから、その辺、分かりやすくご説明いただくとありがたいと思います。お願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清沢敬子議員の質問にお答えいたします。

少し長くなりますが、大変恐縮でございますが、お願いいたします。

1つ目の本村のこれまでのD Xの取組と課題についてでございます。まず、令和4年に企画財政課内にD X推進係を設置し、令和5年に朝日村D Xの推進計画に基づき3つの分野を積極的に進めてまいっております。

1つ目としましては、行政サービスの利便性の向上という部分につきましては、行政手続のオンライン化として、スマートフォンのL I N Eを活用した村の情報提供をやってございます。また各種証明書のコンビニ交付の取組、また証明書手数料だとか、また公共交通におけるキャッシュレス決済の導入でございます。

続きまして、2つ目といたしましては、地域の課題解決という部分でございます。デジタルデバイス対策ということで、住民向けのスマートフォン講座であり、またデジタル活用相談の開催として実施してございます。

3つ目といたしましては、行政事務の業務改善という部分につきましては、行政事務の簡素化、効率化を目指して、電子決済、文書目録システム、議会のタブレット、ペーパーレス会議のシステム、そしてテレワークシステム、文字起こしシステム等の導入をしてございます。また、国が示す基幹業務システムの標準化を進めるとともに、ガバメントクラウドへの対応ということで、共通のクラウドを活用したシステムの活用というものに進めてございます。また、セキュリティ対策等も進めてございます。

また、今年度は特に職員の一人一人のデジタル活用の技術を上げるために、エクセル研修やA I研修、そういったものも取り組んでございます。

課題といたしましては、住民向けのD Xといった部分の取組に、少し十分ではないかなという認識は持っております。本村の小さな自治体におきましては、専門的な人材やマンパワーといった部分が不足してございます。デジタル機器の操作やオンライン手続に不安を感じる住民の皆様への丁寧なサポートが、一層求められているという認識でございます。

さらに、新たなシステム導入、運用に係る財政の負担というものは、大きな課題でございます。こちらは国にも要望してございますが、こういった課題がございます。その中で、住民と職員双方の負担軽減、そして限られた人員でも持続可能な行政運営を将来的には実現するために、窓口業務のD Xは今後とも計画的に、そして段階的に取組を進めてまいります。

続いて、2つ目のマイナンバーカードの加入率でございますが、村のマイナンバーカードの保有率は、令和7年10月末時点で、約81.2%となります。人口約4,200人のうち交付枚数は3,400枚となっております。こちらは住民福祉課の提供の数字でございます。

令和5年度以降、保有率は7割から8割近くへ伸びてきてございますので、村といたしましても、引き続き窓口での申請支援や広報紙、ホームページ、回覧板等による周知を継続して実施してまいります。

また、今後につきましては、マイナンバーカードを健康保険証として利用すること、また証明書のコンビニ交付など、日常の生活の中で実際に活用いただける場面を増やしていくことが必要と捉えてございます。そのため、カードの利便性だったり、また安全性を丁寧に住民にご説明したいと捉えてございます。

続いて、3つ目の本村が目指す窓口の姿についてでございます。

本村はDXを活用し、国の進める窓口の姿と合わせて実施してまいります。それが書かない窓口、行かない窓口、待たない窓口の考え方でございます。一つですが、そうは言っても、それが全てできるかという部分がございまして、3つの視点を持って行いたいと思っております。

1つは、優しい窓口の存在でございます。現在、住民福祉課の窓口では、3名体制で、そういったマイナンバーカード等、住民の証明書の発行の対応をしておりますが、高齢の方、子育て世帯、障害のある方、デジタルに不慣れな方などが窓口にいらっしゃいますが、どなたにとっても分かりやすく手続きが負担にならない窓口を、引き続き徹底してまいります。そのため、申請書の記入負担を軽減し、職員が丁寧に説明しながら、安心して手続きが完了できる窓口に努めてまいります。

続いて2つ目の効率的で待たせない窓口は、やはり引き続き実施してまいりたいと思っております。住民基本台帳や税、福祉などの各種台帳と連携したシステムを活用し、そういったことの軽減を果たしていきたいわけですが、今現在持っているシステムは、ベンダーが持っているシステムでございまして、全国的に先ほど申しました全国の標準化を進めるに当たりまして、そういった地域の持っているシステムとのそういった待たせない窓口のシステム開発が、少し遅れているという現状がございまして、そういった開発が後ほど標準化が終われば、進んでまいりたいと思っておりますので、導入に関しては、その動向を見ながら検討してまいります。

3つ目は、来庁しなくても済む窓口をできればやりたいということで、最終的にはオンライン申請、郵送等で手続きが完了するような仕組みを整えたいというふうに思っておりますので、理想ではございますが、進めてまいります。特に仕事や子育てでお忙しい現役世代の方々にとって、選ばれる地域となるためには、そういった工夫も必要と捉えてございます。

こうした取組については、そうは言っても、村単独ではなかなか難しいものでございますので、国・県やベンダーの動向を見ながら進めてまいるといところでございます。

そうは言っても、こういったDXを進めるということだけではなくて、やはりデジタル化を進めるということは、業務の見直しをしながら、今やっている業務が本当に適正なのかどうか、さらにその奥に入ったそのシステムが、システムというよりも、その業務が本当に必要なのかも踏まえながら検討することがDXの推進だということが国から進められてございますので、そういったものをより確認をしながら進めてまいり所存でございますし、今丁寧に対面でご説明を住民の皆様に行っているつもりでございます。そういった人と人との付き合い方を大切にしながら、窓口のDXを進めていくということでございます。

続いて、4つ目の書かない窓口の導入という部分でございますが、デジタルに不慣れた住民へのサポート体制で、総合案内窓口の案内係を設置したらどうかというところでございます。

今、窓口の関係で来られる方法には、4つの方法があると思います。実際実施している自治体もあるわけですが、職員が住民から情報を聞いて、それを端末に職員が入力する方法でやっているところ。もう1点が、職員が住民から情報を聞きながら端末に入力し、そして各種証明書の交付だとか転入、転出も全てやっているというところ。そして3番目としては、住民が申請書を手書きするというのが煩わしいものですから、そういった部分だけはマイナンバーカードや運転免許証を使いながら、申請書だけはそのシステムで作って、その後、申請書を発行する方式。もう1個は、住民の方が自分で端末に入力して申請書を作成するという、こういった次々といろいろな方法があるわけでございます。

私どもも11月に南信の先進自治体に行ってまいりました。実際に先進自治体の担当者のほうからお伺いしたわけですが、国も自治体のフロントヤード改革はどう進めているんですかという調査が、この頃頻繁に来るようになりましたので、私どももマイナンバーカードを活用した住民サービスの向上というものは、積極的に進めていかなければいけないということをおもってございます。

その中で、そうは言っても、なかなかそういった近隣の実態、また先進自治体を聞くと、高額なシステムの費用がかかるということがあるんですよということもお伺いしていますので、書かない窓口はどういったものかということ、財政面や業務面の効果を十分に検討しながら進めてまいり所存でございます。

特に総合案内窓口という部分につきましては、これも今までに検討してこなかったわけで

はなくて、職員の配置等を含め検討してきたということを聞いた中で、大きな自治体、国が進めるDXの書かない窓口であったり、そういったものについては、非常に毎日毎日住民の皆さんが時間的に追われて、非常に多くの方が見えられるものですから、窓口が混雑して、待ち時間が多くなってしまったりということを多分国のほうも想像していると思うんですが、朝日村の場合は、そんなに混むということがないものですから、同じ同一の視点で見ることがなかなか難しい面もございます。

ですので、窓口を訪れる人数や担当職員を配置した際の人件費等を踏まえますと、総合案内係は置かなくてもいいじゃないかということの結論で、今至っていると捉えてございます。ですので、その代わりに、各担当課の窓口は今番号が振ってありますが、その色づけをしたり、役場の窓口案内看板を置いてございますが、そういったものを動線を分かりやすくしたということも、このDXを環境するに当たっての一つの考え方だというふうに捉えてございます。

また、今も窓口にいる職員は、積極的に窓口に来られた方へお声がけをさせていただいてございます。不安感を与えないよう、窓口対応を実施していることで、ご理解をお願いいたします。

5つ目の今後どのように取り組むかということにつきましては、とりわけ窓口業務のデジタル化は住民の皆様のご利便性の向上と、小さな村でも持続可能な行政運営を、この部分は人口減少で職員も減ってくるという中で、持続可能な行政運営を両立させるための重要な柱ではあると捉えてございますので、今後とも国・県の動向、他市町村の先進事例を踏まえながら、村の実情に合った形で段階的に着実に進めてまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 詳しくご説明いただきました。

なかなかポリュミーであれなんですけれども、まずマイナンバーカードの加入率は、全国平均が78.5%ということで、81.2%加入しているということは、朝日村はすごい頑張っているというか、取り組んでいるなということをもっと思いました。ここが基になりますので、よかったなと思います。

システムの開発の標準化とか、やはり確かに課長がおっしゃるとおり、窓口に来る人数と

というのは、混み合うほどではないのかなということは思いました。じゃ、本当に朝日村として必要な窓口というものはどうなんだろうということを、ちょっと今考えていたんですけども、私も塩尻市の事例でちょっと伺ったので、それをお話したいと思えますけれども、窓口は混むほうですよ、塩尻市は。導入の経緯と費用ということで、2年前に塩尻市は北見コンピューターシステム社の書かない窓口を導入されていて、導入費用は約6,200万円、高額だなと思いました。国のDX S a a S稼働前のため、サーバは市が独自で調達し、現在も不具合修正や機能改善のバージョンアップを含む保守費用を支払い、運用を継続しているということを伺いました。

ワンストップサービスというのものもあるじゃないですかね。完全なワンストップサービスには、まだ未達だけれども、手続集約は進展していて、3か所行かなきゃいけないのは2か所で完了するとか、転入届は関連部署の申請書に氏名、住所などを印刷で全部出して、住民の重複記入を削減していたり、一方、予約制のお悔やみ手続は専用コーナーでワンストップ対応が可能になっているということでした。

住民からの満足度をお聞きしたんですけども、やはり運転免許証、マイナンバーカードを持っていくことで、何度も書く必要がない、特に記入が負担な高齢者から楽になった、ありがたいとの声が多数あるということと、想定以上に手続が迅速で、驚きと喜びの反応が多く、住民負担の大幅軽減が実感できているということ、待ち時間は以前の3分の1程度になったということです。

先ほど課長もおっしゃっていましたように、コンビニ交付などのマイナンバーカードを利用してコンビニ交付ということも、年々増加はしていると。一方で、やはりデジタルの操作が苦手な方や対面説明を要する住民には窓口は不可欠であり、使える人はシステムで便利に、使えない人は窓口で丁寧に、住民が自分に合った方法を選べるのが重要だということと、結局オンライン完結の増加により、職員は丁寧な対面対応が必要な住民に、より時間を配分でき、結果としてサービスの向上につながっているということをおっしゃっていました。

また、具体的な機能と効果ということで、転入手続では職員が対話をしながら入力し、住民は内容確認と署名のみで転出届完了、同時に年齢、家族構成に応じた手続案内書が自動印刷され、全住民向け案内の大量な印刷物の保管が不要となって、ペーパーレス化と省スペース化を実現できているということでした。

やはり書かない窓口で住民の負担軽減、満足向上、職員の業務効率化、ミス削減に大きく寄与しているということでした。

朝日村でも徐々に進めていくということで、ご返答いただきました。財源のことも、先ほどから財源のことはたくさん言われていますけれども、さっきちょっとさわりにあったデジタル庁が推進しているクラウドサービスで、自治体の導入を財政的に支援しているシステムということで、ネットでちょっと見たんですけれども、これは自治体窓口DX SaaSというものでしょうか。そこにはアドバイザーの派遣事業というものもくっついて、そういうのもやっていくといいというようなことが載っていたんですけれども、これがどういうものかお分かりになりますか。

○議長（小林弘之君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員の2回目のご質問にお答えいたします。

今お話しいただいたとおり、塩尻市さんの実際にやっているDXの環境も、非常に進まれた取組でありまして、お聞きしたこともございます。塩尻市さんは、住民から申請に来られた時点で、いろいろ聞きながら、それを職員の方が自分で入力しながら、事細かに丁寧にやられているということをお聞きしてございます。

朝日村は、なかなか混みようもないですので、全部職員が聞きながらやるというのは、なかなか逆に効率的かどうかという部分も含めて考えると、なかなか難しい面はございますので、今朝日村として考えることは、申請のときに、やはり申請書を書くという煩わしさはございますので、それだけを申請書だけを書かないという簡易なシステムもあるということが視察の中でも分かってありますので、そういった部分を取り入れるかどうかという部分を、今庁内で検討してございます。それが単純にできれば、書かない、申請書だけでございますけれども、書かないでそういった煩わしさも取ることができるのかなということで、今検討してございますので、そういった部分で、またご相談させていただければなというふうに思っています。

それで、大変すみません、議員さんのおっしゃるクラウドサービスのその部分につきましては、私は今正直、ちょっと詳しいことは分かりませんので、ただ、国の進めるクラウドサービスの共通的に今も活用してございますので、そういった部分の中で、こういった国が進めるものを共通的に使えば、そういった費用も当然軽減されますしという部分だと思っておりますので、そういったものは積極的に活用してまいるといところで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） ありがとうございます。

私はちょっとネットで調べただけなんですけれども、先ほどの国がデジタル庁が進めているというものは、ガバメントクラウドへのシステム構築費用は事業者が負担するという一方で、自治体はSaaSの利用料や窓口側の機器費用を負担することになっていて、デジタル庁がガバメントクラウド利用料を国が負担するという一方で、自治体の導入が財政的にしやすくなっているというものだけということだけは、ちょっと分かりました。これは今後だと思うんですけども、あと書かない部分だけを取り入れるということのを伺ったんですけども、これはすごく住民にとって、高齢者、体の不自由な方とか、いろいろいらっしゃいますので、そこだけでもやはり書かないでやってもらえるというのは、すごくありがたいことだと思います。

この書かない部分だけを取り入れるのにも、やはり費用というものはかかってくると思うんですけども、まずここに取りかかるのに予算がどのくらい必要なんでしょうか。

○議長（小林弘之君） 清沢財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、引き続きお答えいたします。

書かない窓口で、今検討しているものは、住民の方が役場のほうにお越しいただくときに、マイナンバーカードか、または運転免許証を持ってきていただきますと、それを入れる機械がございまして、それを入れて、あと必要な証明書の部分をクリックしていただくと、その証明書に対する申請書が出てくるといったもので、非常に本当に書かなくても申請書だけ是可以するというシステムを想定してございます。

金額的なものは、100万円までいかないもので、数十万円ぐらいが投資のお金でございまして、あと経常的な経費としましては大体1万円くらいですかね、1万円程度が毎年かかるといった使用料等がかかるということになりますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうすると、マイナンバーカード、免許証などを持ってきて、その機械に入れたりすると、書かないで申請書がそのまま出てくるということがすごい便利だと思いますし、あとこれはペーパーレスにつながりますよね。記帳台のところに幾つも何種類も住民票、印鑑証明、いろいろな紙が用意されていますけれども、それが自動的に出てく

るということで理解していいですよ。

それと、数十万円の予算と毎年1万円ということなので、これはぜひ取り入れていただきたいなと思いました。ペーパーレスのことは、それも考えての取組だということによろしいですか。

○議長（小林弘之君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、引き続きお答えいたします。

今申請書が、ちょっと私も機械の全てを網羅しているわけではございませんので、申請書が各共通の申請書の中に全てが欲しいものがクリックしてできるかということ、もしかしたらそうじゃないかもしれないものですから、やはり1枚1枚の申請書になってしまう可能性がございますので、直接ペーパーレスに該当するかという部分については、ちょっと現状で、もしかしたら現状と同じベースになってしまうのかなという部分がございますので、できればそういった部分の中で、違った形でペーパーレスも進められればと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） もう1点、すみません。

その書かない窓口の機械は、いつ頃予定しているんでしょうか、導入は。

○議長（小林弘之君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） 今、議員ご質問の関係でございますけれども、今各担当課で、こういうシステムがあるんですよということで、この前、業者に来ていただきまして、デモンストレーションをやらせていただきました。その中で、本当にこういったものが住民にとっていいかどうかということはまだ判断ができていけませんので、もしみんなでやりましょうということになれば、令和8年度の国のほうの交付金とか、そういった補助も受けながらやることが可能ですので、そういったことも含めて検討しているということで、ご理解願います。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） ありがとうございます。

高齢者に優しい窓口、デジタルが苦手な方にも優しい窓口、住民サービスの向上と職員の業務負担軽減と効率化を目指し、書かない窓口、今の書かない窓口をぜひ研究、検討していただき、早い機会に導入をお願いできたらと思います。

これで1問目の質問を終わりにいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 2問目の質問です。

生活困窮者世帯・高齢者世帯で住民税非課税世帯への猛暑対策としてのエアコン購入助成及び電気代補助について。

近年、地球温暖化の影響により、本村を含む長野県内においても記録的な酷暑が続いています。具体的には、今年の6月から8月にかけて、長野県における猛暑日が26日、真夏日が67日と、いずれも過去最高を記録いたしました。この異常な暑さは、村民の健康と命に深刻な影響を与えています。松本広域消防局の発表によると、松本市消防局管内における熱中症による救急搬送件数は、今年の7月までに185人に上り、これは前年度と比較して2倍という驚くべき増加率です。さらに懸念されるのは、搬送された方のうち半数以上が65歳以上の高齢者であるという事実です。これは、高齢者の皆さんが猛暑に対して特に脆弱であることを示しています。

このような命に関わる酷暑において、エアコンはもはや贅沢品ではなく、命と健康を守るための不可欠なインフラであると考えます。しかし、経済的な理由から、エアコンの設置や使用が困難な世帯があることも事実です。

福祉の村、朝日村として、今後も続くであろう猛暑から村民の命を守るため、生活困窮者世帯・高齢者世代で住民税非課税世帯へのエアコン購入費助成に踏み出すべきではないかと考えます。

そこで以下の質問をいたします。

(1) 現在の生活困窮者世帯、住民税非課税世帯の数と、それぞれの高齢者世帯数は何件でしょうか。

(2) 国は2018年4月1日より新たに生活保護を開始した世帯に対しては、家具什器費としてエアコン購入費、上限5万4,000円の支給を認めています。これは、エアコンが生活を

維持するための必須な設備であるという認識の表れです。現在、生活保護を受給している世帯のうち、エアコンの設置済みの世帯数と、未設置の世帯数は把握していらっしゃいますか。また、未設置世帯のうち、支給対象となる世帯数はありますか。

(3) 生活困窮者世帯及び住民税非課税の高齢者世帯を対象としたエアコン購入費用に対する助成制度を新設するお考えはありますか。また、エアコンの設置後も、電気代が高額になることへの懸念から使用を控えることのないよう、対象世帯に対して、夏季における電気代の一部を補助する制度を創設するお考えはありますか。

今とても寒くて、あの夏の猛暑、酷暑を忘れてしまうような状況ですが、今年の異常な暑さを思い浮かべながらご答弁いただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、清沢議員2番めのご質問につきまして、お答えいたします。

まず、生活困窮世帯につきましては、生活困窮世帯をどういった定義とするかということもございしますが、村といたしましては、世帯数を把握するのは難しいと捉えております。住民税非課税世帯につきましては、令和7年度は273世帯と伺っております。なお、世帯数の把握につきましては、ご質問のような住民税非課税世帯のうち高齢者世帯といった細分化した数値については、村のほうでは把握しておりません。

続いて、(2)の生活保護世帯におけるエアコン設置状況でございますが、生活保護制度の実施につきましては、長野県が設置しております松本保険事務所により、東筑の郡内が行われておりますことから、県において担当者が訪問し、世帯状況や住環境、健康状態などを把握しているところでございます。

なお、村内生活保護世帯でのエアコン設置状況につきましては、当村の担当職員が県の職員と一緒に訪問するといった中での把握することが可能かと存じます。なお、世帯数につきましては、当村において、世帯の状況の調査による数値というものは、現在ございません。

続きまして、(3)のエアコン購入費助成と購入設置後の電気代の補助制度の創設する考えについてお答えいたします。

清沢議員おっしゃいますとおり、とりわけまた今年の夏は、これまでと比較にならない暑さとなりました。全国的にも健康や生活への影響が深刻化してきており、熱中症予防の対策

は全国的に取り組まれております。また、村におきましても、熱中症予防の周知を行う中、エアコンなどにより各ご家庭での涼しい環境の確保によりまして、暑さを避ける対策として周知をしているところでございます。

議員のご質問にございます命と健康を守るために不可欠であると、各ご家庭で涼しい環境の確保を工夫され、誰もが意識を持って取り組んでいただいていると存じます。そこで、議員ご提案のエアコン購入費助成と購入設置後の電気代の補助制度の創設についてでございます。エアコンなどが生活に必要な電化製品となってきていると、村のほうでも捉えております。では、このことからエアコンの購入費用や電気代の補助に取り組めるかということにつきましては、慎重に見極める必要があると考えております。

一つに、先ほどもございましたとおり、生活保護世帯への議員もおっしゃっておいりましたがエアコンの設置についての考え方がございます。生活保護制度において、平成30年7月から、エアコン購入費用の支給が認められ、基準に沿って運用されているところでございます。生活保護世帯でエアコンの購入について保護費に加算される、支給がされる場合は、保護開始時に持ち合わせがない、また、他の制度からの措置が受けられないなどといった一定の基準がございます。つまり、日常生活に必要な生活用品は、保護費のやりくりによって計画的に購入する、やりくりによって購入が困難な場合には、生活福祉資金貸付を活用し購入していくということがございます。

また、個々のご家庭の家庭環境の整備や生活スタイルの考え方がございます。その状況については、村のほうではプライベートな部分でございますし、把握は難しいということもぜひお含みいただきたいと存じます。

最後になりますが、エアコン購入費用やさらには電気代の補助といった動きがあることも承知はしております。現状におきましては、財政的な観点も含め、国・県、他自治体の公平性と実効性のある施策に注視していきたいと存じます。

以上となります。

○議長（小林弘之君） 清沢議員、再質問はございますか。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 生活保護世帯、生活困窮者世帯は把握できない。生活保護世帯というのは分かっているということなんですね。この件数について、ここでのべていただくということは可能ではないということですね。それは可能ですか。

○議長（小林弘之君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） その世帯数、生活保護世帯数につきましては、県の制度で受けているということもございますので、村といたしましては、この小さい自治体でございますし、件数も限られておりますので、この場での申し上げることは、ちょっと控えさせていただきたいと思っております。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） はい、分かりました。多分そんなに多くはないんだと思います。

そうしましたら、我が家でも5年ほど前に、父の在宅看護をしていた機に、エアコンを入れました。それまではこの朝日村ではエアコンは要らないな、窓を開けて風を通せば大丈夫と過ごしていました。しかし、近年は窓を開けると熱風が入ってくるような状態で、窓を開けられない状態が続いています。私は、87歳の母と二人で住んでいますが、夏は日中はずっとつけっぱなしでした。特に目が悪い母はコントロールができませんので、温度を設定してずっとつけっぱなしなんですけれども、電気代はやはりかかりますが、夏場にエアコンのない生活は考えられません。

先日、在宅医療の講演会を聞きに行っていました。その中で、少子高齢化が進み、今年には2025年問題と言われている団塊の世代が75歳を超えたという年で、超高齢化社会を迎えましたということです。昨年生まれた数は70万人、団塊の世代である数は200万人、3倍もの差があると、今後の医療は病院の病床の数も削減され、これが医療費削減につながるそうです。というふうになっていき、今後は住み慣れた自宅で過ごす在宅医療が中心的な役割を担うことになるということを言っておりました。そうすると、今後ますます進むであろう地球温暖化の猛暑の中で、自宅でエアコンがないということは、致命的なことではないかと考えました。

ほかの自治体の事例では、上田市では、猛暑間での高齢者の熱中症予防と快適な環境で体を動かしてもらう介護予防の両方を目的として、令和3年度からエアコン補助制度を開始しています。予算総額は250万円、購入設置費用の2分の1を補助していて、上限が5万円、50件程度の実施を想定しているそうです。財源は当初はコロナ対策の交付金を活用していました。今はその交付金が終了しているので、100%一般財源で継続していますが、ここから敬老祝金を見直して、財源を振り替えたと言っていたらっしゃいました。80歳、90歳の節目の

お祝い金を廃止し、100歳に限定したそうです。捻出した財源をエアコン補助と認知症関連の損害賠償制度へ振り替えたそうです。財源の出どころを明確化し、住民への丁寧な説明をしたということです。口コミや周知の結果、需要が高く、制度が受け入れられているということでした。今年度は8月18日で規定の50件、申込みの申請予定数に達したため、今は受付を終了している状態だそうです。

中野市では、高齢者の熱中症対策を目的として、本年度から4月1日から開始しているんですけども、予算は100万円の新規事業で、購入設置費用の2分の1の補助、当初の見込みが立たなかったため、市内業者の請負で入れた場合は上限7万円で10件、市外業者の請負で上限が5万円で6件という想定で組んだそうですが、開始から現在までで12件の申請があったそうです。

では、朝日村にとって高齢者世帯、生活困窮者世帯、エアコン購入補助、夏季の電気代というのは、必要な施策ではないかと思うんですけども、先ほど課長がおっしゃってましたように、財源の確保というところが難しいということなんですが、先ほど北村議員からお話がありました国の補正予算で閣議決定された重点支援地方交付金がありますが、これはさっきのおこめ券はなしとしても、商品券とかほかにも何か使える用途があるでしょうか。この辺教えていただけますか。

○議長（小林弘之君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員のご質問にお答えいたしますが、重点支援地方交付金等に係ります詳しい説明は、まだございませんのであれなんですが、基本的に推奨メニューということで、先ほどからお話が出ているおこめ券等で使った食料品に対する物価高騰に対するそういったものに使ったらどうかという以外に、基本的には中小企業だとか、また農林水産、医療、地域公共とか、いろいろなこういった経済対策につなげられるような予算として考えてほしいということでは来ております。また、省エネ家電等の買換え促進に関する生活支援といった、そういった部分の項目も推奨事業のメニューの一つとして示されてはおりますので、そういったことでも検討の範疇にはあるということで、ご理解賜るかと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 私も調べてみましたけれども、物価高騰に伴う低所得者世帯支援、

高齢者世帯支援というのもありまして、このエアコン購入補助というものが、この支援に該当してくるのではないかと、制度設計の立て方次第だとは思いますが、こういう高齢者世帯の支援とかにも使えるのではないかと、その辺いかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） 引き続きまして、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういった該当にもなるわけですが、今までの村の方針としまして、本当にこれは物価高騰等の影響を受けたことに対してどうするかということ、村として今までこういった事業については検討させていただいて、特にそういった方々に対して進めてきました。また、個人的な部分については、やはり全村民が物価高騰等の影響を受けているということもあったものですから、地域の商品券だとかということについては、全村民を対象にという形でやっております。

そんな中で、今回は誰をと、どういった事業所をとということ、もう一度正式な金額が決まった中で検討させていただきまして、そういった部分が本当に必要であれば、また検討させていただくということで、これに充てるかどうかという部分については、そういった中で検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 交付金の拡充ということもありますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

村長に伺います。猛暑対策は防災・減災対策と同様に村民の命を守るための喫緊の課題であります。福祉の村として、これからこの提案の実現に向け、どうでしょうか、村長のご見解をお聞かせください。

○議長（小林弘之君） 時間になりましたので、これで終了します。

◎会議時間の延長

○議長（小林弘之君） ここで議長からお伝えします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ延長します。

◇ 齊 藤 正 法 君

○議長（小林弘之君） 次に、1番、齊藤正法議員。

齊藤正法議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 1番、齊藤正法でございます。

本日は2項目の質問をさせていただきます。

まず、1問目になります。

空き家バンクの売買対応と今後の対策についてお伺いいたします。

近年、全国的に空き家の増加が課題となり、多くの自治体では空き家バンクの賃貸、売買の両方を取り扱う仕組みが一般化しつつあります。加えて、民間事業者との連携や、自治体が仲介に踏み込み過ぎない形での情報提供、マッチング支援など、多様な手法が広がっています。一方で、本村では、現在までに空き家バンクは賃貸のみの取扱いとなっており、売買については検討が行われてきたものの、制度化には至っておりません。

今年度、私の地区で2軒の空き家が発生し、所有者から売却の相談が寄せられました。しかし、役場窓口では売買対応ができないとの説明があり、相談者は山形村の空き家バンクに相談したと報告を受けています。これは村内で発生した課題を村内で解決できないという構造的な問題を示しており、村民にとっても不安を与える事例です。

空き家対策は単に建物の管理だけでなく、移住・定住、地域活力、集落維持といった幅広い政策と密接に関わる重要な部分であります。本村でも空き家の利活用を村内で完結できる体制を整備し、将来を見据えた総合的な施策展開が求められると考えます。

今後の空き家対策の方向性について、以下質問いたします。

（1）村内で発生した相談が村外に流れたことについて、村としてどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

（2）売買対応に踏み切れていない理由と課題は何でしょうか。

（3）空家等対策協議会での売買対応に関する議論は、その後どうなっているのでしょうか。

（4）他自治体の空き家バンクでの売買対応の実例をどのように把握しているのでしょうか。

すか。

(5) 今後、売買希望の希望者にどのように対応していく方針か、以上お伺いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

空き家バンクの売買対応と今後の対策についてでございます。

1つ目の村内で発生いたしました相談が村外に流れたことということでございますが、村としてどのように捉えているかということについてでございますが、村では議員ご承知のとおり、空き家バンク制度により、現在、賃貸物件における対応のみの実施となっており、売買への空き家バンク登録等の対応を実施していないというのが実情でございます。

そこで、議員ご質問の事案でございますが、村では売買に関する専門的知見がございませんので、近隣自治体にある宅地建物取引業者への相談をご紹介したものでございます。議員ご承知のとおり、お隣の山形村におきましては、空き家バンク制度におきまして売買を含めて実施しているようでございますので、他自治体の空き家バンク制度への相談をご紹介したのではなくて、資格を持った山形村にございます宅地建物取引業者をご紹介したという案件でございますので、決して山形村の空き家バンク制度に行ってくれということでご紹介したものではありませんので、ご本人も多分直接その業者さんのほうに行かれたと思いますので、お願いをいたします。

2つ目の売買対応に踏み切れていない理由と課題という部分でございますが、現在、村では空き家バンク制度への売買の追加を検討してございます。令和8年4月より受付を実施していく予定でございます。

これまでに先進自治体の取組事例や長野県の宅地建物取引業協会との協議を行ってございます。実施方法等を詰めているところでございますが、課題といたしましては、賃貸も売買もそうですが、基本は有資格者による対応が必要ということで、お話をいただいております。

今後、売買への対応を実施いただける事業者を募集し、決定後、住民の皆様へ周知を図り、売買希望者の相談体制強化を図ってまいります。なお、この事業者につきましては、近隣の山形村、塩尻市、松本市の近隣の一番近いところにお声がけをしていけばいいかなというふうに捉えてございます。

続いて3つ目の空家等対策協議会では、売買に対する議論はしておりませんが、今後いろいろこういった決まり事が決定してくれば、そういったお話も協議会のほうにしていきたいというところがございますので、お願いをいたします。

続いて4つ目の他の自治体の空き家バンクでの売買対応の事例というところがございますが、基本、所有者から売買に関する相談がございましたら、空き家バンク等への登録事務は行政で行うというところがございますが、実際の売買事項は、先ほど申し上げましたとおり、有資格者が行う仕組みと捉えてございます。こういったものは法律に基づきまして資格を持たない者がやると罰則もございますので、そういったことにはなかなか行政が深入りすることは基本的にはできないというふうに捉えてございます。

続きまして、5つ目でございますが、今後、売買希望者にどのように対応していくかということでございますが、空き家バンクの制度の拡充を行い、そして資格を持った専門の有資格者による相談体制の確立をしっかりとまいりますと。また、賃貸、売買の相談窓口でございます空き家バンク制度の周知、やはりできていない部分があると思いますので、周知徹底と相談会を計画的に開催し、宅地建物取引業協会等との協力を得ながら実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

令和8年度から売買のほうも対応していただけるということで、ありがとうございます。

質問の中に、3番でもあるんですが、空家等対策協議会で、これは2年ほど前ですかね、私は総務産業委員長のときに参加させていただいた当初から、売買についても対応していくというのは協議会の中でも話題になっていたものになります。これで令和8年度から進めていただけるということなんですが、約2年ほど売買に対して踏み切れなかった理由ですとか課題というのがあったのか、今、課長のお話ですと、当然朝日村内ではなく山形ですとか塩尻ですとか、近隣の有資格者の方に紹介をしていくということでの対応になるということ、取りあえずなるということではあるんですが、これが2年間できなかった理由というのは、どこにあるんでしょうか、お願いたします。

○議長（小林弘之君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、私自身が今年2年目になるわけですが、1年目の状況を見た中で、売買に対する検討をしているということは、担当の職員からも聞いておりました。そんな中、先進自治体を視察に行かせてもらう中で、やはり専門的な知識の中でやっているということがありましたので、では、その業者選定に当たって、どこにするかということの一部職員が悩んでいたという部分もございますので、そういった部分をクリアするには、そういった協会のご意見をお聞きしたほうがいいんじゃないかということで、昨年度は検討段階、そして今年に入っては、そういった協会との接触を心がけて、どういうふうにやったら一番いいのかということを検討してきたというところでございます。

また、昨年度、村内にそういった住宅をそこまで資格を持った方ではないんですけれども、そういった建築の関係で精通されている方が、そういった副村長もはじめなんですけど、そういった組織化を村内にできないかなということを検討しておりました。村内にできれば、そこに相談窓口ができれば、村を介さなくても、そういった方々にやっていただけるんじゃないかということの議論をしたわけですが、なかなかやはり資格を持っていないというところで、まだスタートできませんでしたので、そうは言っても、そういった方々がいるということがありますので、今回、令和8年度4月は、そういった資格を持った方をお願いをしますが、村内においてもそういった方が資格を持つようになれば、話がさらに深くできると思いますので、そういったことの議論を少ししていたという期間がありましたので、少し遅くなりましたけれども、そういった議論があったということで、ご理解願います。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

これで有資格者の方等がコンタクトが取れたり、また新たに増えていただければ、さらに売買についても空き家バンクとしては対応しやすくなるという認識でよろしいですかね。

ありがとうございます。ほぼ、すみません、私の質問は終わってしまうんですが、併せて、今回私の地区でも売買希望の方は、当然家以外にも田畑であったりとか山林も含めて、やはり手放していきたいという意向が出ております。田畑については産業振興課の農業委員のほうに相談したりといったところになるんですが、ぜひそういった田畑ですとか山林も含めて、空き家バンクのほうで一元管理というような感じで対応していただけるかどうか、ちょっと今の段階では空き家だけになってしまうかと思うんですが、将来的にやはりそういう一つの

窓口のワンストップ化といいますか、窓口一つでいろいろなことの手続が進むように検討いただければと思うんですが、今後さらに先の話にはなりますが、そういった空き家バンクの中で、全てのものを網羅していけるような方向性が見いだされるのか、それとも完全にものが違うので、これはそれぞれの窓口に行ってくださいという形になるのか、そこら辺のご見解がありましたらお伺いいたします。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ありがとうございます。

齊藤議員がおっしゃっていることというのは、例えば朝日村みたいな山林も農地が主体であるような小規模な自治体が抱える究極の解決策だと思います。ただ、農地に関しましては、農振の関係ですとか絡みますし、一般の不動産屋さんが取り扱える範囲を越えますし、山林も同様になるかと思しますので、そのハードルをいかに越えるかというのは難しゅうございますけれども、1つはどのみち空き家対策という中で突き詰めていきますと、相続というものが絡みます。相続の中には、当然村の方でござimasので、宅地建物のほかに農地ですとか山林とかが絡みますので、そうなってくると、例えば今空き家バンクで構成されております不動産鑑定士さん、司法書士さん等々、また別の不動産宅建業者さんとはまた違う角度から突き詰めていく方たちもござimasので、行く行くそういうところに、それこそ空き家バンクという名称を変えた形での専門家集団というのが必要になってくるかなと思ひますが、現状ではすみません、いわゆる空き家あるいは通常の宅地というところまでが限界かと思っております。今後の課題とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） すみません、ちょっと意地悪な質問になってしまひまして、申し訳ありません。

取りあえず、また令和8年度からは売買についても対応していただけるということで、ひとつ住民の方にも安心材料になるのかというふうに思ひます。ぜひ村内で恐らく住宅を手放すということは村内最後のその方の行政に対してのお願いと申ひますか、処理になるかと思ひますので、引き続き来年度以降は窓口、問題は朝日の中で解決できるようにということで、対応を引き続きお願いできればと思ひますので、そこをお願いいたしまひて、1問目の質問を終了いたしまひます。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

集会所の電気、水道の基本料金補助についてお伺いいたします。

各地区が管理する集会所は、地域コミュニティの中心として重要な機能を果たしております。高齢者の交流、地域行事、作業打合せ、子供の活動など、様々な場面で活用されており、住民のつながりを支える基盤となっております。また、地区によっては集会所を一次避難所として位置づけており、防災面でも不可欠な施設となっております。

しかし近年、地区人口の減少などにより、電気や水道の基本料金が地区財政に重くのしかかり、実際に契約を解約した地区、また解約を検討している地区が複数あると伺っております。使用量が少なくても、基本料金が毎月固定的に発生する構造は、小規模地区にとって大きな負担であり、契約の維持が難しくなれば、地域活動の継続や防災機能の低下にもつながりかねません。

こうした状況を踏まえ、集会所のインフラ維持に対する支援の在り方を検討すべきと考え、以下質問いたします。

（1）各地区の集会所における電気、水道の契約内容について、どの程度現状を把握されていらっしゃるでしょうか。

（2）基本料金が地区の財政、運営、地区活動にどのような影響を与えていると認識されていらっしゃるのでしょうか。

（3）一次避難所に位置づけられている集会所で、電気、水道契約が維持できない状況をどのように評価されますか。

（4）電気、水道の基本料金の一部または全額を対象にした補助制度の創設や、既存の地域支援制度の拡充による対応について、検討の可能性と今後の方向性はいかがでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員のご質問につきまして、私のほ

うから現状の部分、（１）から（３）まで回答させていただきたいと思います。

最初に１つ目の質問でございます。各地区の集会所における電気、水道の契約内容にどの程度、現状を把握されているかのご質問でございますけれども、村としましては、地区の集会所につきましては、それぞれが地区の所有施設でございます、村の公有財産ではないため、電気、水道等の運営経費につきましても、一切、現状では把握をしていない状況でございます。

続きまして、基本料金が地区の財政、運営、地域活動にどのような影響を与えると認識しているかのご質問でございます。施設を管理運営する上で、水道光熱費等につきましては、そういった公共料金は欠かせない経費だと思います。公共料金は、特に受益者負担の考え方が強いものでございますので、使用に応じた料金が発生し、使用の状況により施設の所有者が担っていくべきものと捉えております。

続きまして、一次避難所に位置づけられている集会所で、電気、水道契約が維持できない状況をどのように評価するのかというご質問でございますけれども、まず地区の集会所につきましては、一次避難所ではなく、一時集合場所として災害時に安否確認や救助活動を行うため、地区、これは自主防災部会になりますけれども、そちらの住民の皆さんが集合する場所として、それぞれの地区が定めた場所になっております。このため、集会所のない地区におきましては、近くの広場などを一時集合場所に定めている状況でございます。

村が地域防災計画で一次避難所に指定しているのは、グラウンドや小学校の校庭など、公共施設の屋外部分になっておりまして、地区の集会所につきましては、村が指定する施設の位置づけにはなっておりませんので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私のほうからは、（４）についてお答えをします。

今（２）のほうでは、総務課長のほうで使用の状況により施設の所有者が担うべきものという返答もでございます。そして、いろいろ（４）では補助制度が創設できないかというふうなお話でございます。

結論から言いますと、今すぐ私が、「はい」とは言えませんが、今後の進め方なんです、2つほど着眼点があります。1つは、例えば御馬越地区で20軒でその施設を持っている、または私の中組では70軒で持っている、当然それは負担が違いますよね。3倍も違ってくる。そういったところをどう是正していくか。これは、先ほど来話の出ている地区の在り方だと

か、そういったところにも通じる課題だと私は思っていますので、今後地区が継続的に消滅しないで続いていくための一つのもしかしたら切り口になるかもしれません。

ですから、そういった複数の観点から、もう少し例えばこのくらいの補助だったらどうだとか、または実際ない常会、いわゆる地区の施設がない常会もありますから、そういったところとの不公平感はどうだとか、もう少し地区の在り方の中の一つのテーマとして、もむ必要があると思っていますので、もう少し研究をさせていただきたいと思います。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

最初の1番、2番のところは、恐らく総務課長のおっしゃるとおりになってしまいますね。やはり地区で建てたものといったところになってくるかと思いますが、やはり今、村長からお話がありましたが、一定の何らか関与といいますか、そういった地区を今度は防災ですとかそういうことではなく、地区自体をどうしていくかといったところも、また念頭に入れていく必要も当然あるかと思っています。

村長から研究というようなところもお話がありましたので、ぜひそれは進めていただければと思います。

実際今、企画財政のほうでも、先ほど古池議員の答弁の中でもありました、それぞれ地域の維持といったところで動いていらっしゃるというお話もありましたし、また、教育委員会のほうでも、分館については、それぞれ対応していただいているというようなお話も伺っております。防災につきましては総務課になりますし、今地域のことは企画財政、分館のほうは教育委員会というようなところになっているかと思いますが、ぜひこの各課も横断的に連携していただきながら、地区の集会所というのは、やはり集まるコミュニティをつくる一番核といいますか、集まれる場所というのはどうしても必要になってくるかと思っていますので、そういったところを含めながら、やはり各課横断しながら対応をしていただければと思いますが、今後の進め方の中で、当然、村長が一番トップという形になるかと思いますが、地域の維持といいますか、そういったところについて、横断した中での何かそういう組織といいますか、そういったことまで踏み込んで組織づくりというのをさせていただけるのかどうか、現状のお考え等ありましたら、お伺いさせていただきます。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 全体の取りまとめは企画のほうで、いわゆる先ほどから言っている地区の在り方、そういったものを各地区と懇談を持って、一つ一つ今のようなテーマを掘り上げていくと、そして解決のために掘り下げていくというようなことで進めていきたいと思えます。

取りあえず改まった組織的なことは考えても、またごちよごちよしますので、今の現状の中で、企画が中心になって地区の在り方という中で検討していくことがベターであるというふうに感じております。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

では、企画財政課長の責任が大分重くなってくるかなとは思いますが、ぜひ、やはり既に集会所、この契約をやめてしまった地域もあるものですから、やはり若い方、お年寄りの方というところとちょっと語弊があるんですが、若い方でもコストパフォーマンス的にこれを維持する必要性を感じない方もいらっしゃるれば、やはりそこに自分たちが建てた場所ですとか、集まれる場所が必要だというように思っている方もいらっしゃると思いますので、それぞれ世代によって考え方は違うかと思いますが、ぜひ行政の関与も含めながら、地域ですとか集会所といったところを守っていただければと思いますので、そのところをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（小林弘之君） これで、齊藤正法議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小林弘之君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時11分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年朝日村議会12月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和7年12月12日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第64号から議案第76号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第6 発議第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを
求める意見書について
- 第7 発議第6号の議案提案説明
- 第8 発議第6号の議案内容説明
- 第9 発議第6号の質疑、討論、採決
- 第10 議員派遣について
- 第11 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 齊藤正法君 | 2番 | 中村文映君 |
| 3番 | 羽多野美映君 | 5番 | 豊田恵美子君 |
| 6番 | 清澤あゆみ君 | 7番 | 古池美佐江君 |
| 8番 | 北村直樹君 | 9番 | 清沢正毅君 |
| 10番 | 清沢敬子君 | 11番 | 小林弘之君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	上 條 晴 彦 君
企 画 財 政 課 長	清 沢 光 寿 君	住 民 福 祉 課 長	上 條 裕 子 君
建 設 環 境 課 長	小 林 秀 樹 君	産 業 振 興 課 長	大 池 守 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 充 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
-------------	-----------	-----	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林弘之君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林弘之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林弘之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 北村直樹 議員

9番 清沢正毅 議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（小林弘之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

監査実施結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（小林弘之君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

社会文教委員会、齊藤正法委員長。

〔社会文教委員会委員長 齊藤正法君登壇〕

○社会文教委員会委員長（齊藤正法君） 本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は12月5日に開催いたしました。主な審査の経過を申し上げます。

陳情第10号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について、全会一致で採択すべきものとなりました。陳情の趣旨は、国に対し、2026年度の診療報酬改定と合わせ、介護、障害福祉サービスなど報酬の改定を1年前倒しで実施すること、さらに全ての医療機関と介護福祉事業所の物価高騰対策も含めて各報酬を10%以上を引き上げること、また当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を求める内容でした。医療機関は過去最大希望で倒産、廃業が進み、人員不足も深刻であり、地域の医療が崩壊寸前といわれる中、医療事業の安定的な維持発展と、労働者の処遇改善の必要性は十分に理解できるとし、全会一致で採択といたしました。

議員各位には十分ご賢察の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。なお、議決後は関係機関へ意見書を提出いたします。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小林弘之君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第10号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することと決定しました。

◎議案第64号から議案第76号までの質疑、討論、採決

○議長（小林弘之君） 日程第5、議案第64号から議案第76号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第64号 朝日村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第64号は可決されました。

次に、議案第65号 朝日村地域優良賃貸住宅条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第65号は可決されました。

次に、議案第66号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第66号は可決されました。

次に、議案第67号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第67号は可決されました。

次に、議案第68号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第68号は可決されました。

次に、議案第69号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第69号は可決されました。

次に、議案第70号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 字の区域の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和7年度朝日村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和7年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和7年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和7年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程

○議長（小林弘之君） この際、日程第6、発議第6号の議案を上程します。
提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎発議第6号の議案提案説明

○議長（小林弘之君） 日程第7、ただいま提出されました発議第6号の提案理由の説明を求めます。

この際、お諮りします。

発議第6号の議案提案説明につきましては、先ほどの委員長報告の際、説明が尽くされと
り、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第39条第2項の規定により、提
案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第6号の議案につきましては、提案理由の説明を省略することを決定し
ました。

◎発議第6号の議案内容説明

○議長（小林弘之君） 日程第8、発議第6号の議案内容説明を求めます

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会を行いますので暫時休憩します。

休憩 午前 9時18分

[全 員 協 議 会]

再開 午前 9時19分

○議長（小林弘之君） 本会議を再開します。

◎発議第6号の質疑、討論、採決

○議長（小林弘之君） 日程第9、発議第6号の質疑、討論、採決を行います。

発議第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（小林弘之君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（小林弘之君） 日程第11、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長より、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

◎村長挨拶

○議長（小林弘之君） ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可します。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程いたしました議案をご審議いただき、原案どおりの可決をいただきましてありがとうございました。

消防庁によりますと、今年の災害情報の数で一番多いのは、東北地方をはじめ全国で発生した林野火災です。総数で11件、2番目の地震9件を上回る状況でございました。先日も妙義山の山頂付近や神奈川県での林野火災の報道がありました。乾燥状態が続いておりますの

で、村民の皆様方におかれましては、注意をお願いをいたします。

終わりに、村民、議員の皆様方におかれましては、引き続きコロナやインフルエンザにご留意され、ご自愛されますようお願い申し上げ、お礼の挨拶といたします。

今定例会大変お疲れさまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（小林弘之君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和7年度朝日村議会12月定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前 9時23分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員